

# 2016年度IMF年次報告書

解決策を共に見出す

IMFは加盟国の歳入の拡大をどのように支援できる？

国際通貨制度におけるIMFの役割は？

金融部門は国の経済成長にどのような影響を及ぼす？

IMF理事会が中国通貨をSDRバスケットに採用すると決めた理由は？

男女平等は、経済成長にどのように貢献するのか？

より優れたデータが、アフリカの政策担当者をどのように支えることができるか？

アジアの金融の未来は？

IMFの開発資金への支援は？

IMFの資源はどのようにして管理されている？

60カ国が金融包摂をゴールに掲げた理由は？

IMFのクオータ改革はどのように進められている？

中東からの難民急増は経済にどのような影響を与えている？

一次産品価格の下落はどのような影響を加盟国に及ぼしている？

欧州は難民の急増にどのように対応している？

# 目次



## 概観

IMFについて	2
専務理事からのメッセージ	2
2016年度のIMFの主な活動	4
IMFの主な役割	5
2016年度のIMFの主な活動	6

## スポットライト ..... 7

クォータ改革より加盟国を代表する 現代的なIMFへ	8
国際通貨制度の改革	12
SDRバスケットに加わる中国人民幣元	14
開発の年: 音楽を変える	16
能力開発租税政策及び 税行政改革	20

## 地域ハイライト ..... 22

特別レポート: 紛争と難民の急増が もたらす経済への影響	22
中東及び北アフリカ	26
欧州	27
アジア	29
アフリカ	32
西半球	36

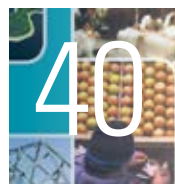
IMFの会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

本報告書の分析及び政策に関する考察はIMF理事会のものである。

IMFの会計単位は特別引出権 (SDR) である。IMFの財務データの米ドル換算額は概算であり、便宜的に示したものである。2016年4月30日現在の換算レートは、1米ドル=0.70552SDR、1SDR=1.41733米ドル。1年前(2015年4月30日)の換算レートは、1米ドル=0.71103 SDR、1SDR= 1.40642米ドルだった。

1 billionとは1,000 million、1 trillionは1,000 billionを表す。各項目の数値と合計数値の僅かな誤差は四捨五入によるものである。

本報告書において「国」という場合、必ずしも国際法または国際慣行に基づき理解される、国家の領域を意味するものではない。本報告書においては、国家ではないが分離独立したものとして、統計データが収集されている一部の地域も「国」に含む。



## IMFの活動内容 「ビッグスリー」

経済サーベイランス	42
国別サーベイランス	44
マルチラテラル・サーベイランス	48
政策助言	53
データ	62

## 融資 ..... 64

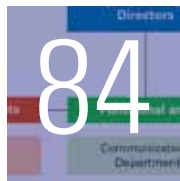
非譲許的融資活動	65
2016年度の譲許的融資活動	70
プログラムデザイン	72
政策支援インストルメント	73

## 能力開発 ..... 74

技術支援	75
研修	81
能力開発のためのパートナーシップ	83

## ボックス

1.1: IMFのクォータが果たす役割	10
1.2: 国際通貨制度をどのように改善するか	13
1.3: SDRバスケットの構成通貨の比重は?	15
1.4: 開発資金へのIMFのコミットメント	19
1.5: 同じような立場にある国から何を学べるか	32
1.6: より優れたデータが、アフリカの政策担当者を どのように支えることができる	34
2.1: 米国の金融部門評価	46
2.2: 2015年対イラン4条協議終了	47
2.3: 早期警戒演習	48
2.4: アフリカの小規模な中所得国	52
2.5: ラテンアメリカとアジアの経済のつながり	52
2.6: ウクライナの貨幣部門・金融部門への支援	79
3.1: HQ1ビル改修工事の進捗	87
3.2: 退任及び新任の幹部スタッフの横顔	91
3.3: セーフガード評価によるリスク管理	94
3.4: ギニアの労働組合との対話	98
4.1: クォータ計算式	110
4.2: 気候変動と戦う	114



## 財務、 組織及び 説明責任

IMF組織図	84
予算と収入	86
歳入モデル、手数料、報酬、負担及び純歳入	88
人事政策と組織	90
説明責任	92
監査メカニズム	92
外部関係者へのアウトリーチと交流	95
クォータとガバナンス	98
透明性	99
IMF理事会 (写真)	100
マネジメントチーム (写真)	102
理事及び理事代理 (リスト)	104
幹部	106



## これから

これから	108
第15次クォーター一般見直し	110
2017年度の金融セクター評価プログラム行動計画	111
進行中の財政に関する活動	112
所得の不平等、ジェンダーの不平等	113
腐敗：そのコストと改善のための戦略	116
世界的課題	117
注釈s	118
頭字語及び略語	124
総務会への送り状	125
女性の役割の拡大	126
IMFで活躍する女性リーダー達	裏表紙

図	
1.1: SDR構成通貨比重 (2016年10月1日付け)	15
1.2: SDR構成通貨比重 (2010年)	15
1.3: ベルギー5年間の税負担	20
1.4: ベルギーのVATコンプライアンス・ギャップ (2003~2013年)	20
1.5: モーリタニア：政府資源と非資源収入	21
1.6: 中東、北アフリカ、アフガニスタン、パキスタンの避難民	25
1.7: 地域別紛争頻度	25
1.8: 地域別紛争の熾烈さ	25
1.9: 産油国：経常収支と対外バランス	26
1.10: 産油国：実質GDP成長率	26
1.11: 金融健全性指標：参加国・公表国	31
1.12: ドミニカ：資本投資、復興その他	37
2.1: LIDCs—国グループ別、商品価格指標 (ネット)	50
2.2: LIDCs—高まる脆弱性	50
2.3: LIDCs—資本流入	50
2.4: バングラデシュ：預金口座	55
2.5: 2007~2016年度 (年度末4月30日) に承認された 一般資金勘定の取極	65

2.6: 2007~2016年度 of 非譲許的融資残高の推移	70
2.7: 2007~2016年度 of 譲許的融資残高の推移	71
2.8: IMFの主要な活動のコストの内訳、2016年度	75
2.9: 能力開発への支出	75
2.10: 地域別技術支援実施状況	76
2.11: 所得グループ別技術支援の実施状況	77
2.12: 項目別技術支援実施状況	80
2.13: 所得グループ別IMF研修参加者	81
2.14: 地域別IMF研修参加者	82
2.15: 2015年、IMF研修に関する3年毎の調査	82

表	
2.1: 2016年度に承認された一般資金勘定の取極	65
2.2: IMF一般資金勘定からの融資の条件	66
2.3: 譲許的融資制度	68
2.4: 2016年度の貧困削減・成長トラストで承認または 拡充された取極	72
3.1: 主要支出項目予算、2015-19年度	86
3.2: 2015年度財務諸表に計上された運営費用	88
3.3: 6カ月以上の対IMF延滞債務の国別・勘定分類別金額	90

## IMFについて

国際通貨基金は、世界経済の健全性の促進のために創設された189カ国が加盟する国際機関である。IMFは、国際的通貨協力の推進、金融の安定性の確保、国際貿易、高い雇用水準及び持続可能な経済成長の促進、そして世界の貧困削減の実現のために活動している。

国際通貨制度の効果的な運営を監督するIMFの主な目的は、外国為替の安定性、及び国際貿易の均衡ある成長の促進である。これは持続可能な経済成長を実現し生活水準を向上させるうえで不可欠な要素であり、これにより各国及びその国民が他国の財やサービスを購入することができる。

IMFの全加盟国を代表するIMF理事会は、各国の経済政策の国、地域、及び世界に及ぼす影響を議論する場であるとともに、一時的な国際収支上の問題への対処や能力構築に取り組む加盟国を支援するためのIMF融資を承認する。本年次報告書は、2015年5月1日から2016年4月30日までのIMFの理事会、マネジメント、及びスタッフの活動を報告するものである。本報告書は、IMF理事会の見解及び政策協議を反映している。なお理事会は本報告書の政策に積極的に参加している。

## 専務理事からのメッセージ



本年次報告書が示すように、2016年度は困難な試練と、画期的と言える成果を生み出した年でした。

2016年4月にナウルが加わったことで189カ国まで拡大した我々の加盟国は、世界経済が複雑に展開し不確実性が存在する時に、緩やかな成長を再活性化するという困難な任務に立ち向かうことになりました。2016年春季会合にて、加盟国は、世界経済をより力強くかつ安全な成長軌道に戻すための金融、財政、構造の各政策からなる3本柱アプローチを承認しました。これは今日に至るまで我々の最重要課題であり、IMFはいくつかの重要な措置をとるなど、加盟国支援へのコミットメントを強化してきました。

第一に、2010年に承認されたIMFのクォータ及びガバナンスの広範な改革がついに実施になりました。この改革は、IMFの中核的資源を大幅に拡充するとともに新興市場国及び途上国の発言権を強化するためのもので、これによりIMFが21世紀の世界経済を一段と反映した組織となることが極めて重要です。

第二に、国際連合(国連)は、「持続可能な開発目標」のもとで、途上国が包摂的かつ持続可能な成長のための基盤を今後15



年間で構築することができるよう、これを支える達成可能な措置を求めました。IMFは国連のこの要請に応えました。IMFは、2015年7月にエチオピア・アディスアベバで開かれた「第3回開発資金国際会議」で、一連の具体的なコミットメントを打ち出しました。たとえば、金融支援の拡大であり、政策助言の強化であり、開発に伴う特別な課題に焦点を絞った技術支援をはじめとする能力開発活動の強化でありました。

第三に、世界経済が直面している課題への理解を深めるため、IMFは国際通貨制度の弱点と脆弱性を特定し、世界経済の中核における我々の役割を改善するための取り組みに着手しました。この取り組みでは、引き続き世界金融危機からの教訓を取り入れる一方、新たな課題の発生にあわせ政策対応を改善することになります。

この作業で重要なのが、特別引出権(SDR)を構成する通貨バスケットの定期見直しの完了です。この結果、中国人民元をバスケットに加える決定がなされました。これは、中国経済を国際金融システムに組み入れ世界経済を強化するための重要なステップでした。

第四に、全く予期せぬ事態が発生しました。それは、シリアをはじめとする紛争の影響下にある国々からの難民の大量移

住です。何百万という人々の移動は、まちがいなく深刻な人道的危機ではありますが、経済にも重大な影響をもたらします。IMFは中東・欧州でその影響を受けている国々と協力し、こうした国々が抱えるマクロ経済的な課題を分析するとともに、適切な対応を行えるよう支援しています。

そして最後に、腐敗をめぐる問題が注目を集めるケースが発生し国際的な関心を集めました。そして腐敗は包摂的経済成長を達成する国の能力を大きく阻害するという共通認識が広がるなかで、先進国・途上国を含め世界的に腐敗問題への対策が喫緊の課題となっています。IMFは、腐敗対策に取り組む加盟国を、ガバナンス改革に関する政策助言や技術支援、研修を通し支援しています。

本年次報告書は、以上に加え2016年度に理事会が取り組んだ様々な政策関連事項を記しています。IMF加盟国は理事会を通し文字通り日々発言しています。理事会のインプットがまさに我々の活動の中核なのです。



クリスティーヌ・ラガルド

# 2016年度の IMFの主な活動

2016年度(2015年5月1日~2016年4月30日)、IMFは機敏性を高め一体化を進めるとともに加盟国を一層重視することで加盟国を支援してきた。

## 機敏性

IMFは、一次産品価格の下落や自然災害の被害を受けた加盟国に融資を実施した。

移住、世界貿易の減速、所得やジェンダー格差といった新たな課題のマクロ経済への影響に関する知識を深化させた。

構造改革に関するより突っ込んだ分析を進めている。たとえば「世界経済見通し」では、構造改革とマクロ経済政策の相互補完性を明確に示した。

国際通貨制度とIMFの実効性に関するより積極的かつ前向きな対話を支えるため、グローバル金融セーフティネット及びIMFの規模が十分であるかについて、現在評価作業を進めている。

IMFは脆弱国における能力開発で、その吸収能力にあわせた体系化されたアプローチを採用している。

## 一体化が進んだ

IMFは、中国のリバランス(再調整)や世界的な一次産品価格安といった移行が加盟国へ及ぼす波及的な影響を評価するにあたり、総合的なアプローチを採用した。

サーベイランスで、マクロ金融・マクロ構造の問題にこれまで以上に重点的に取り組むための作業を進めている。

2016年1月に、20カ国・地域グループ(G20)のデータギャップ・イニシアティブの第2段階がスタートした。ここでは、リスク特定、相互連関性及び波及効果の問題により焦点を当てている。

新たな課題をサーベイランスに組み込む作業が続いた。気候変動、ジェンダー、格差の分析が、これらの問題がマクロ的に重要な、言い換えるならば国の国内あるいは国際収支の安定性に影響を及ぼす可能性のある国々で、試験的に行われた。

IMFスタッフは、不安定な市場をモニタリングする新たな手段を開発した。これは、国内の市場の状況や潜在的に拡散しかねないストレスに関するカントリーチームの情報源となっている。

歳入確保、政府財政統計の報告基準、データ収集、包摂的成長、及びエネルギーといった分野で、サーベイランスと能力開発の相乗効果が強化された。

専務理事のグローバル政策アジェンダの要約。詳細は注釈参照

## 加盟国をより重視する

理事会はSDRバスケットに人民元を採用するバスケットの拡大案を承認した。2016年10月に予定されている新規バスケットへの移行を円滑に行うため、IMFスタッフはSDR利用者及び中国当局と協力している。

2010年のクォータ及びガバナンス改革が、加盟国の承認を受け実施となった。この改革により、大きく変化する環境において、IMFが加盟国のニーズにこれまで以上に適切に対応しかつこれを見出すことができるようになる。

IMFスタッフは、G20先進国・地域及び東南アジア諸国連合(ASEAN)を含め様々な討論の場を提供しこれを支援するとともに、実務者間の学習のためのイベントやハイレベルセミナーといったイベントを開催した。

2014年の「3年毎のサーベイランス・レビュー」を受け、IMFは、サーベイランスの分析及び助言の拠所となっている公平性に関する原則を明確化したペーパーを発表した。

低所得国における技術支援及び研修が、特に国内歳入の確保及び国際課税といった分野でスケールアップした。

オンラインコースがさらに拡大し、より多くの人がIMFの研修を受講できるようになった。

## IMFの 主な役割

IMFは主な役割は以下の通りである。

### 経済サーベイランス

加盟国に対し、マクロ経済の安定化に資する政策の導入について助言を行うことで、経済成長を加速化し貧困を削減する。

### 融資

対外支払いが外貨収入を上回り外貨不足に陥ったなど国際収支上の諸問題を抱える加盟国に対し、その対処を支援するため一時的な金融支援を行う。

### 能力開発

健全な経済政策の実施に必要な専門知識と制度の構築・強化を支援するため、加盟国の要請に基づき、技術支援及び研修を行う。

ワシントンDCに本部を置くIMFは、世界的な活動の広がり  
と加盟国との緊密な関係を反映し、世界中に事務所を設置している。

IMF及びその加盟国についての詳細は、IMFのウェブサイト、[www.imf.org](http://www.imf.org)で閲覧可能となっている。

# IMFの政策課題と 優先事項

専務理事の「グローバル政策アジェンダ(GPA)」は、年に2回、IMFの政策諮問委員会である「国際通貨金融委員会(IMFC)」に提出される。GPAはIMF加盟国が抱える政策課題を特定し、前回のGPAからの進捗を評価するとともに、世界レベル・国レベルで必要な政策対応の概要を示し、IMFがこうした政策対応をどのように支援することができるかを明示する。

2016年4月のGPAでは、世界経済をより力強く安全な軌道に戻すための政策が焦点となった。ここでは、加盟国は、成長へのコミットメントを強化するとともに、適切に機能する金融部門及び国際協力で補強しながら、政策手段を相互に補完する3本柱アプローチを採用すべきだとしている。

## 金融政策

先進国・地域では、需給ギャップがマイナスでインフレ率が極めて低い所では、金融政策は引き続き緩和的であるべきだ。しかし、金融政策は、必要な需要支援を行ううえで他の政策を伴う必要がある。また、成長の構造面の隘路に対処することはできない。非伝統的な金融政策が、需要の底上げを支えている一方、極めて低い金利——一部ではマイナス金利——が、銀行の収益性に直接影響を及ぼす可能性もある。新興市場国・地域では、金融政策は、通貨安が及ぼすインフレ及び民間部門のバランスシートへの影響に対応しなければならない。

## 財政政策

国内における政策間の調整が不可欠である。高債務、高止まり状態にあるソブリンブレッド、及び公的部門の貯蓄不足という苦境に依然としてあり、財政健全化計画を推し進める必要がある国がある。また一方で、財政に余力のある国は、財政政策の一層の緩和にコミットすべきだ。一部の債権国については、これにより世界的なリバランス(再調整)の促進に貢献することもできよう。また全ての国が、歳入と歳出の構成をより成長志向とすることで、貢献することができる。これは、一部の国ではとりわけインフラ支出の拡大を意味する。

## 構造改革

生産性と潜在GDP改善のためには構造改革が必要であることは、広く認識されている。G20の枠組みも含め多くの確約がなされた。しかし、その実現を急がねばならない。財政に余力のある国々は、需要底上げ策と構造改革の相乗効果を利用すべきだ。財政刺激が組み込まれた構造改革が、短期的にプラスの効果を持ちえる。経済構造の多様性を踏まえれば、各構造改革の優先事項は、順序付けをしかつ経済発展の段階や諸制度の強さを反映すべきである。一次産品輸出国及び低所得途上国では、経済の多様化及び構造の転換を促す政策が不可欠となっている。

## 金融部門に関連する措置

コルレス銀行関連など、リスク回避が、金融サービスへのアクセスを過度に妨げることがないよう解決策が必要となっている。各国は、民間部門のバランスシートの修復のスピードアップのため更なる措置を採り、金融政策のクレジット・チャネルを弱め不確実性を増大させるようなレバレッジ解消の長期化は避けるべきだ。銀行システムのリスク軽減とともに、欧州連合の銀行同盟を、最後の柱である共通の預金保険制度を確立し完成させることが不可欠だ。シャドーバンキングセクターが安定的な市場ベースの資金調達チャンネルに育つようにするための政策を含む、金融規制改革の一貫した実施と完了でもさらなる進捗が必要となっている。

## 国際協力

各国は、国レベルそして世界レベルで成長を促進するための、国際的な改革パッケージに寄与する一連の政策措置にコミットすべきである。3本柱のアプローチは、加盟国が協調して実施することで、相互に経済活動を強化し安定性リスクを削減することができる。国際協力もまた必要である。具体的には、調整と流動性注入のためのメカニズムの強化、世界貿易の活性化、腐敗との戦い、規制改革計画の推進などである。



## スポットライト



クォータ改革  
より加盟国を代表する  
現代的なIMFへ ..... 8



国際通貨制度の  
改革 ..... 12



SDRバスケットに  
加わる中国人民幣元 ..... 14



開発の年  
音楽を変える ..... 16



能力開発  
租税政策及び  
税行政改革 ..... 20

改革により、IMFの中核的資源が大幅に増加した。これにより、IMFは危機にこれまで以上に効果的に対応できるようになるとともに、世界経済で拡大するダイナミックな新興市場国・地域及び途上国の役割をより適切に反映することになり、IMFのガバナンスが改善する。

2015年12月、米国議会でIMFの2010年のクォータ及びガバナンス改革案が承認されたことで、2016年1月に改革の実施に必要な条件が全て揃った。この広範かつ歴史的な改革は、国際金融の安定性を支えるというIMFの役割を強化した重要なステップだった。

総務会が2010年に承認した改革の実施により、一段と加盟国を代表したより現代的なIMFが誕生することになった。現在のIMFは、21世紀の加盟国のニーズに対応する用意が十分整っている。なお同改革は、2008年に総務会が承認した一連の制度変更を基盤としている。

# クォータ改革

より加盟国を代表する現代的なIMFへ

2010年のクォータ及び  
ガバナンス改革の主な結果

クォータのシェアが、ダイナミックな新興市場国及び途上国加盟国へ、またクォータが過大評価となっている国から過小評価されていた国へ  
**6%強シフト。**







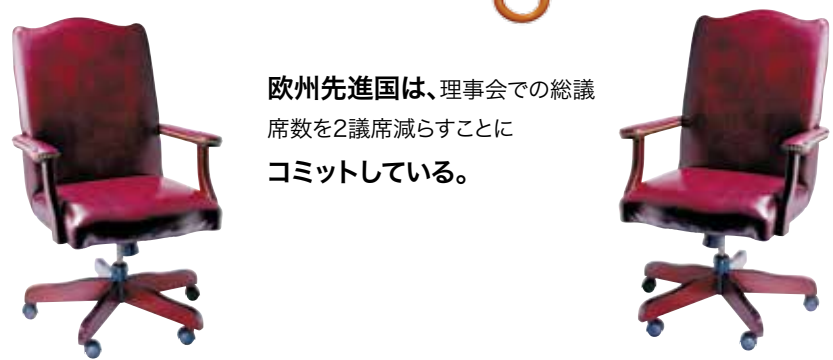
IMFのクォータ資源を拡充するという合意を受け、**全ての加盟国のクォータが増額**（特別引出権－SDR－で評価。次頁参照）。クォータ資源は合計で、約2,385億SDR（約3,290億ドル）から約4,770億SDR（約6,590億ドル）へ拡大。

これにより、**ブラジル、中国、インド、ロシア連邦の新興市場4カ国が**、米国、日本、及び欧州の4大国（フランス、ドイツ、イタリア、イギリス）に加わりIMFの10大出資国の仲間入りを果たした。

IMFの最も貧しい加盟国のクォータシェアと議決権は維持。



欧州先進国は、理事会での総議席数を2議席減らすことにコミットしている。



はじめてIMF理事会の全議席が、加盟国が選出する理事が占めることになる。これまでは、理事会の5議席を5大クォータ出資加盟国の任命理事が占めていた。

7カ国以上が構成する選出母体が、第二理事代理を任命できるようになった。これにより、理事会におけるこうした選出母体の代表性が強化される。



加盟国にはそれぞれ、総じて世界経済での相対的な地位を基に、クォータが割り当てられる。

加盟国が振り込むクォータ(出資割当額)がIMF財源の中核である。クォータが、IMFへの各国の資金上のコミットメントの上限、議決権及びIMF融資へのアクセスを定める。

#### クォータ計算式

現行のクォータ計算式は、GDP(比重50%)、世界経済への開放度(同30%)、経済変数(同15%)、及び外貨準備高(同5%)の加重平均を採用している。GDPは、市場為替レート(比重60%)を基にしたGDPと、購買力平価(PPP)為替レート(同40%)をベースとしたGDPの、混合的なGDPを使い計測される。またクォータの計算式には、計算されたクォータのシェアの加盟国間でのギャップを減らすための「圧縮因子」も含まれている。

#### 特別引出権

クォータは、IMFの会計単位である特別引出権(SDRs)建てとなっている。IMFの最大の加盟国は米国で、現在のクォータ(2016年4月30日現在)は830億SDR(約1,180億ドル)、一方最小の加盟国はツバルで、現在のクォータは250万SDR(約350万ドル)となっている。



全ての加盟国が、そのクォータを基に資金を拠出することが義務付けられている。

#### 出資金

加盟国により振り込まれるクォータは、加盟国がIMFに出資する資金の上限を決定

する。IMFに加盟する際には、出資金を全額支払わなければならない。その場合、最大25%までをSDRもしくはIMFが定める他の加盟国の通貨を利用して支払わなければならない、残りは加盟国自身の通貨で支払う。





全ての加盟国が、そのクォータを基  
に資金を利用することができる

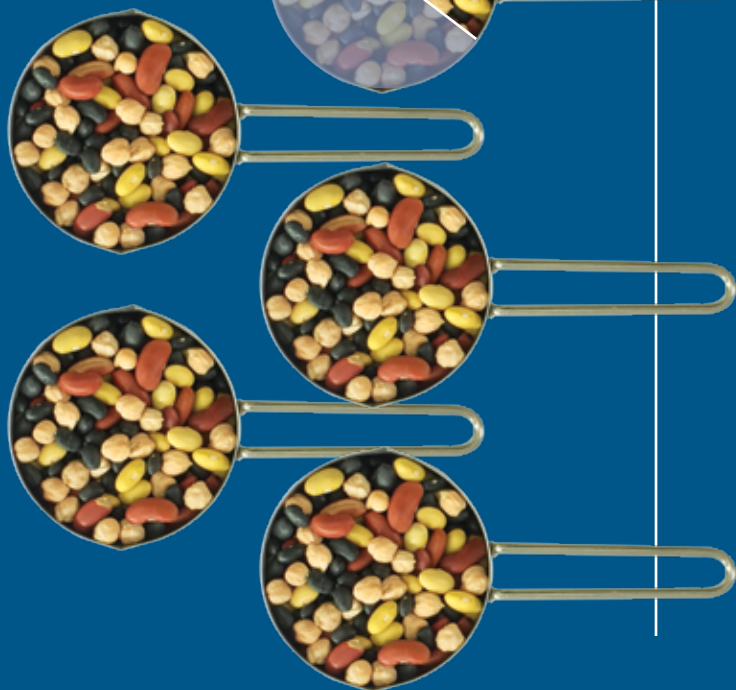
#### 融資へのアクセス

加盟国がIMFから得ることができる融資の額（融資利用限度額）は、クォータをベースとしている。たとえば加盟国は、ある融資では、通常アクセス下で年間では最大クォータの145%、累積では435%の融資を受けることができる。定められたレベルを超えた「例外的アクセス」は、特定のリスク軽減基準が満たされていれば認められる。

年間で、加盟国は  
クォータの最大  
**145%**の融資  
を受けることが  
できる。



累積では、クォータ  
の**435%**まで融  
資を受けることが  
できる。



クォータは主に、IMFの意思決定の  
際の加盟国の議決権を定める。

#### 議決権

「基礎票」は各加盟国に等しい割合で付与され、それに各国のクォータに比例した投票権が上乗せされる。

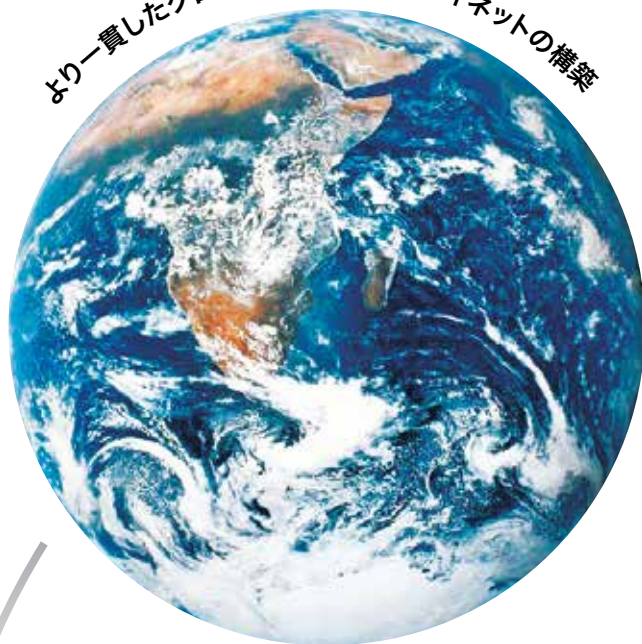


#### SDR配分

クォータは各国へのSDRの配分も決定する。

国際社会が、世界金融危機の教訓を取り入れこれを生かそうとしているなか、IMFは国際通貨制度(IMS)が抱える課題への理解を深めるための作業に着手した。たとえば、同制度の変化する短所を特定するとともに、耐性と長期的成長の強化に資する改革の基礎を築くことを目的とした点検作業などである。

より一貫したグローバル金融セーフティネットの構築

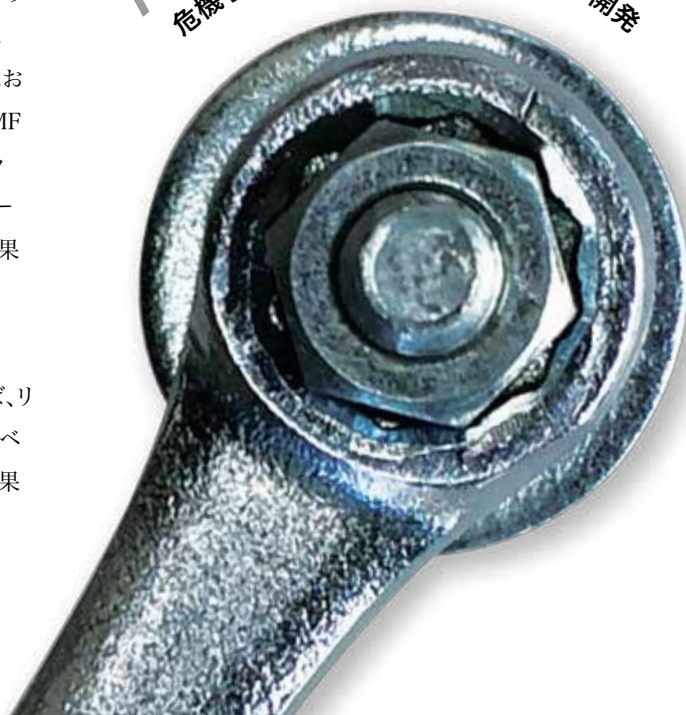


# 国際通貨制度の 改革

またIMSに関する作業では、2011年に行われた最新の見直しを基に、IMFの世界経済の中心としての役割の改善にも努めている。現在の見直しは、2016年3月に発表された一連のペーパーから始まった。これらペーパーは、IMF内部やG20を含めた他の主要な国際的な場における政策討議に深みを与えることを目的としていた。この見直しは、IMFのワークプログラムに取り入れられた、グローバル金融セーフティネット、IMFの規模、SDRの役割、第15次クォーター一般見直し、資本フローの分析といった様々なプロジェクトを分析する枠組みとしての機能を果たすことになる。

IMSの見直しは、危機に由来する様々な改革の一環であった複数のIMFイニシアティブに続くものである。そのイニシアティブとはたとえば、リスクや脆弱性にIMFの焦点を絞ることを目的とした、統合されたサーベイランスの導入や、金融部門のサーベイランスの強化であり、波及効果に関する作業の拡大や、融資制度の見直しなどである。

危機予防と調整のためのメカニズムの開発



しかし、IMSの評価作業では、新たな課題を考慮する必要がある。すなわち、グローバル化のプロセスをどのように強化すれば広く世界経済の全ての参加者を益することができるかという課題や、中国のリバランスへの対応、一次産品価格の下落及び世界の主要国・地域における異なる金融状況への適応などである。なかでも、世界的に低成長で新興市場及び途上国・地域の金融市場の統合・深化が進むなか、相互関連性と開放性に関連したリスクと脆弱性を管理する必要がある。

IMFはIMSの中心ではあるが、同時に中央銀行や他の基準設定機関が参加するより大きなシステムの一部でもある。IMFの役割は、分析や共有されている理解を示すことであり、改革を進めるか否かの判断はIMF加盟国に任されている。

世界的な協調強化のためのルールと制度の構築



またIMFは、グローバル金融セーフティネットの一部を提供することで、国際通貨制度に貢献している。これは、より優れた政策立案の促進、合理的なペースでの融資枠組みの調整、及び不安定化の影響を受ける可能性のある「無実の第三者」への保険の提供といった必要不可欠な3点に対応している。セーフティネットの他のレベルが、チェンマイイニシアティブといった地域金融取極であり、IMFはこうした取極とより密接に連携する手法を模索している。

IMFは、国際通貨制度の評価を行った。評価の第一段階で行われたのは、理事会が2016年3月の非公式協議で議論した一連の分析ペーパーの作成だった。最初のペーパーである「国際通貨制度を強化する—再考 (Strengthening the International Monetary System—A Stocktaking)」では、同制度を引き続き強化する必要性が明確となった構造的な変換を検証している。また、危機予防の取り組み、及び、調整、協力あるいは流動性供給のための世界的なメカニズムを強化するであろう改革の潜在的分野を特定した。

同ペーパーが示す潜在的な改革3分野は以下の通り。

- 危機予防と調整のメカニズム
- 世界の安定性に影響する事柄や政策で世界的協調を強化するためのルールと制度
- より一貫したグローバル金融セーフティネットの構築の必要性。

論文の第2弾である「グローバル金融セーフティネットは十分か (The Adequacy of the Global Financial Safety Net)」では、ストレス時に世界経済を支えるために導入された指標のマトリックスの長所、弱点、及び課題を評価している。これには、外貨準備高、中央銀行のスワップ取極、地域金融取極、IMF財源、市場型商品などを含む。

同論文は、グローバル金融セーフティネットは今日、これまで以上に大きく幾層にも重なっていること、さらには次第に特にIMFのサーベイランス及び融資枠組みの改善とともに、強化されていることを証明した。しかし、同時に、現在のセーフティネットの構成について、ショックに対する保険と融資メカニズムの予測可能性、信頼性、スピードを改善し、各国が健全なマクロ経済政策を導入する適切なインセンティブを提供するため、改善する余地があるとの認識を示した。



2015年11月30日、理事会はSDRを構成する通貨バスケットの5年ごとの定期見直しを終了した。理事会は、中国人民元は、SDRバスケットに採用するための全基準を満たしていると判断するとともに、2016年10月1日に自由利用可能通貨として人民元を米ドル、ユーロ、円、スターリング・ポンドとともにSDRバスケットの5番目の構成通貨とすることを決定した。

# SDR バスケットに 加わる 中国人民元

SDR評価方法のもと、SDRバスケットは5年ごとに見直される。状況の変化により早期の見直しが正当と判断された場合はそれ以前に行われる。SDRの見直しでは、SDRの国際準備資産としての魅力を増すことを念頭に、通貨選択基準、構成通貨、通貨構成比重決定手段、及びSDR金利バスケットの内容を評価する。

理事会の人民元のSDRバスケット採用に関する協議と採用の承認を受け、クリスティーヌ・ラガルド専務理事は、以下の声明を発表した。





人民元をSDR構成通貨に含むとする理事会の決定は、中国経済を世界の金融システムに統合していく上での重要な一里塚である。同時にこの決定は中国当局が同国の通貨金融システム改革で過去数年にわたり成し遂げた前進の承認でもある。こうした努力の継続と深化は、より堅固な国際通貨金融システムを作り、それは転じて中国と世界の経済の成長と安定を支えることになろう。

人民元の構成通貨採用の決定を下すにあたり、理事会は「評価に使われた指標全てで、前回見直しより、人民元の国際的利用と取引が大幅に増加した」と指摘した。さらに、人民元は「国際取引の決済で実際に広く使われ」、「主要市場で広く取引されている」という点で合意した。

SDR金利は引き続きSDR構成通貨の市場の短期金融商品金利の加重平均に基づき決定される。

### 基準金利、2010年・2016年

2016年10月1日付けでバスケット構成通貨を代表する基準金利は以下の通り(人民元が正式にSDR構成通貨になった場合)：

- 米ドル：財務省証券(3カ月物)の市場利回り
- ユーロ：欧州中央銀行が公表する、格付けがAA以上のユーロ圏の中央政府国債の3カ月物スポットレート
- スターリング・ポンド：イギリス財務省発行証券(3カ月物)の市場利回り
- 日本円：日本財務省国庫短期証券(3カ月物)金利
- 人民元：中国国債の3カ月物のベンチマーク利回り(中央国債登記結算有限責任公司発行)

2010年見直しの際の4通貨を代表する基準金利：

- 米ドル：米国財務省証券(3カ月物)市場金利
- ユーロ：Eurepo3カ月物金利
- 日本円：日本財務省国庫短期証券(3カ月物)金利
- スターリング・ポンド：イギリス財務省債券(3カ月物)市場利回り

一口メモ

### ボックス1.3: SDRバスケットの構成通貨の比重は？

2016年10月1日付けで、SDRバスケットを構成する5通貨の比重は以下ようになる。これは、IMF理事会が合意した計算式に基づき算出された。

図1.1  
SDR構成通貨比重  
(2016年10月1日付け)

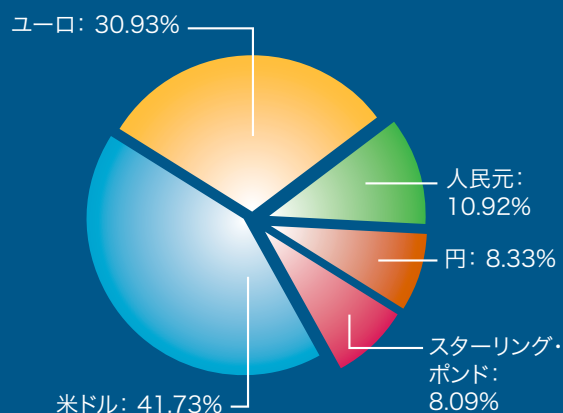
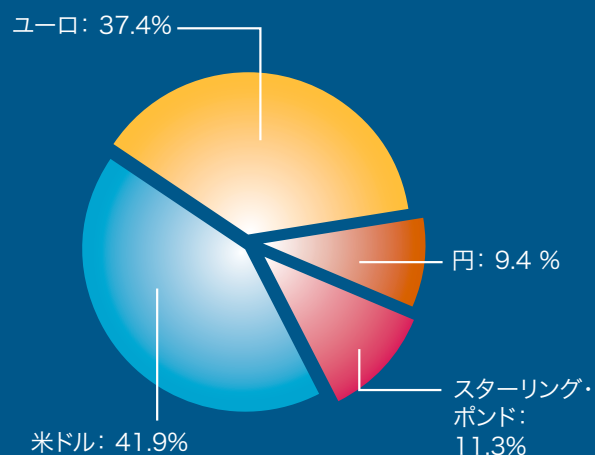


図1.2  
SDR構成通貨比重(2010年)



# 音楽を 変える

アフリカには、「音楽が変化すると、ダンスも変化する」という諺がある。今年は、新たな取り組み—音楽を変え—を行い、全ての国を持続可能な包摂的成長の軌道にしっかり乗せるチャンスだ。

—クリスティーヌ・ラガルド専務理事、  
ブルッキングス研究所でのスピーチ、2015年7月8日



2015年を開発の年と定めるなど、低所得途上国が包摂的かつ持続可能な成長の基盤を向こう数十年で築くことができるよう、国際社会は世界的なパートナーシップの構築に重点的に取り組んだ。その中核が「持

続可能な開発目標(SDGs)」である。これは、国際連合(UN)が2015年9月に採択した一連の目標で、その対象は経済、社会、環境と多岐にわたる。SDGsは、2000年～2015年の間に、世界の貧困層の半減と健康及び教育に関連する開発指標の改善を中心とした、一連の目標の達成を目指した「ミレニアム開発目標」の後継である。ドナー諸国及び国際金融機関の課題は、こうした目標の達成を現実のものとするところである。

IMFは、2015年7月にエチオピアのアディスアベバで開催された「第3回開発資金国際会議」で一連のコミットメントを示した。これらの措置は、理事会が7月1日・7月6日に議論した2本の政策ペーパーで提示されたものだ。理事会は、金融支援の強化と政策助言、技術支援、及び能力開発の改善を含む包括的なアプローチを承認した。IMFのコミットメントの概要は、クリスティーヌ・ラガルド専務理事がブルッキングス研究所で行ったスピーチのなかで示された。

金融支援の  
強化



能力開発





IMFの国際社会への公約は、融資のみにとどまらない。これは、SDGsがIMFのマネート(責務及び権限)の中核に位置する広範な事柄を対象としているという事実を反映している。それは、たとえば、国内歳入の確保、支出の効率性と効果、資本フローの呼び込みと管理、公共投資の拡大、及び国際金融の安定性の維持や国際課税での協力などの国際政策である。こうした事の多くが、SDGs立ち上げのために、国連加盟国が2015年9月にニューヨークに集った際に議論の対象となった。また、この会議のために作成されたIMFのスタッフ・ディスカッション・ノートでも強調されていた。IMFは既に、その能力開発関連支出の5分の1を税政策と税行政への支援に振り分けているが、さらなる資源が新たな措置のもと割り当てられることになろう(IMFのコミットメント、19ページ、ボックス1.4参照)。



気候変動は、持続可能な開発に深く関連している。というのは、人類が環境に及ぼす影響は加速度的に拡大しており、その最大の影響を受けるのが世界の最貧困層だ

からだ。こうした課題に関する第3回目の国際会議が2015年12月にパリで開催され、気候変動緩和での有意な進展のための枠組みを提供する画期的な合意に至った。当時作成されたスタッフ・ディスカッション・ノートは、気候変動の財政、マクロ経済、金融への影響の概略を示している。

またIMFは、効果的なインフラ支出に必要な公共投資運営管理の重要分野での助言や技術支援を行い、大幅なインフラギャップへのより効率的かつ持続的な対応で、加盟国を支援する予定である。IMFは、公共投資、成長、債務の持続可能性の関連性に関する分析を強化し、インフラ支出拡大の適切なペースの特定に貢献する。

包摂的かつ持続可能な開発のための最初の措置が2015年に採られた。課題は、この作業を将来にわたり継続していくことである。

## 政策助言の強化



## 脆弱国を重視



## 国内歳入の確保



## 開発資金の政策優先課題

2016年はじめに、IMFは国連開催の会議で開発資金での初期の段階の進展を評価した。この結果、4優先課題が特定された。

- 各国は率先して持続可能な開発の前提条件である経済及び金融の安定性を確立しなければならない。しかし、こうした取り組みは、国際協力で支えなければならない。
- 税の問題での国際協力の拡大は、低税率国・地域への利益の移転に制限をかけるなど、資源確保の向上を担保するためには不可欠である。IMFは租税政策及び税行政の技術支援の拡大にコミットしている。

- 経済全体の成長を強化するには、包摂的成長に重点的に取り組む必要がある。たとえば、女子教育の改善や税制・社会保障制度の女性の労働意欲喪失につながる制度や女性の雇用の障壁の撤廃などである。
- 各国はエネルギー課税をより重視しエネルギー補助金への依存を低下させる必要がある。IMFの分析によると、世界全体で補助金は合計5.3兆ドル・世界GDPの6.5%に匹敵する。この支出を削減することで、途上国を含めより生産的な活用のための資金を確保することができよう。

## ミャンマー：包摂的成長のための税制改革

50年に及ぶ相対的な孤立の後、ミャンマーは、より開放が進んだダイナミックな経済環境の需要に応え、遅れている構造・社会改革の資金手当てのための歳入を確保するため、税制の現代化を進めるという課題を抱えていた。同国の2012年の税収の対GDP比率は7%未満と世界でも最低の水準にとどまっており、当局は公正かつ公平・透明な手法での税収の拡大を図った。

IMFはマルチパートナー信託基金である「税政策・税行政信託基金」の支援をもとに改革戦略の立案を支えた。改革の主な目的は、ミャンマーの税行政の制度面の能力の強化であり、より長期の税制改革に備え行政とビジネスコミュニティー双方の準備を整えることである。結果は、課税ベースの拡大とコンプライアンスの改善などである。

ミャンマーの課税ベースは極めて小さかったが、そこから進展した。



2012年以降、主要な税による収入が平均で年20%以上増加した。



高額納税者の、登録、期日内の申告・納税のコンプライアンスが国際的な優良慣行レベルに近づいている。



間接税の課税ベース拡大を重点課題とした租税政策の改革が始まった。また、税当局は直接税の課税ベースの見直しに着手するより良い状況にある。

改革の重要な課題は、不可欠な公共の財やサービスの資金手当てでの課税の役割に関する市民の理解を深めること、そして納税は効果的な現代国家の顕著な特徴であるという理解を確実に広めることである。ミャンマーは、長期にわたり包摂的成長の追求で広範な支援が必要となるだろう。しかしこれまでの成果から今後に期待ができる。

## 小国の自然災害と 気候変動への耐性

気候変動が問題になっている現在、太平洋及びカリブ海地域の小島嶼国が、サイクロン、津波、洪水といった自然災害の影響を最も受けている。気候変動が、一部の太平洋島嶼国の存在自体にリスクをもたらしている。

IMFの小国との活動はマクロ経済や関連政策課題に広がっている。近年、自然災害が小国に影響をもたらすケースが増加していることから、作業の焦点は、自然災害及び気候変動への政策対応強化のための政策へとシフトした。

以前は国ごとに分析作業を行っていたが、2015年6月にスタッフが初の国境を越える研究 (IMFワーキングペーパー「太平洋の小島嶼国の自然災害及び気候変動へのマクロ経済の耐性を高める: Enhancing Macroeconomic Resilience to Natural Disasters and Climate Change in the Small States of the Pacific」) を発表した。これは、自然災害の影響を数値化したものである。

同ペーパーは、予測される自然災害の財政コストと成長への影響の評価が、太平洋島嶼国の長期的見通しの分析で極めて重要である

と結論付けた。実際に問題が発生する前に推定値をマクロ経済の枠組みに組み込むことが、国の災害リスク管理の向上に資する。結果、そうした事態への対処能力を向上させる上でこれは有意だと同ペーパーは指摘している。

こうした将来見込まれるコストを各国の債務の持続可能性分析に組み込むことが、財政及び金融のバッファーや他の資金源へのニーズの規模を決定する助けとなる。こうした行程はまた、自然災害や気候変動に対処するインフラの構築で利用可能な財政余力を判断する助けともなる。こうした措置により、IMFの政策助言を各国のニーズにより適切に合ったものとする事ができよう。

これに続き同じテーマに関する政策ペーパーが2017年度に発表される。同ペーパーでは、カリブ諸国及び太平洋地域の小国の成長を支え耐性を高めるためのIMFの最善の支援のあり方を分析する。

2015年5月、スタッフレポート「小規模途上国におけるマクロ経済の発展と課題 (Macroeconomic Developments and Selected Issues in Small Developing State)」が一般に発表された。このペーパーは、小国に関するそれまでのペーパーの分析を発展させたもので、2015年度に理事会は非公式会議で議論した。

### 一口メモ

## ボックス1.4: 開発資金へのIMFのコミットメント

2015年7月に発表された「開発資金」でのIMFの中核的な融資コミットメントの主な要素は以下3点である。

- 適格性を有する低所得国が利用できる資金を拡大する。これは、IMFの譲許的融資へのアクセスを50%拡大することで実現する。このコミットメントは、2016年度、新興市場の成長の減速及び一次産品価格の下落が多くの途上国の新たな圧力となるなかでより重要となった。

- 譲許的資金を最貧国や最も脆弱な国々に振り向ける。
- ラビッド・クレジット・ファシリティ下で供与される融資の金利をゼロとする。同ファシリティは、自然災害の被害にあった国や脆弱国・紛争後の国を対象としている。

またIMFは、能力開発活動を通し「開発資金」を支援している。



国内の歳入確保の強化は、「国連の持続可能な開発目標」に取り組んでいる加盟国への支援で最も活用されているIMFの専門知識—及びそのパートナーの支援—だ。

# 能力開発

## 租税政策及び 税行政改革

### ペルー

2011年10月以降、IMFは、スイスの連邦経済省経済事務局(SECO)の支援を得ながら、ペルーの歳入確保を強化するため歳入管理当局に技術支援を行っている。

同プロジェクトの中核的作業は、納税者のコンプライアンスの強化だった。プロジェクトは、ペルーの税関及び税行政機関(SUNAT:税務監督庁)で策定し、各納税者層を対象としたリスクベースの監査システムの導入や、納税者の情報の統合、税務・関税行政の監査のためのシステムの集中管理化、さらには当局の様々な水準での協力の強化などを含んでいる。

2015年、SECOの出資プログラムがIMFの2件のミッションと3件の短期専門家の派遣の資金を拠出した。見直しを行った結果、その目的は達成され、徴税が大幅に強化され(図1.3)、付加価値税のコンプライアンス・ギャップが大きく改善された(図1.4)。



図1.3  
ペルー5年間の税負担  
(徴税、対GDP比)

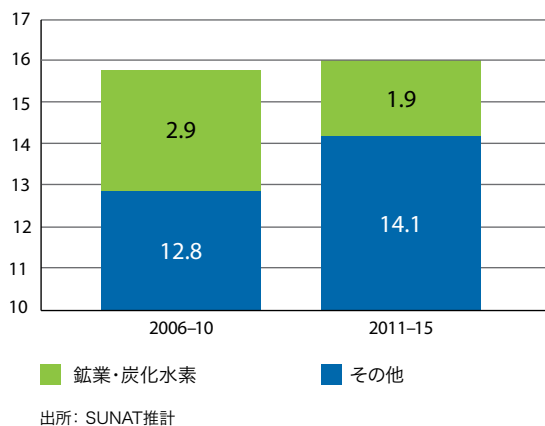
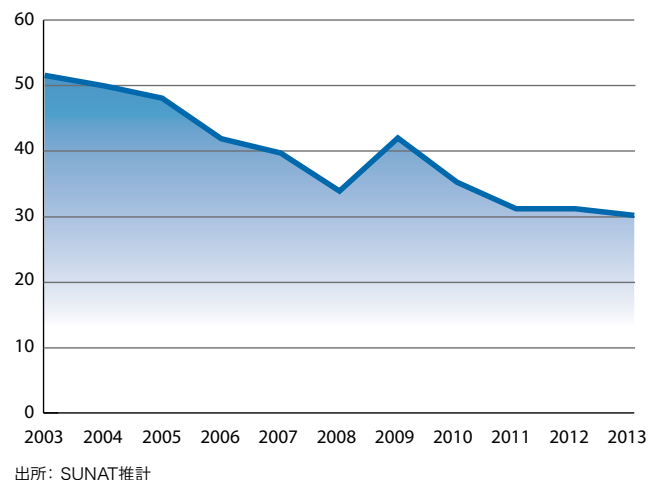


図1.4  
ペルーのVATコンプライアンス・ギャップ(2003~2013年)  
潜在的VAT税収、%



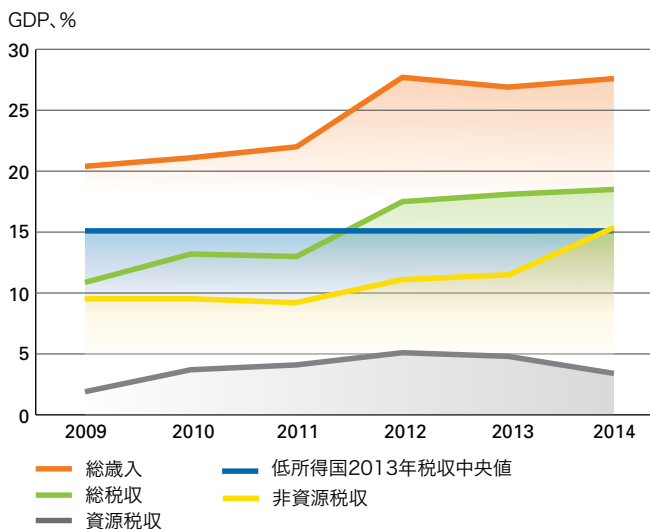


## モーリタニア

モーリタニアは、近年税収が大幅に増えており、低所得国の中央値を大きく上回っている。2009年から2014年の間に、全歳入は対GDP比20.4%から27.6%へ上昇するとともに、全税収は同11.5%から18.5%へ増加した(図1.5)。好況な採掘業が経済成長を牽引したが、大幅な改善に最も貢献したのは同国の非資源部門だった。

この増加の一因として、IMF技術支援複数年プログラム後の、税制の簡素化及び改善のための一連の措置が挙げられる。このプログラムは、IMFの二つのテーマ別信託基金(税政策・税行政信託基金、及び天然資源からの富の管理のための信託基金)の支援を受けた。

図1.5  
モーリタニア:政府資源と非資源収入



出所: WEOデータベース、加盟国当局、IMFスタッフ算出



## コソボ

紛争を経験したコソボは、2009年にIMFに加盟した際、サービスの資金源となる公的歳入の十分な確保で深刻な問題を抱えていた。税のコンプライアンスを改善する必要があった。政府の諸制度は新しく、経済は困難な状況にあった。

IMFは2010年から税行政の近代化のためのプロジェクトを運営している。これは、SECOの資金援助を受けている。このプロジェクトを通し、コソボの税務行政局(TAK)はその行政管理と組織構造を大幅に改善した。

TAKの税のコンプライアンスへのアプローチは地域の最善慣行だととらえることができる。2012年以降、特定の税リスクに運営活動を合わせ調整することで、TAKはその活動資源を振り分けている。納税者の行動と運営の効率性に最大の効果をもたらすというのがその考えである。強力な監視システムが設置された。

公正さの改善も優先課題である。TAKは、納税者との信頼関係を築き協力体制を整えるための措置を採った。結果、徴税は大幅に強化され歳入は2014年から8.5%増加し、税収は対GDP比で2009年の20.3%から2015年は22.2%まで着実に上昇した。

シリアをはじめ内紛で多くの市民が母国を追われるという**人道的危機**が生じている。そしてこれは、ただちに**中東、欧州**そしてこれら地域を越え、**経済に影響を及ぼしている**。IMFについてみると、極めて多くの加盟国の**経済にこの影響が及んでいること**から、複数の業務分野で課題が生じている。2016年4月の会合で、国際通貨金融委員会はIMFに対し「**マンデートの範囲内で**」**「大きな移民の移動」**が及ぼす波及的な影響に貢献できるように備えるべきだと求めた。2016年度、中東・欧州両地域における**経済面の課題の規模に関する理解をより深めるための最初の措置**がとられた。





## 紛争と難民の急増がもたらす 経済への影響

### 中東、北アフリカ、アフガニスタン及びパキスタンとIMFの役割

中東、北アフリカ、アフガニスタン、及びパキスタン(MENAP)地域の紛争は引き続き深刻化している。1990年代に収まりを見せたのち、2000年代の初めには範囲・熾烈さともに悪化した。内紛という性質がますます強まり、特にISILといった暴力的な非国家的存在の拡大が市民に影響を与えている。人々への被害は甚大であり、シリアの紛争だけで国連の推計によると25万人以上が命を落とし100万人以上が負傷した。紛争により、何百万という人が家を追われた。1,930万人が域内で行き場を失い、2015年半ばの時点で国連難民高等弁務官事務所は930万のMENAPの市民を難民と認定した(パレスチナ難民を除く)。(図1.6-1.8)

紛争は、直接被害にあっていない国そして近隣諸国にも深刻な経済的影響をもたらしている。現在シリアのGDPは紛争前の水準の半分に満たず、イエメンの1人当たり実質GDPは、2010年から40%以上縮小したと推定される。世界銀行によると、シリアの紛争により、紛争勃発以降毎年レバノンの実質GDP成長率が約3パーセントポイント縮小しているという。

紛争は複数の経路を通じて経済活動に影響を及ぼす。紛争の被害により人的資本・物的資本が削られ、極めて多くの人々が家を追われる。インフラ、建物、工場が破壊される。生産と貿易ルートに混乱をもたらす。不確実性が生じ、信認が毀損される。制度が弱体化し蓄積された人的資本・物的資本が減少することで、潜在成長率も低下する。紛争により政府予算に圧力が生じるが(安全保障や軍事関係への支出の増加や、近隣諸国では難民受け入れに起因)、これは、社会支出を締め出したり公共サービスの質の低下を引き起こす傾向があることから、貧困層や脆弱層が最も影響を受ける。

IMFは紛争の影響、特に近隣諸国への影響の緩和で建設的な役割を果たしている。マクロ経済の安定性の維持や、ヨルダンなど多くの難民を受け入れている国のための資金を調達するという国際的な取り組みを支えた。長期的に見ると、マクロ経済の崩壊を防ぎ紛争後のより迅速な回復と包摂的成長を支えるにあたり、紛争の経済的影響への対応に関連した政策助言、多大な融資、及び能力開発が不可欠だろう。なかでも、域内のIMFの能力開発の重要なセンター(中東地域技術支援センター及び中東経済金融センター)は、構造的な障害に対処しより高く包摂的な成長を実現するために必要な改革措置導入支援で経験を重ねており、専門知識も備えている。



## 欧州

2016年度亡命者が急激に欧州になだれ込んだことで、経済、治安、政治そして社会的な問題が発生している。この急増により、欧州共通の庇護制度の欠陥が露わになり、欧州連合の、新たにやってきた人々を迅速に受け入れる能力について疑問が浮かび上がった。IMFは、2016年2月のスタッフ・ディスカッション・ノート「欧州の難民急増：経済の試練(The Refugee Surge in Europe: Economic Challenges)」で経済面の課題を扱った。

同報告書により、短期的には、難民急増のマクロ経済への影響はGDP成長率の緩やかな上昇として表れる可能性があることが分かった。これは、亡命者支援に関連した財政拡張、並びに新しくやってきた人々が労働力に加わり始めることによる労働供給の拡大を反映している。その効果は、難民の主な行き先に集中する可能性が高い（オーストリア、ドイツ、スウェーデン）。

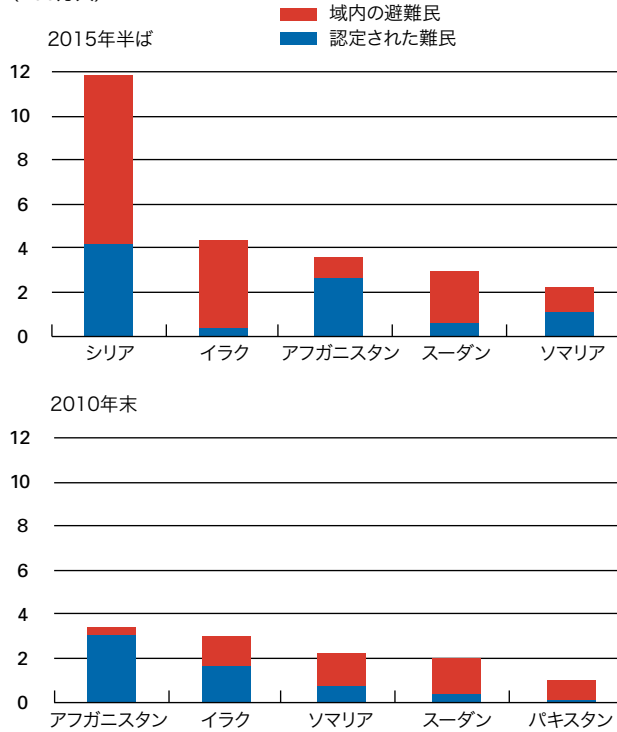
難民の中・長期的成長への影響は、彼らがどのように労働市場に組み込まれるかによるだろう。経済移民をめぐる国際的な経験は、受入国の市民と比べ移住者は雇用率及び賃金の低下を引き起こすことを示唆しているが、こうした違いは次第に減少していく。組み込みが遅いということは、言語スキルや移住先でも活用できるような能力に欠けていること、そして職探しの障壁といった要素を反映している。

亡命者にとり、亡命申請期間中の労働への法的な制限も影響する。全ての未熟練労働者の就職を困難にしている要因（高い初任給や他の労働市場の硬直性など）も重要かもしれない。また、社会保障と税制度の相互作用による「福祉の罠」ももうひとつの例と考えられよう。

しかし、労働市場への道の開拓に資する政策はある。亡命申請期間の就職にかかる規制を最小限とすべきであり、また特に難民にターゲットを絞った労働市場の活性化政策も強化すべきだ。民間の雇用主への賃金補助が、移民の雇用を拡大する上で効果的なケースが多い。あるいは、最低賃金・エントリーレベルの賃金に一時的な例外を設けることも検討することができよう。自営業のための道を容易にするイニシアティブ（信用へのアクセスを含む）や技能認定を促進するようなイニシアティブも難民が成功を収めるうえで有用かもしれない。

図1.6

中東、北アフリカ、アフガニスタン、  
パキスタンの避難民  
(100万人)

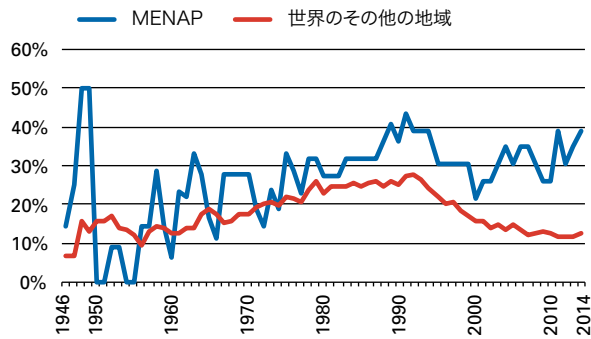


出所: UNHCR Statistical Population database and 2015 Mid-Year Trends, IMFスタッフ算出。  
注: 合計には、難民に準ずる者、国内避難民に準ずる者も含む



図1.7

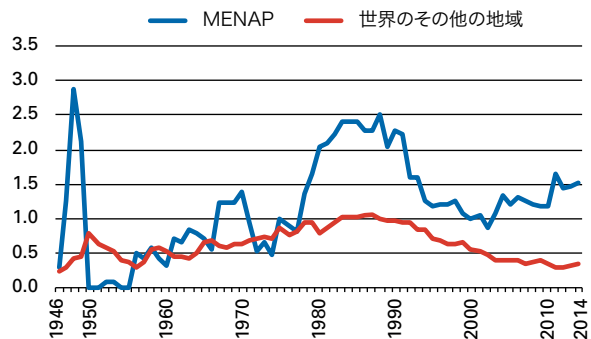
地域別紛争頻度  
(紛争状態にある国の割合、参考年)



出所: Center for Systemic Peace, IMFスタッフ算出

図1.8

地域別紛争の熾烈さ  
(インデックス、0=14.0は紛争なし、14=極度の紛争)



出所: Center for Systemic Peace, IMFスタッフ算出



(上)2014年5月、ヨルダン・ザータリ難民  
キャンプ訪問





## 原油価格の下落の中東産油国への影響

2004年～2014年、中東の多くの産油国の経済は、原油価格の急上昇に支えられ急速に成長した。2014年半ばから、原油価格は70%以上値下がりし、また「低価格がより長期的に」続くと考えられるなかでこれらの国々は極めて厳しい環境にある。域内の紛争や緩慢な世界経済の成長の見通しといった他の要因が、見通しを一層複雑なものにしている。域内の産油国の、原油価格の新たな環境への最善の調整手法が、IMFスタッフが2016年3月2日に理事会に行ったブリーフィングのトピックだった。

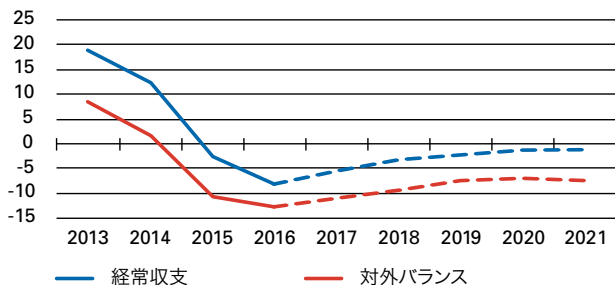
原油価格の急落は、域内の産油国に対外的・財政的に大きな損失をもたらした(図1.9)。たとえば、湾岸協力理事会(GCC)加盟国及びアルジェリアの原油の収入は、2015年には約3,150億ドル減少した。今年は、さらに1,300億ドル減少し、対外バランスが2013年と比較し対GDP比で約27%悪化すると考えられる。こうした損失を反映し、2016年の財政収支は2013年と比較し対GDP比で21%ほど減少する見通しだ。

初期の政策対応は主に歳入の利用に頼った。その後、2015年後半に、大幅な赤字削減措置がとられ、今年の予算は、政策努力が強化されていることを示唆している。調整は、公的支出の削減に集中しており、複数の国が、原油価格高騰時に急上昇した資本的支出の抑制に乗り出している。また多くの国が、大規模なエネルギー価格改革に着手している。こうした改革には、公共料金の値上げが含まれており、自動価格制度を導入しているところも2～3カ国ある。また、なかには新たな歳入源を検討しているところもあり、GCCは今後数年で付加価値税を導入する計画である。

原油価格下落の影響は、財政政策の引き締めを通じ感じられており、域内の産油国の成長は2016年に大幅に鈍化し今後数年間は抑制された状態が続く(図1.10)。こうした環境のなか、原油への依存を減らすことが一層不可欠となっている。政府支出及び雇用の拡大の継続に依存した成長モデルはもはや適切ではない。このことから、政策担当者は、域内の急成長を続ける労働力の機会を生み出すため、重要な雇用創出と長期的成長の維持における民間部門の役割を高める政策を強化する必要がある。

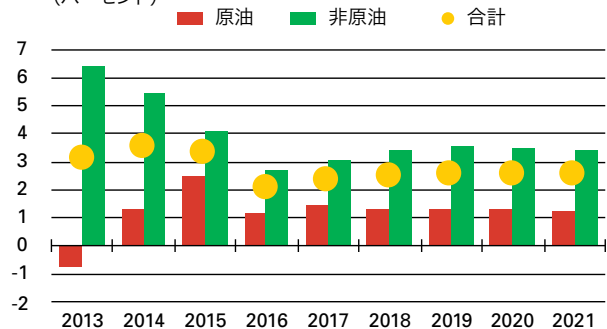


図1.9  
産油国：  
経常収支と対外バランス  
(対GDP比、パーセント)



出所：各国当局、IMFスタッフ算出  
注：総計にはGCC諸国及びアルジェリアを含む

図1.10  
産油国：実質GDP成長率  
(パーセント)



出所：各国当局、IMFスタッフ算出  
注：総計にはGCC諸国及びアルジェリアを含む



## チェコ共和国： 強固なファンダメンタルズのための健全な政策

世界金融危機発生前に信用供給により加熱した内需ブームが、大半の中欧・東欧諸国(CEE)を飲み込んだ。チェコ共和国がこれを回避できた背景には、同国の賢明な財政、金融、金融部門の各政策があった。にもかかわらず、危機はチェコ経済に影響を及ぼし、景気の二番底を経験するに至った。IMFの年次経済審査及び政策助言が、同国に大きく貢献した。IMFの助言に沿った緩和的な財政及び金融政策が、良好な国際環境とともに、2013年の景気後退からの脱出を支えるとともに、2015年にはCEE地域で最大の成長の達成に貢献した。

国の財政赤字をGDP3%未満(対GDP比3%は欧州連合が2013年に定めた上限)まで削減したのち、当局は財政政策を大幅に緩和した。これが経済を支える結果となった。

金融政策も下支えた。チェコ国立銀行は救済策を打ち出した。たとえば同銀は、いちやく政策金利をゼロ金利近くまで引き下げた欧州の中央銀行のひとつである。デイスインフレ圧力対策で、同銀行は為替のフロア制を金融政策の次なる手段として導入した。インフレ率は依然として中央銀行のターゲットを大きく下回っているが、マイナス領域に入ったことはない。

強固なファンダメンタルズがチェコ経済の特徴である。公的債務・対外債務共に適度な水準にありかつ減少傾向にある。これは、国のリスクプレミアムの歴史的な低水準に寄与している。IMFは2012年の金融セクター評価で、チェコの金融セクターの強度を確認、当局はその後、評価の提言内容を取り入れた。銀行部門は、十分な資本及び流動性バッファーを有しており、安定的かつ総じて自律的であり、不良債権比率は低い。チェコ当局は政策立案の透明性の向上に取り組んでいる。

チェコ統計局は、1998年以降IMFの特別データ公表基準(SDDS)に沿いマクロ経済データを公表している。また最近、先進9カ国が参加しているSDDSプラスに加わった。SDDSプラスは、世界金融危機の際に表面化したデータギャップに対応するものだ。

IMFの技術支援を受け、チェコ国立銀行は、世界でも有数のインフレターゲットを設定した中央銀行となった。スタッフの見通しを基に、金利の動向の予測を公開しているインフレターゲットを掲げる中央銀行は僅か5行で同行はそのうちのひとつである。



## アイルランド：財政調整が回復を刺激

アイルランド経済は2008年～2010年に崩壊した。他の欧州の小規模開放経済国と同様に、同国の経済は世界金融危機とその後のユーロ危機双方から大きな打撃を受けた。しかし、アイルランドの場合、深刻な脆弱性を生み出した長期の資産ブームの後にショックが襲った。銀行は変動が激しいホールセール資金を頼りに、不動産開発業者、投資家及び家計に積極的に融資した。不動産価格は過度に上昇した。雇用は、膨張した建設部門や関連部門にシフトした。さらに政府は不動産関連の歳入を使い支出を増やし他の税を引き下げた。

バブルがはじけ、ホールセール資金は消え、融資は行き詰まり、資産価格が急落した。また建設現場は放棄された。失業率は15%と3倍に膨れ上がり、歳入は2007年～2009年で20%も落ち込んだ。また政府は莫大な赤字を抱えていた。公的債務は、銀行への支援が対GDP比で40%規模に達するなど拡大した。2010年末までに、アイルランドは欧州連合及びIMFに金融支援を要請しなければならない状況に陥った。

アイルランド当局は、財政を健全な軌道にのせるために必要な財政調整を、財政赤字を今後5年間でGDPの3%以下まで削減することで支えるとした。IMF支援プログラムは、アイルランドの銀行システムの健全性の回復のための改革を含んでいた。資本増強や、銀行資産（特に海外資産）の段階的な削減により資産をより預金とつりあったレベルになるようにした。

ユーロ危機が続くなか、同国経済は2012年に入っても弱いままだった。しかし、財政赤字の縮小で前進があった。プログラムでは継続的に目標を上回る結果を残していた。2013年中ごろまでに、市場へのアクセスが回復しはじめた。まず、短期国債を発行し、その後慎重に、満期の延長に踏み切りその量も増やしていった。2013年までに、経済が明らかに回復をはじめ信認が戻るなか、アイルランドはIMF支援プログラムを予定通り卒業することになった。その後じきに、同国はIMFへの早期返済を行った。

アイルランド当局による断固たる政策措置の実施と政策の自主性が、徐々に信認を回復した。これは、雇用、投資、成長の回復に不可欠だった。実際、実質GDP累積成長率は13%と、2014年～2015年では欧州で最速の成長を遂げた国となっており、着実な雇用創出により2016年はじめまでに失業率が約8.5%まで改善した。



左: インド・ニューデリーでの会議「前進するアジア:未来に投資する」で開会の辞を述べるインドのナレンドラ・モディ・インド首相。

下: 会議にてインド準備銀行のラグラム・ラジャン総裁(左)と握手をする専務理事

## 前進するアジア:アジアの未来を重視する

「アジアは世界で最もダイナミックな地域であり、今日の世界経済の40%を占め、今後4年間、若干勢いが衰えるにしても、世界経済の成長の約3分の2を占めるといわれている。こうして経済面で重要な役割を果たしていることから、アジアのダイナミズムを最大に活用することが全世界の大きな利益だ」

ークリスティーヌ・ラガルド専務理事、  
「前進するアジア」会議、インド・ニューデリー

IMFは、2016年度に開かれた二つの会議で、アジア太平洋地域が抱える重要な政策課題に大きく注目した。アジアへの注目により、インドネシアでの2018年IMF-世界銀行年次総会の開催が決定した。

### 経済的・社会的進展

2016年3月に、アジア太平洋地域各国の代表が、IMF・インド政府共催の「前進するアジア会議」のためインドのニューデリーに一堂に会した。この3日間にわたった会議で、同地域の経済実績を振り返るとともに、今後アジアの社会的・経済的進展に大きな影響を与えるであろう事象を検証した。

この会議には政府高官や企業幹部、国際機関のトップや学界、市民社会団体の代表などが参加した。ナレンドラ・モディ・インド首相及びクリスティーヌ・ラガルド専務理事が基調演説を行った。

会議で議論されたトピックは、アジアの成長モデル、所得格差、人口動態の変化、ジェンダー問題、インフラ投資、気候変動、資本フロー管理、及び金融包摂などだった。

同イベントにおいて、IMFとインド政府は「南アジア地域研修技術支援センター (SARTTAC)」を設置すると同意を公表した。これは、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、そしてスリランカの能力開発を強化するためのものである。IMFとインド政府は覚書に署名したがこれは、十分に統合が進んだ能力開発センターのニューデリー設置に向けた大きな一歩だった。

### 金融部門における革新

金融部門の革新と金融包摂によりアジアの優れた成長パフォーマンスを維持するという課題は、2015年9月にインドネシア・ジャカルタで開催された会議の中心議題だった。この「アジアの金融の未来:開発のための資金」は、IMFとインドネシア政府の共催で、安定性を強化するとともにインフラ投資を支える金融市場の統合と深化を焦点としていた。またアジアの繁栄の恩恵をより広く行き渡らせるため、金融包摂を進展させる政策についても議論した。IMFは、同会議に合わせ書籍「アジアの金融の未来(*The Future of Asian Finance*)」を公表した。



## ナウル加盟: 189加盟国に

2016年4月、ワシントンDCで行われた式典でナウル共和国が、189番目の加盟国としてIMFに加わった。

ナウルは、クォータ出資額で見ると200万SDR(281万ドル)とツバルに次いでIMFで2番目に小さい加盟国となる。これは、第14次一般見直しを受けてのクォータ増額(280万SDRへ増額)の後でも変わらない。太平洋に位置するナウルは、人口1万500人、面積は約8平方マイル(約20平方キロメートル)。また人口・面積双方からみて、バチカン市国に次いで世界第2位の小国である。

ナウル経済はリン酸の採掘、オーストラリア難民地域プロセスセンター、及び漁業のライセンス料からの収入に依存している。近年では、主にセンターの運営とリン酸の輸出に支えられ、2015年に減速したものの、力強く成長している。

IMFに加盟したことで、IMF及び他の開発パートナー(同国は世界銀行にも加盟した)が、当局による経済改革の実施と開発課題への取り組みを支援することができるようになった。同国は、IMFの年次経済審査に参加するとともに、国際的な分析や、潜在的にIMF融資にアクセスすることができる。ナウルは、IMFのフィジーにある太平洋金融技術支援センターなどを通じIMFの技術支援を受ける。



2016年4月12日、ワシントンDCでIMF加盟のための書類に署名する、ナウル共和国のデビッド・アデアン財務大臣(右)とマーティン・ハント財務担当書記官。



## ネパール: 壊滅的な地震からの復興を支える

ネパールは、80年以上ぶりに発生した巨大地震からの苦しい復興の過程にある。2015年4月25日に首都カトマンズの北西をマグニチュード7.8の地震が襲った。その後、マグニチュード4.0以上の余震が300回を超えた。約9,000人が死亡し、2,300人を超える人々が負傷、数十万人が家を失った。

800万人がこの災害の影響を受けたと推定され、住宅の質の問題から貧しい農村地帯が市街地より大きな被害を受けた。多くの文化的遺産や建築遺産が大きな被害を受けた。

### IMFの迅速な対応

地震直後、クリスティーヌ・ラガルド専務理事は、緊急にIMFチームを派遣すると約束した。地震から2週間後にIMF代表団がカトマンズに到着し、地震のマクロ経済への影響を分析するとともに、復旧・復興の取り組みに関連した国際収支上・財政上のニーズについて協議した。2015年5月12日にマグニチュード7.3の余震が襲った際、代表団は財務省職員と協議中だった。

### IMFの金融支援

2015年6月の国際ドナー会議で、ネパールは、グラントや融資という形で外部からの復興支援合計約40億ドルの約束を取り付けた。2015年7月31日、IMF理事会は、ネパール当局からの被害対策資金としての5,000万ドルの融資の要請を承認した。資金はラピッド・クレジット・ファシリティ下で、IMFの譲許的金利(現在0%)、支払猶予期間5.5年で提供された。



## 金融健全性指標の利用の拡大

IMFの金融健全性指標(FSIs)は、金融システムの強度と脆弱性の評価を支えるもので、金融の安定性分析やマクロプレーグ政策の立案に重要な情報を提供する。IMFスタッフは、加盟国の経済の健全性の定期審査の一環として、FSIsについて報告することを義務付けられている。

日本の資金拠出を得てIMFは、アフリカ、アジア、太平洋地域の48加盟国に、国際基準に則ったFSIsの収集と公表で能力開発支援を行っている。3年間のプロジェクト実施の後、参加国のうち20カ国が現在基準を満たしており、プロジェクト期間終了までに(2017年4月)、さらに18カ国が基準を満たすとされている(図1.11)。

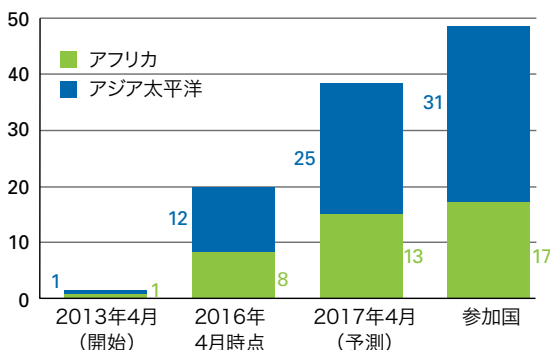
講習や、実践、データ問題に特化したワークショップなどが地域研修セッションを通じ行われ、参加者はIMF専門家からだけでなく実務者間で学びあった。とくに後者は指標に関する能力開発の実施で効果的である。というのは、ソースデータの一部を作成する規制監督者と編纂者がこの件について多くの共通の問題を抱えているからだ。

これまでにIMFはFSIワークショップを、フィジー、ナミビア、セネガル及びタイで開催してきた。国別に重点を絞ったほうが能力開発をより効果的に行える場合は、二者間の技術支援が行われる。

加えて、FSIsに関する作業では、強化データ公表イニシアティブ2の下でFSIsモジュールにイギリスの外務省及び国際開発省が提供した資金を活用している。このモジュールは、アフリカ、中東及び中央アジアの22加盟国を対象としている。

図1.11

金融健全性指標：参加国・公表国



注：特定活動に係る日本管理勘定の資金供与を受けている。  
出所：IMFスタッフ算出



## モバイルバンキング

ここ2～3年で、東アフリカ共同体、特にケニアとタンザニアで電子マネーやモバイルバンキングが急増した。モバイルプラットフォームを使った決済サービスの実施—電子マネーとして知られる—が、金融サービスへのアクセスを拡大してきた。2013年のフィスコープ調査によると、両国の成人のうち約3分の2が、主に電子マネーによりフォーマルな金融システムにアクセスすることができるようになっている。また、電子マネー及びモバイルバンキングは、農村地帯への送金のコストを削減するとともに、現金を長距離運ぶという従来の習慣に取って代わることで安全面の問題が改善するなど、人々に利益をもたらしている。

この地域の各種サービスは単純な送金から急速に拡大している。ケニアでは現在、モバイルプラットフォームと銀行口座をリンクさせ、預金を増やしている。これにより、従来の銀行口座を持てなかった家計や中小企業が、貯蓄をし将来小規模な融資を手にするうえで役に立つ実績を構築している。現在、ケニアとタンザニア両国でモバイル取引は対GDP比50%を超えている。今後、資本市場ツールなどさらに新たな付加価値のあるサービスを展開していく予定である。

IMFは、電子マネーやモバイルバンキングの発展において、リサーチや技術支援を行い、信認強化を主な目的にこうしたプラットフォームが安全で十分に規制に沿ったものとなるよう支援した。またIMFは、国当局と、電子マネー及びモバイルバンキングの経済への影響、そして金融政策の評価、策定、実施で協議を進めている。



### ボックス1.5: 同じような立場にある国から何を学べるか。

1990年以降、約40の途上国が高成長を維持しており、新興市場の水準に達している、あるいはその水準に近づきつつある。その経済戦略は、世界経済への統合に加え、中小企業、そして海外直接投資のためのスペースの構築を土台としている。

セネガルはこの新興市場グループに加わることを強く望んでおり、マッキー・サ

ル大統領は「セネガル新興計画(Plan Sénégal Emergent)」を作成した。これは、2035年までに同国が中所得国の水準に達することを狙ったものだ。

IMFは、セネガルがアフリカの中所得国の経験を直接こうした国々から学ぶことができるよう、関係諸国とセネガルの協力を支援している。2014年、カーボベルデ及びセーシェルの実務者が、世

界銀行とIMFの専門家とともに、同計画の実施に必要な改革を明確にするために、セネガルの実務者を支援した。この戦略は、IMFの政策支援インストルメント下での新規プログラムで支えることができる。

2016年はじめには、欧州連合の支援を受けIMFは、ワシントンDCで書籍執筆のための演習を開催した。これに



## アフリカのジャーナリスト、 経済報告のスキルを磨く

アフリカの人々が経済情報や金融に関する情報を手にする機会を拡大するとともに、IMFの業務への理解の向上を支えるため、2016年度IMFはアフリカのジャーナリストを対象にワークショップ2件を開催した。西アフリカ経済通貨同盟の8参加国及びギニアから20人のジャーナリストが、コートジボワールのアビジャンでのセッションに、そしてジンバブエのジャーナリスト15人がハラレでの研修に参加した。参加者は出版、テレビ、オンライン出版にわたり、各国の幅広い官民メディアを代表していた。

実践的なアプローチを取り入れた研修で、参加者はリアルタイムで記事にしていた。そのトピックは中央銀行の役割、中央銀行が経済運営にどのように寄与できるか、経済サイクルと困難な環境でどのように経済ニュースを報告するか、そして債務の再編などだった。ジャーナリスト達は、IMFの業務とその活動をどのように報告すべきかについての理解を深めることができた。その後アビジャンのワークショップの参加者は、「西アフリカ経済金融ジャーナリスト(COAJEF)」というネットワークを立ち上げ、域内のジャーナリストの連携強化を図った。



は、同じような立場にある国や世界銀行からの参加者とともに、セネガルの政府及び学界から10人の執筆者が参加した。

この演習を通し、改革の政治経済に関する書籍(2016年末に出版予定)の初稿が完成した。この本では、(1)歳入拡大措置、歳出の合理化、及び公共投資のさらなる効率性の向上による、健全

かつ効率的な財政枠組みの構築、(2)ビジネスにかかる制約の軽減と、民間の中小企業及び海外直接投資の促進、(3)包摂的な金融部門の促進、(4)高水準で持続的かつ包摂的な成長の実現、について論じている。

その後セネガル首相は閣僚級会議を開き、セネガルの執筆者に、他の開発パートナーの支援を受けつつ、改革の

実施が可能となるような政治経済を促すための介入措置を策定するよう命じた。その後、こうした介入の資金を捻出するため、予算面の支援が確保されよう。

## より優れたマクロ政策のための データ強化

全ての国が経済の変化をより適切に反映し、政策立案及び影響評価の重要なツールを提供するためには、時直を得た高品質のデータの作成が不可欠である。アフリカは、データの質の向上で前進したが、一方でデータの適時性、更新頻度、範囲、信頼性及び公表で依然として改善の余地が残っている。

ソースデータの脆弱性が、高品質のマクロ経済統計の作成及び公表の障害になっている。その他の課題として、必要なスキルへの投資が低いこと、適切な情報テクノロジー能力が欠如していること、インフォーマル経済の評価が困難であること、また制度的枠組み・法的枠組みが不十分であることなどが挙げられる。

データの質の向上に向けた各国の取り組みを支えるため、IMFは技術支援及び研修を行っている。これまで2年間でIMFは、国民経済計算の基準の再設定で12カ国以上を支援したほか、四半期別の国民経済計算の作成でやはり約12カ国を支援した。また、東アフリカ共同体加盟国のGDP基準の再設定、国内総生産国民経済計算シリーズのベンチマークの再設定(GDPデータがより直近の経済像を反映するのに寄与)の準備を進める国々を支援する計画が進められている。

(上)アクラでの会議で開会の辞を述べるセス・タークパー財務相兼経済計画相  
(右) (左は、アントワネット・サイエIMFアフリカ局長)



### ボックス1.6: より優れたデータが、アフリカの政策担当者をどのように支えることができるか?

2016年2月にアクラで開催された会議「より優れたマクロ政策のためのデータ改善」会議でIMFは重要な役割を果たした。同会議は、ガーナ政府、IMF統計局及びイギリスの国際開発省の共催で、40を超えるアフリカ諸国から高官や、学界、銀行、格付け機関、シンクタンク、及び国際機関の代表が集まり、アフリカの政策担当者が直面しているデータに関連する課題について議論した。参加者は、事実に基づいた経済政策決定の強化に向けデータ公表の促進にコミットするとともに、今後について意見を交わした。

トピックは、統計の透明性及び比較可能性、統計作成当局のインテグリティと独立性、及び政策担当者のためのタイムリーで高品質なデータの作成と公表などだった。参加者は、国当局に対し、統計で主体性を発揮するとともに、予算において統計作成をより重視するよう要請した。

同会議に高官が参加したという重要性を振り返り、ケニア中央銀行のバトリック・ンジョロゲ総裁は、以下のように述べた。「この会議は、ハイレベルの政策担当者が、政策立案に用いるデータの改善のために連携できるよう、意見や経験を交換するユニークな機会だった」



さらに、IMFは、東部・南部アフリカの中央銀行を、金融政策の立案の改善のための高頻度指標の作成で支援している。東アフリカではIMFは、たとえば、政府財政統計システムの参考としての統合された統計システムなど、*政府財政統計マニュアル2014(GFSM2014)*の導入のための行動計画の策定で加盟国を支援している。IMFは、西アフリカ経済通貨同盟及び中央アフリカ経済通貨共同体を、*GFSM2014*年と統合的な政府財政運営テーブルの作成で支援している。こうした域内の取り組みが、これら経済共同体での収斂基準のモニタリングを改善すると期待される。

信託基金の支援を受け、IMFは現在「*国民経済計算における天然資源の富の分析のための指針(Guide to Analyze Natural Resources in the National Accounts)*」を作成している。この指針は、天然資源の産出量と物価へのマクロ経済的影響を分析するための手段である。これは、政策担当者と広くは一般市民に、天然資源の富の変化がマクロ経済に及ぼす実際のそして潜在的な影響を理解するために必要な分析情報を提供することになる。また、天然資源の富とその採掘に関連した取引の測定において、誤り、脱落、矛盾の特定で、天然資源国の国民経済計算作成者を支えるだろう。

国際労働機関、国連食糧農業機関や他の国際機関の支援を得て、IMF統計局は、経済協力開発機構とともに、消費者物価指数のデータを集計するための共同プロジェクトを立ち上げた。2016年2月にプロジェクトは始動し、100カ国以上のデータをIMFのウェブサイト入手することができる(<http://data.imf.org/CPI>)。同プロジェクトにより、データの入手が容易になり、国際機関の間でのデータ共有によりデータ報告者の負担が軽減された。



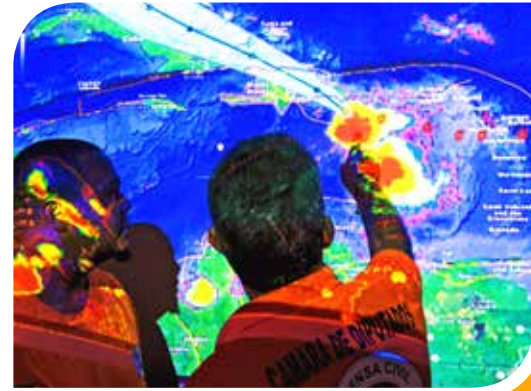
## ドミニカ：熱帯低気圧エリカと IMFの対応

2015年8月27日にドミニカを襲った熱帯低気圧エリカは、多くの死者を出し広い地域で大きな被害をもたらした。洪水や地すべりで、道路や橋、主要空港が著しい損害を受けた。また、上下水道が麻痺し、農業及び観光に大きな影響をもたらした。被害・損失は合計で対GDP比約65%の復興費用を含め対GDP比96%に達すると推定された。

エリカの後まもなく、ドミニカ政府はIMFに緊急資金援助を要請した。10月28日、IMF理事会は国際収支上及び財政の喫緊のニーズに対処するため615万SDR(870万ドル)の拠出を承認した。これは、当時のラビッド・クレジット・ファシリティ(RCF)下で最大の年間融資利用限度であり同国のクォータの75%に相当する。RCFは、国際収支上の喫緊のニーズを抱えている低所得国に対し、低次で迅速かつ金利ゼロで金融支援を行い、強固で持続的な貧困削減及び経済成長を伴いながら、こうした国々が安定して持続的なマクロ経済状況を実現あるいは回復できるよう支える。他のIMFの金融支援制度と異なり、RCFはパフォーマンス基準や構造的ベンチマークといった形態のコンディショナリティを課さない。

またIMFは技術支援を行い、膨大な荒天関連の支出や喫緊の社会ニーズに対応するための支援を行えるよう、持続可能なマクロ経済枠組みの構築を支えた(図1.12)。復興計画は、今後7年間にわたり対GDP比約50%、その後規模は小さくなると考えられる。これは、新たな財政措置及びドナー資金で賄われる。

ドミニカは膨大な公的債務を抱えており(対GDP比80%)、当局は、東カリブ通貨連合が掲げる60%という公的債務の目標を2030年までに達





成したいとしている。この目標に向け、カナダが資金を拠出するマクロ経済の専門家の支援を受け、政府は向こう5年間で財政収支を対GDP比で約6%改善することを含む中期計画に取り組んでいる。

対GDP比約1.5%の財政収支の緩衝材は、今後ドミニカが自然災害により適切に備えることができるよう、あらゆる追加的な復興費用のクッションとなるだろう。

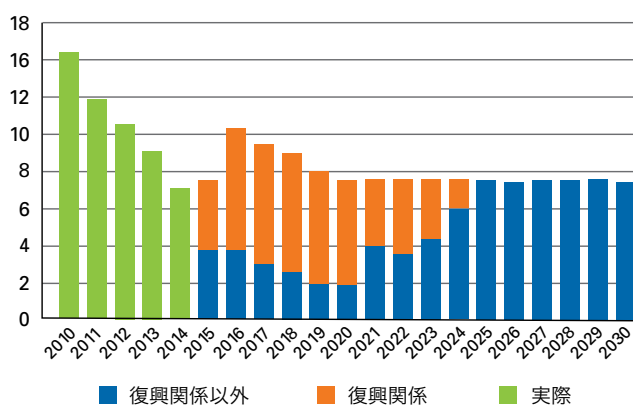
2015年11月16日、IMFは、金融支援を行う用意があった他の公的債権者や複数の国の代表者とともにドミニカで開かれたドナー会議に参加した。多くの二者間パートナーは、寛大な拠出を約束したが、膨大な復興費用を賄うためには追加的なグラントが必要である。IMFは、持続的なマクロ経済枠組みへの同国政府のコミットメントが、新たなドナー支援をもたらすと期待している。



図1.12

### ドミニカ：資本投資、復興その他

(対GDP比、パーセント、会計年度)



出所：ドミニカ当局、IMFスタッフ推計・予測



## グアテマラ：生活水準の向上のための 物価の安定化

IMFの技術支援は、グアテマラの高インフレという遺産の克服を支えている。IMFの支援を受けグアテマラの中央銀行は、金融政策ツールを改善するとともに金融政策運営の枠組みを国際的な最善慣行に沿ったものとする事ができた。また、たとえば中央銀行職員のマクロ経済の分析・予測能力を構築することで、インフレターゲット制度の導入にも貢献した。

技術支援の効果も手早い改革は成果をあげ、これにより、インフレ率は1990年の60%をピークに1980年代半ばや1990年代初めにおいても極めて高い水準にあったが、2015年末に約3%まで下がった。グアテマラ当局は1991年に立ち上げた戦略で対処し、インフレを引き下げ国の対外ポジションを強化した。その戦略には、財政調整、中央銀行が直接的・間接的に継続して政府に資金を投入することを防ぐための憲法及び法制度の改革、金利の自由化、柔軟な為替相場の採用、並びに中央銀行の独立性の強化などが含まれていた。

昨年、市場金利は10パーセントポイント以上下落し、借手が信用へアクセスし易くなった。これにより、金融の深化が進み（2000年の対GDP比20%から、2015年には同35%）、平均的な中間所得層の購買力は、2000年の5,000ドルから2015年には7,737ドルまで上昇した。

今日、グアテマラのマクロ経済の安定性の実績は広く国内外で認識されており、民間投資をひきつけ、人々を益する経済成長を促進する同国の最も重要な資産とのひとつとなっている。





## 2015年リマ年次総会

2015年10月にペルー・リマで開催されたIMF・世界銀行の年次総会には、世界中から1万人以上が参加した。

南米での年次総会開催は、1967年のブラジル・リオデジャネイロ以来である。総会は、中国のリバランス（再調整）、一次産品価格の低下、米国の金融政策の変化といった、世界経済での大きな変化への懸念が高まっている時期に開催された。これに応えIMFは、不透明な見通しに対応するために「政策のアップグレード」を求め、政策担当者に対し、需要の下支え、金融の安定性、及び構造改革を重視するよう助言した。

クリスティーヌ・ラガルド専務理事は、年次総会で、IMFの機敏性(Agile)を高め、一体化を一段と進め(Integrated)これまで以上に加盟国を重視(Member-focused)することでIMFを強化することが重要だと語った(一連のゴールはAIMと略す)。「協力により、我々はこれを成し遂げることができ、そして成し遂げるのだと確信している」と述べたラガルド氏は、2010年のクォータ改革の実現の重要性も強調した。同改革は、年次総会の後まもなく、実施に必要な加盟国による承認の基準に達した。

これまでの年次総会と同様に、プログラム・オブ・セミナーズが参加者の高い関心を集めた。プログラム・オブ・セミナーズでは、気候変動から金融包摂、ポスト2015年開発アジェンダから公共部門のガバナンスと様々なトピックを扱った、7件の旗艦イベントを開催した。

また、ラテンアメリカの変化と課題にも注目した。プログラム・オブ・セミナーズを含めた様々な場で、IMFと外部の専門家が、同地域が、経済成長による社会的利益を維持そして高めながら、経済成長を強化させる新たな機会を作り出す必要性について議論を交わした。

また同年次総会は、ペルーの経済面の様々な成果を紹介し、同国の伝統と豊かな文化的多様性を称える機会となった。



左端：ラテンアメリカの中央銀行の今後を議論するセミナーに参加した、IMFC議長を務めるメキシコ中央銀行のアグスティン・カルステンス総裁。

左：リマの大統領宮殿でIMF専務理事を歓迎するペルーのオジャンタ・ウマラ大統領(左)

下：公共部門のガバナンスのインテグリティに関するセミナーに参加した、デビッド・リプトン筆頭副専務理事



## IMF融資の概要

広義には、IMFの融資は大きく分けて2種類ある。ひとつは、市場金利に連動した(非譲許的な)金利が課せられる融資と、もうひとつは低所得国向けに譲許的な条件で行われる融資である。この場合、金利は低金利あるいは一部ではゼロ金利となっている。

### 非譲許的融資

(一般資金勘定)

#### 新規コミットメント 80億ドル

2016年度承認、融資のタイプ別

**12億ドル**

スタンドバイ取極 (SBAs)

**55億ドル**

フレキシブル・クレジットライン (FCL)

**13億ドル**

ラピッド・ファイナンス・  
インストルメント (RFIs)

#### コミットメント 1,780億ドル

2016年4月30日現在

引き出されていないコミットメントと  
融資残高

#### 融資能力 9,750億ドル

2016年4月30日現在

クォータ、新規借入取極、2012年  
の借入取極。プルデンシャル・  
バランスを除く

### 譲許的融資

貧困削減・成長トラスト下の低所得途上国向けの低金利・ゼロ金利融資

#### 新規コミットメント 12億ドル

2016年度に承認された分。融資タイプ別  
(拡充分も含む)

**2億5,870万ドル**

拡大クレジット・ファシリティ (ECF)

**7億9,240万ドル**

スタンドバイ・クレジット・ファシリティ  
(SCF)

**1億2,640万ドル**

ラピッド・クレジット・ファシリティ  
(RCF)

#### コミットメント 114億ドル

2016年4月30日現在

引き出されていないコミットメントと  
融資残高

#### 未実行の融資 86億ドル

2016年4月30日現在

貧困削減・成長トラストの借  
入取極で、コミットメントの内  
で引き出されていない分

IMFの果たすべき主な役割は三つある。

経済サーベイランス

加盟国の健全性調査

117



IMFは、国際通貨制度を監視するとともに、189加盟国の経済及び金融部門政策のモニタリングを行う。サーベイ

ランス(政策監視)と呼ばれるこの活動は、国際レベル・国レベルで行なわれるが、この過程においてIMFは、安定性への考え得るリスクを明確にし、必要な政策調整について助言を行う。

能力開発

専門的助言及び研修に支出

2億5,600万ドル



IMFの「技術支援」と「研修」は、加盟国の人的資源と制度面の能力を強化することにより、経済政策の立案や金融関連事項のより

効果的な管理運営を支援する。これを「能力開発」と呼ぶ。

融資

16カ国に対し92億ドルの融資。うち12億ドルは低所得途上国13カ国に対するもので、低金利・ゼロ金利で融資を実施。

92億ドル



IMFは、国際収支上の問題を抱えているあるいはその可能性がある加盟国に融資し、根本的な問題の解決

を図りながら、外貨準備の再構築、自国通貨の安定化、輸入代金の支払いの継続、そして力強い経済成長のための条件の回復に取り組む加盟国を支援する。





## 経済サーベイランス

「サーベイランス(政策監視)」とは、IMFによる国際通貨制度や世界経済情勢の監視、及び189加盟国の経済と金融部門政策のモニタリングのプロセスを示す包括的な用語である。この「サーベイランス」として知られる通常年に1回行われる金融の健全性調査のなかで、IMFは安定性への潜在的なリスクを特定し必要な政策調整について助言をする。このようにして、各国間における財、サービス、及び資本の交換を促進し健全な経済成長を維持するという、国際通貨制度の主な目的の達成に貢献している。

IMFのサーベイランス活動には、各国の政策の評価と助言を行なう国別サーベイランス、及び世界経済の監視を行なうマルチラテラル・サーベイランス(多国間政策監視)と、主に二つの側面がある。国別サーベイランスとマルチラテラル・サーベイランスを組み合わせることで、IMFは「波及効果」つまり一国の政策が他の国々にどのように影響するかについて、より総合的で一貫した分析を確実に行うことができる。

国別サーベイランスの核はいわゆる4条協議である。これは、IMF加盟189カ国各々の経済情勢及び経済政策の審査を義務付けた、IMF協定の条項にちなみこのように呼ばれている。4条協議では、マクロ的に重要とされる、財政、金融部門、外国為替、金融及び構造といった一連の項目をカバーし、リスクや脆弱性、政策対応に焦点を当てる。エコノミストをはじめとする多くのIMFスタッフが4条協議プロセスに関与している。

協議は、IMFが国を一方的に評価するのではなく、政策に関する加盟国当局との相互対話である。対象国の経済政策や方向性を評価するにあたり、通常IMFのスタッフは、政府や中央銀行の関係者に加え、国会議員や、ビジネス、労働組合、さらには市民社会の代表とい

った関係者とも協議を行う。協議後、スタッフは、主にIMF理事会での協議に向け報告書を提出する。その後協議が終了し協議の要約は、加盟国当局に送られる。大半のケースで、加盟国の合意の上、理事会の評価はプレスリリースとして関連するスタッフ・レポートとともに公表される。2016年度は、117件の4条協議が行われた(ウェブテーブル2.1)。

世界金融危機の後、IMFは、システム上重要な金融部門を持つ国々に対し、サーベイランスの一環として金融部門の評価も行っている。

マルチラテラル・サーベイランスには、世界レベル・地域レベルの経済の動向の監視と、加盟国の政策の世界経済への波及的影響の分析が含まれる。世界経済金融サーベイシリーズの一環として、IMFは年に2回マルチラテラル・サーベイランスに関する報告書である旗艦報告書「世界経済見通し(WEO)」、「国際金融安定性報告書(GFSR)」及び「財政モニター(FM)」を発表している。WEOでは、世界経済情勢を詳細に分析し、世界的な金融の混乱の長期化や世界金融危機からの経済回復といった、差し迫って重要な問題を検証する。GFSRでは、世界の金融市場や金融見通しについて最新の評価を行い、金融市場の安定性のリスクとなり得る不均衡や脆弱性を明示する。FMは、中期的な財政の見通しの最新情報を提供するとともに、財政の動向を評価する。さらにIMFは、世界経済金融サーベイランスの一環として「地域経済見通し(REO)」も発表している。







## 国別サーベイランス

### 4条協議プロセス: 年次経済政策評価

4条協議は数カ月にわたり行われる。IMF各局やマネジメントによる主要政策課題やサーベイランス優先事項の内部審査からはじまり、これがポリシーノートと呼ばれる概要説明文書がまとめられる。

ポリシーノートは、加盟国政府と協議する経済政策の主な方向性や提言を詳細に記している。4条協議の前に加盟国に関する局間の合意を構築するため、ポリシーノートを他の全ての局と審査する。これが政策協議会議であり、その後ポリシーノートはIMFマネジメントへ承認のために送られる。ポリシーノートが承認されると、4条協議代表団が政府関係者や利害関係者との協議のために加盟国を訪れる。IMF本部に戻りスタッフレポートを作成し、再び局及びマネジメントの審査を受けその後IMF理事会で協議する。

### 4条協議の遅延に関する年次報告

4条協議が大幅に遅れた場合これに対処するために2012年に導入された枠組みに従い、IMFは毎年18カ月以上4条協議が遅れた加盟国の一覧を公表している。IMFスタッフは、遅延の理由を次のように分類している。プログラム関連問題、更なる議論が必要、政治・治安の状況、人材面での制約、政権交代、当局からの要請、代表団日程・手順で合意に至っていない、その他。

2016年4月に発表された最新の一覧表には以下の国々が含まれている。

- ベネズエラ(代表団日程・手順で合意に至っていない)
- アルゼンチン(その他—アルゼンチン当局は4条協議を2016年に再開する意向を確認)
- エリトリア(代表団日程・手順で合意に至っていない)
- シリア・アラブ共和国(政治・治安の状況)
- 中央アフリカ共和国(政治・治安の状況)
- ギニア(その他)
- リビア(政治・治安の状況)



### 3年毎のサーベイランス・レビュー

2014年の3年毎のサーベイランス・レビュー (TSR) は、IMFが行う国別サーベイランス及びマルチラテラル・サーベイランスに関連したいくつかの事柄に注目した。このレビューは、サーベイランスの経済動向の監視と加盟国及び世界経済に関する政策助言の実効性をIMFが定期的に見直す機会であり、同見直しについては2015年度年次報告書で詳細に述べている。TSR提言のフォローアップとして、理事会とIMFスタッフはサーベイランス業務の強化を狙い、一連の政策見直しに着手した。この作業に続き、2016年度に「マクロ金融サーベイランスを主流に組み込む (Mainstreaming Macro-Financial Surveillance)」、「IMFサーベイランスにおけるバランスシートの分析 (Balance Sheet Analysis in Fund Surveillance)」、及び「IMFサーベイランスの公平性 (Evenhandedness of Fund Surveillance)」という3本のペーパーが作成された。

### マクロ金融のサーベイランスを主流に組み込む

世界金融危機により、国・地域レベルの金融の連関性が、マクロ経済のパフォーマンスに負の影響を及ぼし世界経済に波及的に影響を及ぼす可能性があることが明らかになった。信用商品からの逃避や、主要な市場での過度の流動性の喪失、制度面へのストレスや機能停止といった、金融に関連し発生した問題の多くが、過去に想定されたことがなく、IMFなどが利用しているモデルに組み込むことが容易ではなかった。

IMFは、こうしたマクロ金融問題を理解し、これに関連する動向や連関性をその業務に組み込むための作業に継続して取り組んでいる。これは、マクロ金融サーベイランスを主流に組み込むよう提言している2014年の3年毎のサーベイランス・レビューの主な要点である。

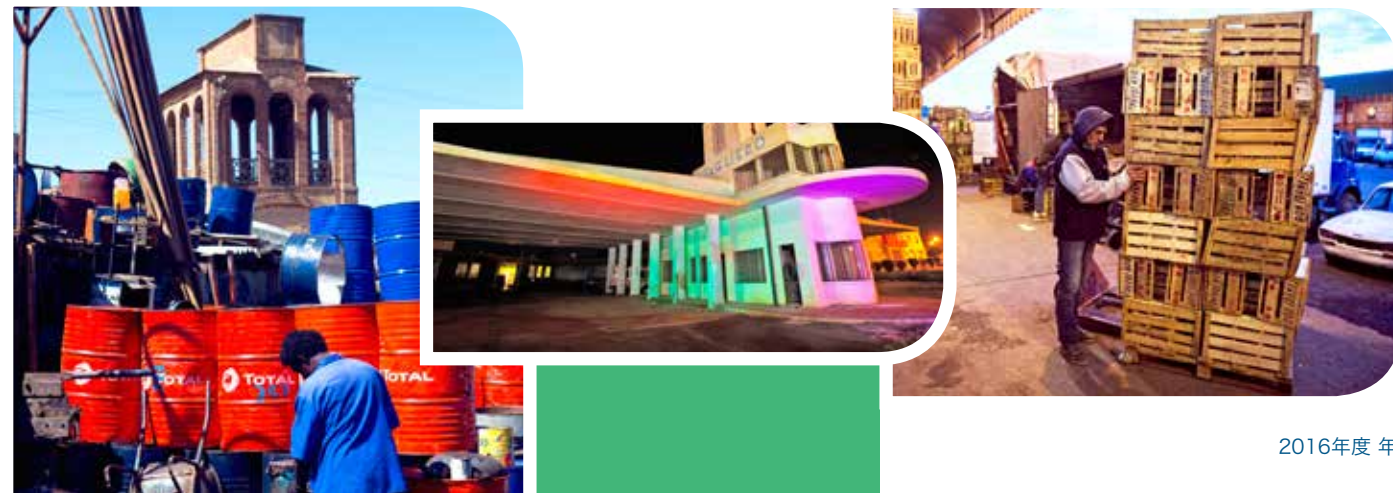
これを行うなかでIMFは、その分析枠組みのなかで金融部門を隔離されたひとつの要素以上の存在として扱うようになっており、金融関連の事象が他の部門にどのように影響するか、そして、他の部門が金融部門の情勢にどのように影響するかをこれまで以上に考慮している。

### IMF地域局・機能局の役割

スタッフレベルでのサーベイランス作業は、IMFの地域局が中心になり行う。サブサハラアフリカ、アジア太平洋、欧州、中東及び中央アジア、並びに西半球をカバーする地域局は、分析を行い政策助言を策定する。2016年度には、最近の原油価格ショックがどのように銀行の健全性及び融資に影響を与えるか、極めて低いインフレ率がどのようにバランスシートを通し金融システムに影響するか、地元銀行が大規模な官民パートナーシップの資金を捻出する能力、さらには融資利用で中小企業が直面する障害克服のための政策といった、複数の特定の課題が国別分析に含まれた。研修、知識共有の強化、優良慣行の例のさらなる活用が、この分野の4条協議関連作業を補完している。

機能局と呼ばれる、調査局、金融資本市場局、能力開発局、統計局及び法律局も、その専門知識を提供することで貢献している。たとえば、機能局は、マクロ金融分析を支援するカントリーチームの数を増やし、約60件の4条協議に参加した。また機能局は、新しい分析ツールを開発している。

■ 堅実な与信の伸びの予測は、金融部門が基本見通しにどのような影響を及ぼすかについての分析で重要である。調査局は、実物部門と金融部門の見通しの一貫性をチェックするためのデスクトップ・ツールキットを開発した。





■ 金融資本市場局は、マクロ金融環境の変化を評価するツールや、金融部門の頑健性を測定するツールを含め金融分析の見直しを行った。

■ バランスシートの分析を支えるため、統計局は2014年の3年毎のサーベイランス・レビューのフォーマットに従い、インハウスのデータを用いて入力する、バランスシート・マトリクスアプローチを作成するためのテンプレートを開発した。

■ IMFの能力を高め関連事項に関する知識を構築するうえで、スタッフへの研修も優先事項である。能力開発局は、IMFスタッフを対象としたマクロ金融の主要トピックに関する五つの内容からなるコースを立ち上げた。

### サーベイランスにおけるバランスシートの分析

世界金融危機は、バランスシートを経済見通しやリスクの分析に組み込む重要性を明確に示した。2014年の3年毎のサーベイランス・レビューは、IMFサーベイランスにおける安定性リスクの重要性を強調するとともに、脆弱性の評価において国のバランスシートをこれまで以上に注視する必要があると強く述べた。TSRは、より詳細なデータを用いたバランスシート分析を開発し採用するようIMFに求めていた。

2015年6月19日に理事会が非公式に協議したスタッフレポートは、IMFの国別サーベイランスにおけるバランスシート分析の活用を見直すとともに、その改善手法の実践的な例を紹介した。こうした作業は、マクロ金融関連事項をより集中的にカバーするという枠組みのなかで行われた。

この報告書は、IMFスタッフが過去10年間で行ったこうした分析の有用な例を明確に示す第一のステップだった。ここでは、利用したデータやツールを示すとともに制約や限界などの概要も示している。さらに、バランスシートのデータの範囲や質を、危機後に立ち上げられたイニシアティブを通じ改善した最近の事例を紹介するとともに、国際協力で今後対応すべき残る主要なギャップについても論じている。

同ペーパーは、広く2分野で更なる作業を重点的に行うことを提言している。

### ボックス2.1：米国の金融部門評価

アメリカの金融部門は世界最大であり、国際金融の安定性の維持で重要な役割を果たす。2010年、世界金融危機を受け、IMF理事会は世界の最大25金融システムについて5年に1回、金融セクター評価プログラム(FSAP)の下での評価を義務付けると決定した。2013年にはそのリストは29カ国まで拡大した。

FSAPは、加盟国の金融部門の包括的かつ詳細な分析を行う。2015年の米国の金融システムの評価は、義務化された金融安定性評価の一環として行われた。IMFはこの中で、同国の銀行は、前回の2010年の評価時と比べ、より健全で強固となっているようだ判断した。しかし報告書は、急速に成長しているノンバンク部門で脆弱性をはらんでいるところがあると強調した。

IMFのこうした評価は、米国の金融システムの安定性を評価するために行われたストレステストの結果にも基づいている。ストレステストは、銀行システムは、危機と同等の深刻なショックへの耐性を有しているとした。またIMFの分析は、保険会社、ヘッジファンド、その他のマネージドファンドが、金融リスク全体に影響を及ぼすが、これはその規模で考えられるより大きいことから、より注視していく必要があると指摘している。

■ サーベイランスの妨げとなっている主要なデータギャップ(特に、ノンバンク金融機関、非金融企業、政府、家計)への対応、及び通貨や満期構造、カウンターパーティ、オフバランスシートのエクスポージャーなどに関する情報。また、低所得国のバランスシートデータの範囲の拡大と、先進国・地域で複雑さが増す金融商品をより適切にとらえるための努力が必要である。

■ IMFスタッフによるバランスシートの分析とマクロ金融の連関性及び波及効果の分析の改善を支えるツールの設計。こうした方向性に沿った新たなアプローチをペーパーでは紹介している。

### IMFサーベイランスの公平性

2014年の3年毎のサーベイランスの提言に従い、IMF理事会は、IMFサーベイランスの公平性の確保に寄与する枠組みを導入することで合意した。





理事会が採用した枠組みは、スタッフペーパー「IMFサーベイランスの公平性—懸念に対応するための原則とメカニズム(Evenhandedness of Fund Surveillance—Principles and Mechanisms for Addressing Concerns)」が示すように、主に二つの要素から成り立っている。なおこのペーパーについて理事会は2016年2月22日に協議している。第一に、この枠組みは、公平であることの意義についてその原則を明確に示している。第二に、サーベイランスにおける公平性の欠如への特定の懸念の報告・評価のためのメカニズムを構築している。

IMFの分析と助言が公平であることは、IMFの信頼性と加盟国との効果的な関係において不可欠である。TSRは、外部調査も含めこの問題を詳細に検証した。公平性の組織的な欠如は特定されなかったものの、国によるサーベイランスの違いについては、国の環境で正当化されるものではないケースも発見された。またTSRは、IMFは公平性に欠けるという認識が長い間持たれていることを強調した。

この新規枠組みは、スタッフによる助言の独立性と率直性を維持する一方で、明らかに公平性が欠如しているという認識とそうした事例に対処することを意図している。公平性に関する共通した理解を構築することで、諸原則はより深い討論を支えることができる。そしてこれを通し、公平性の問題をより早い段階で特定するとともに、サーベイランスの過程でより率直的に話し合うことができる。

理事会は、加盟国当局が公平性の欠如に関する懸念を報告できる仕組みの確立を支持した。この仕組みは、残る懸念を分析しより優れた慣行を促進するための教訓を見出すバックネット的な機能を果たす。この点において、公平性の枠組みは、より加盟国に焦点を絞ったサーベイランスの強化・促進という、TSRのより広範な目標も支える。

理事は、公平なサーベイランスの指針となる合意された枠組みは、新しいテストされたことがないアプローチであり、IMFが経験を積むなかで調整変化していく必要がでてくるだろうと強調した。また、2019年のサーベイランス・レビューは、新しく採用された原則とメカニズムを詳細に評価する適切な機会となるだろうという点で合意した。

## 政策が共通する国のサーベイランス

IMFの国レベルのサーベイランスは、加盟国が通貨同盟に加盟している場合などは、地域レベルの政策議論で強化されるケースもあ

る。IMFスタッフは、4条協議の過程で持たれる国別の協議を強化するため、通貨同盟の共通した政策の責任者である地域機関と定期的に協議の場を設けている。

各地域グループについてスタッフ・レポートが作成され、理事会に協議のため提出される。理事会による見解は、スタッフ・レポートとともにプレスリリースとして公表される。こうした報告書は、地域グループに属す各加盟国との4条協議の一環で作成される。

こうした地域レベルの政策協議は、以下のグループと行われている。中部アフリカ経済通貨共同体(CEMAC)、東カリブ通貨同盟(ECCU)、ユーロ圏、西アフリカ経済通貨同盟(WAEMU)。

2016年1月、クリスティーヌ・ラガルド専務理事は、カメルーン訪問中に、CEMAC加盟国が直面している政策課題について演説で述べた。

## ボックス2.2: 2015年対イラン4条協議終了

IMF理事会は2015年12月、対イラン・イスラム共和国4条協議を終了した。理事会はその評価のなかで、「原油価格の世界的な急落、企業及び銀行のタイトなバランスシート、そしてこれに加え経済制裁の解除が予測されているがこれを前に消費・投資に関する決定が遅れている。これらが、2014・2015年の第4四半期以降の経済活動の大幅な鈍化の原因となっている」と述べた。

理事会の評価は続く。「実質GDP成長率は2014年/2015年の3%から2015年/2016年は0.5%からマイナス0.5%の間まで下がると予測される。12カ月間(前ポイント比)のインフレ率は、ここ数カ月で約10%まで下落した。これは主に食料及び飲料のインフレ率が低下したことを反映している。インフレ率は年末までに14%近傍にとどまると見られる。

2016年/2017年の見通しは経済制裁の解除が見込まれていることから、明るさを増している。来年は、原油産出量の増大と、貿易及び金融取引のコストの低下、海外資産へのアクセスの回復が、実質GDPを約4%~5.5%まで引き上げるだろう。」



## マルチラテラル・サーベイランス

### 「2015年対外部門の安定性に関する報告書」

IMFの「対外部門の安定性に関する第4次報告書」は2015年7月に発表となった。ここでは、2014年及び2015年はじめの経済大国の対外部門のポジションと関連政策を評価している。理事会は、同報告書について、関連ペーパーである「国・地域別評価」とともに非公式協議で議論した。

「2015年波及効果報告書」及び4条協議とともに、同報告書は、世界の安定性に及ぼす加盟国の政策の潜在的な波及的效果に対処し、包括的に加盟国の対外部門をモニターするための取り組みの一環である。同報告書は、為替相場、経常収支、外貨準備、資本フロー、対外バランスシートを評価している。

### 主な結果

- 世界の経常収支の不均衡及び過度の不均衡は、2013年に若干縮小した後、2014年は横ばいだった。不均衡を構成する国々は変化した。全体としては過度の不均衡の是正ではほとんど前進は見られない。
- 2015年、対外ポジションに影響を与えたと考えられる重要な展開があった。それは、原油価格の急落であり、主要先進国・地域における景気循環サイクルのズレと金融政策の違いであり、また関連した通貨変動である。
- 予測される経常収支の短期的な変化のパターンは、原油価格の低下の大きな影響を受ける。しかし、これらは、関連する通貨の変動及び最終的な支出面での対応で、部分的に相殺されるだろう。実質実効為替レートの変化は、一部で約10%となっているが、これも経常収支に影響を及ぼすだろう。
- 主要先進国・地域における経済政策・金融政策のズレに関連した通貨のシフトは、回復が不完全であること、そして需要と成長を支えるより広範な政策措置が必要であることを物語っている。金融政策以上の需要促進政策を含む全政策課題を実行することが、為替相場に影響を与える可能性はあるが、より重要なことは、これが持続的な世界経済成長と金融の安定性の見通しの改善につながると考えられることである。黒字国・赤字国双方による取り組みが、相互補完的に作用し成長を支えるだろう。

- 世界の金融環境は、なかでも緩和的金融政策やこうした政策の解除プロセスに関連した様々なリスクにより複雑化し、市場を混乱させる可能性もはらんでいる。政策担当者は、金融環境の変化に様々な手段を用いて柔軟に対応する準備を整えておくべきである。

### 2015年波及効果報告書

「対外部門の安定性に関する報告書」と併せ作成された2015年「波及効果報告書」は、システム上重要な加盟国におけるマクロ経済・マクロ金融の情勢の潜在的な国際的影響を分析している。同報告書については理事会が2016年6月22日に非公式協議で議論した。

報告書は、先進国・地域における金融政策措置の含意とこれが波及的に及ぼす影響、及び同報告書が「波及効果が大きい」環境を作り出したとした世界の原油価格の下落を重点的に扱っている。



### ボックス2.3: 早期警戒演習

2008年、20カ国・地域グループはIMFと金融安定理事会(FSB)に対し、定期的な早期警戒演習(EWE)で協力するよう要請した。この演習は、発生する可能性は低いものの、世界経済に大きな影響を与える可能性のあるリスクを評価し、そのリスクを緩和する政策を特定するものだ。

EWEsは様々な量的ツールや広範な協議から導き出したシステミック・リスクに対するマクロ経済的見解および金融の見解をまとめたものである。EWEsは1年に2回、IMFの世界的なサーベイランスに関する旗艦報告書である「世界経済見通し」や、「国際金融安定性報告書」、「財政モニター」を含む様々な情報源を基に行われる。IMFの国別・マルチラテラルの両サーベイランスは、EWEの分析や政策助言のフォローアップで利用される。

演習結果は、IMF理事会での協議とFSBとの協議の後、IMF・世界銀行の春季会合・年次総会でIMF幹部に提出される。

報告書は、多くのシステム上重要な先進国・地域が、需給ギャップの解消及び潜在成長率の促進という問題を抱えていると述べている。こうした課題に対処するには、マクロ経済政策、金融政策、構造政策からなるパッケージが必要であり、これが、需要と供給のミスマッチを解消しながら総需要と総供給両者を強化するだろう。報告書は、政策パッケージを構成する要素それぞれが重要であり、代替が利くものではないと断定している。たとえば、緩和的金融政策は潜在GDPを促進せずまた構造改革は需給ギャップを解消しないとしている。

## 仮想通貨

暗号化とネットワーク・コンピューティングの進歩に支えられ、新たなテクノロジーは、財、サービス、及び資産の交換手法を含め、世界経済に変化を引き起こす可能性を秘めている。この過程での重要な進展が、仮想通貨の出現でありその基盤にある分散型台帳システムという技術である。

2016年1月に発表されたスタッフ・ディスカッション・ノート「仮想通貨とこれから：初期考察 (Virtual Currencies and Beyond: Initial Considerations)」

は、イノベーションをおさえつけることなく、資金洗浄やテロ資金供与、脱税といった潜在的なリスクへの防御のために、バランスのとれた規制枠組みを構築するという課題に取り組んでいる。

同文書では、仮想通貨の概要、どのように機能し、そして国内・国際的にどのように通貨制度に取まることができるのかについて述べている。さらに、分散型台帳システムといった仮想通貨を支える技術進歩の潜在的な意味及び利点について議論し、その後、消費者保護や金融の高潔性、課税、金融の安定性、為替管理と資本規制、金融政策といった分野での規制及び政策課題を検証している。また、仮想通貨の国内・国際レベルでの規制枠組みの構築のための原則も示している。

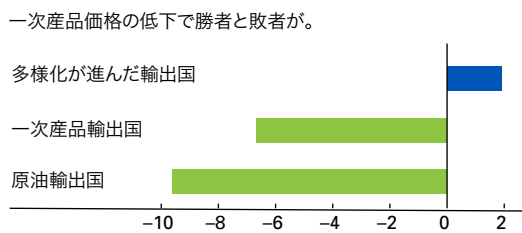
このディスカッション・ノートの主な結論は、分散型台帳システムという概念はコストを削減し金融包摂の深化を促すことから、金融に変化をもたらす可能性を秘めているということだ。これは、高い取引コストを伴うことがある送金で特に重要となるかもしれない。革新的な変化の可能性は、仮想通貨及び分散型台帳システムの十分な監視を政策担当者が継続する必要があることを示している。





図2.1  
LIDCs—国グループ別、  
商品価格指標(ネット)

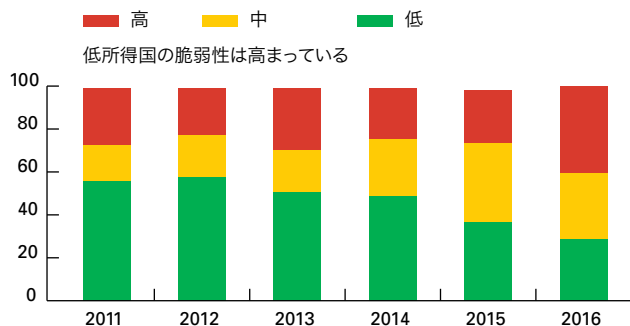
(対GDP比、パーセント、2014年6月～2015年6月)



出所: Gruss2014を基にIMFスタッフ推計

図2.2  
LIDCs—高まる脆弱性

(パーセント)

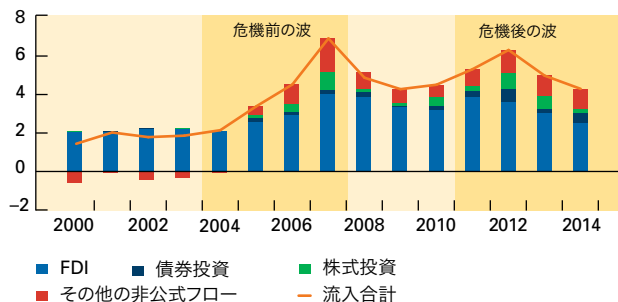


出所: WEO、IFS、債務の持続可能性分析、及びIMFスタッフレポート。  
世界銀行及びEmergency Events Database。

図2.3  
LIDCs—資本流入

(対GDP比、パーセント、加重平均)

海外直接投資とポートフォリオの投資の流入が増えている。



出所: WEO、IFS及びIMFスタッフ推計

## 低所得途上国のマクロ経済情勢と見通し

「低所得途上国のマクロ経済情勢と見通し:2015年(Macro-economic Developments and Prospects in Low-Income Developing Countries: 2015)」は同テーマを扱うスタッフによる年次ペーパーの第2弾である。一次産品価格の急落と低価格環境が中期的に続くとの見通しが与える影響を検証したこのペーパーについて、2015年12月9日に理事会は議論した。同報告書は、**低所得途上国(LIDCs)**の過去10年間の資本流入の経験も分析している。

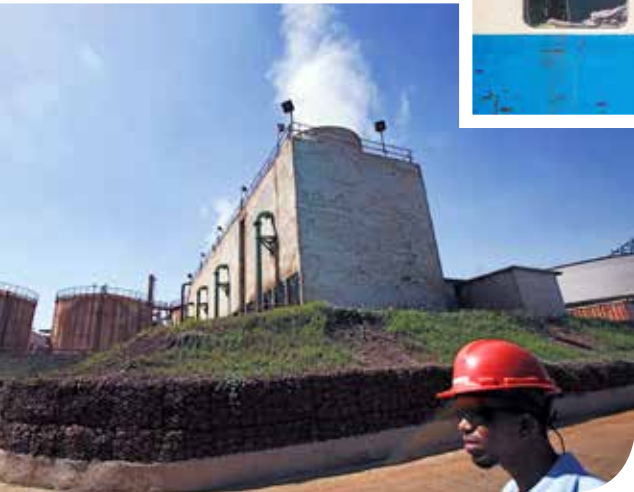
議論のなかで理事らはLIDCsのマクロ経済情勢について、毎年公式協議を行う価値があり、その際一貫したメッセージを発することが重要だと強調した。また、理事らは、LIDCのサブグループ別に対応する取り組みは、サブグループ内でも国特有の環境があるとしながらも、各グループに適した政策助言、金融支援及び技術支援のための有用な指針となるとして、これを歓迎した。

理事らは、対外環境がより困難となるなかでのLIDCの最近の経済情勢の評価内容に概ね合意した。理事らは、一次産品価格の急落の影響は一様ではないと指摘した。輸出で一次産品に頼っている多くの国、特に産油国が大きな打撃を受けている一方で、一次産品の輸出にそれほど頼っていない国々は、主に原油輸入代金の下落による輸入品価格の低下から利益を得ている(図2.1)。

多くの一次産品に依存した輸出国で成長は鈍化しているが、貿易構造の多様化が進んだ国では、経済パフォーマンスは総じて引き続き力強い。さらに、一部のLIDCsが、自然災害や伝染病(エボラ出血熱など)、治安の悪化などによる国内の供給ショックにより深刻な打撃を受けた。

理事は、一部の多様化が進んだ輸出国は力強いファンダメンタルズを維持しているものの、かなり多くのLIDCsで短期的な経済の脆弱性が高まっていると指摘した(図2.2)。これは、ひとつには、一次産品輸出国が経験した経済ショックを反映しているが、一次産品の輸出にそれほど依存していない一部の国での政策バッファの低下も反映している。理事は、好況期を生かし、各国が将来の負のショックに効果的に対処するために必要な、財政及び対外的なバッファを構築することが重要だと強調した。





ワシントンDCでの2016年IMF・世界銀行春季会合で、低所得途上国の持続可能な開発に関するセッションの司会を務めた、古澤満宏 IMF副専務理事

理事は、近年、LIDCsへのポートフォリオ投資の流入は、海外直接投資とともに大幅に増加していると指摘した(図2.3)。世界の金融環境はプラスだが、国内のファンダメンタルズの改善が、資本流入を呼び込むにあたり極めて重要な役割を果たしているとの認識を示した。

### 低所得国における金融政策枠組みの変化

多くの低所得国・低位中所得国が、これまで20年間で財政政策の運営を改善し、金融市場の自由化・深化を進め、インフレ率を穏やかな水準で安定化させた。こうした目標の達成に貢献した金融政策の枠組みは、金融の発達と世界の資本市場へのエクスポージャーが増加したことに起因する様々な課題を抱えている。

スタッフ・レポート「低所得国及び他の途上国における金融政策枠組みの変化 (Evolving Monetary Policy Frameworks in Low-Income and Other Developing Countries)」について、2015年11月9日、理事会は非公式に議論した。付随論文では、金融政策に関する各国の経験を検証している。

報告書は、金融政策の枠組みで各国が検討している・あるいは実際に導入した改善措置を記している。主な点は以下の通り。

- 各国は、一貫した透明な金融政策枠組みを構築すべきである。中央銀行は、マクロ経済及び金融の安定性を促しつつ、物価の安定を最重要課題に明確に据えるべきである。
- 明確なインフレ目標が、金融政策措置とコミュニケーションの基礎となる。こうした目標が、インフレを安定化させ中央銀行のパフォーマンスを評価する明確なベンチマークとして機能する。
- 物価の安定と他の政策目標のトレードオフの管理は困難だが、物価安定をしっかりと最重要課題に据えることで、中央銀行が政策決

定の際に他の目標を考慮するより多くの余地を作り出すことができる。

- 中央銀行の金融政策実施の手順では、特定の短期金利の設定を重視すべきである。こうした実施手順は、金利の大きな変動を抑え、金融市場の発達を促すとともに、金融政策のより広範な経済への伝播を高めることができる。

IMFは、サーベイランスやプログラムでの政策助言、技術支援、研修を通し、こうした枠組みの強化及び現代化で、低所得国・低位中所得国の支援を継続していく。

### 低所得国の公的債務の脆弱性

2015年、IMFと世界銀行は、低所得国(LICs)の公的債務の脆弱性に関する初の共同報告書を作成した。この報告書は、世界金融危機の発生時に遡り、債務関連の動向やその根本的な原因を検証している。2015年11月に理事会の非公式協議に提出された。報告書の分析結果は、予定されているLICの債務の持続可能性の審査の情報源として活用される。

74カ国を検証した同報告書により、近年LICsが活用できる資金調達手段が一段と多様化したことで、新たな機会を手にすることができると同時にこれがリスクももたらし得るとということが判明した。同報告書によると、過去10年間で公的債務のトレンドが大きく変わった。債務救済プログラム、力強い成長、及び一次産品への高い需要により、債務の対GDP比は平均で2006年の66%から2014年末には約48%まで減少した。

フロンティア経済を筆頭に多くの低所得国の優れたマクロ経済パフォーマンスが、外部市場における資金調達手段の拡大を支えた。報告書は、フロンティア経済及び一次産品輸出国の、対外債務全体に占める非譲許的債務の割合は、2007年から2014年の間におよそ倍増したとしている。

## ボックス: 2.4: アフリカの小規模な中所得国

2016年1月、IMFアフリカ局は、書籍「小規模な中所得国の潜在力を解放する(*Unlocking the Potential of Small Middle-Income States*)」を発表するとともに、ボツワナの首都ハボローネでこれをテーマとした会議を開催した。

近年、サブサハラアフリカの小規模な中所得国(SMICs)が、域内の他の大半の国々より力強く成長し経済発展を遂げている。こうした国々では政府がインフラギャップの縮小、教育や医療へのアクセスの改善といった開発課題に効果的に取り組んでいる。

しかし、いくつかの直近の外部の情勢が、逆風となり経済活動が鈍化している。その結果、SMICsは安定性を維持し成長を回復するために政策を調整する必要がある。同時に、長期的成長の基盤となり得る構造改革についても決定をくださなければならない。同書で議論する政策は、最終的にSMICsを先進経済のレベルにまで引き上げるための改革を実施するために考えられる行程表を示している。

検証対象期間を見ると、債務の脆弱性は概して危機以前と比べると低下している。2007年～2015年、過剰な対外債務で苦境に陥る高いリスクにある(あるいは苦境にある)国々の割合は、43%から26%へと減少している。同時に、流動性のバッファーは縮小し、債務の対GDP比は徐々に上昇した。これは、カウンターシクリカルな政策と優先的支出の資金を手当てするための借入余地の一部活用を反映している。

報告書は、LICsは市場環境の変化と低迷する世界見通しのなかにあり、一段と警戒することが重要だと強調している。世界経済への統合での進展、市場リスクへのエクスポージャーの増大、及び財政バッファーの縮小により、賢明な財政政策と債務管理の強化が極めて重要になっている。こうした政策は、世界的な一次産品価格の低下、金融政策の正常化に伴う世界の金融環境の悪化、及び通貨圧力などで試される可能性が高い。

## 低所得国の税制優遇措置の効果的な活用のための選択肢

IMFスタッフは、世界銀行、経済協力開発機構、国際連合のスタッフとともに、G20に提出する背景報告書である「低所得国の投資促進のための税制優遇措置の効果的かつ効率的な活用のための選択肢(Options for Low-Income Countries' Effective and Efficient Use of Tax Incentives for Investment)」を作成した。

この報告書は、2015年9月にG20の開発のための作業グループに、そして翌月にはIMF理事会に提出された。ここでは、低所得国が税制優遇措置の評価で用いることができるツールについて述べている。

- 費用効果分析の利用は、税制優遇措置の評価の包括的な枠組みを提供する。
- 税支出評価、コーポレート・マイクロ・シミュレーションモデル、及び実効税率モデルという三つのツールを使い、費用効果分析の側面に対応することができる。
- 税の優遇措置の透明性とガバナンスは他の2ツールで評価する。

## ラテンアメリカの金融統合

直近2～3年で、一次産品価格の急落、中国の成長のリバランス、及び先進国・地域の長期化する緩慢な成長を理由に、多くのラテンアメリカ諸国の経済成長が大幅に縮小している。さらに、世界金融危機

## ボックス2.5: ラテンアメリカとアジアの経済のつながり

2016年3月3日にIMF本部で開催された会議の焦点は、アジアとラテンアメリカの貿易及び金融の統合だった。この2地域を含め経済統合が過去10年間で進んだ。特に中国を筆頭にアジアが、ラテンアメリカの一次産品の主要な輸出先となった。主にアジアからラテンアメリカへの投資フローも伸びている。

中国経済が重要なリバランスの過程にありその一次産品への需要が減少しているなか、貿易と投資の結びつきも変化すると考えられる。この会議では、環太平洋パートナーシップの影響の評価など、こうした貿易と金融のつながりの変化の主な機会と課題について話し合った。

以降、多くの多国籍銀行が同地域から撤退し、与信へのアクセスが悪化し金融部門の競争が減少する可能性がある。

2016年3月に発表したIMFのスタッフレポート「ラテンアメリカの金融統合 (Financial Integration in Latin America)」は、ラテンアメリカ諸国が域内の金融統合を進める適切なタイミングにある可能性があると主張している。2016年3月に理事会が同報告書について非公式協議で議論している。

報告書は、域内の金融統合は、世界経済でのより広い統合の代替とはならないだろうとしている。しかし、多国籍銀行の撤退と世界的なイニシアティブの合意が限定的であることから、地域レベルの統合は、国際的な統合の実現に向けた一歩となる可能性がある。

たとえば、地域金融統合は、ラテンアメリカ諸国の監督や会計などの分野での最善慣行の採用を促進するかもしれない。また、対内投資を促進し、市場が最小存続可能規模に達し、これら諸国が国内あるいは海外の情勢のみに大きく依存することがないよう、多角化の新たな側面をもたらすかもしれない。それどころか、域内の他の国々の経済の安定による利益を得ることができるかもしれない。

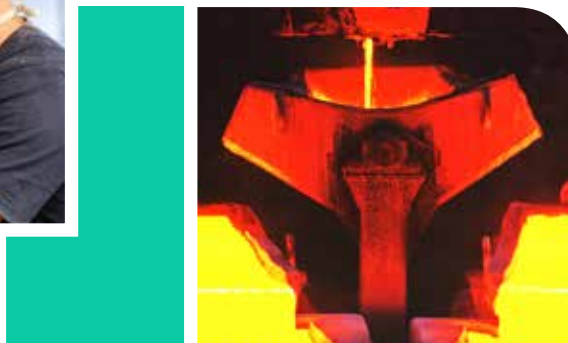
報告書は、統合過程が安全に進むための前提条件を、統合を促進するために積極的に軽減・是正することができる障壁とともに示している。

## 政策助言

### 金融包摂

人々の生活水準を向上し、貧困を削減するとともに経済発展で前進するための重要な手段として、金融包摂の経済改革計画での重要性が急速に増している。60を超える国々が金融包摂を政策目標に据えるとともに、国際連合の「持続可能な開発目標」も、金融包摂が重要な役割を果たすとしている。

IMFの包摂的成長のための作業でも、分析、統計、及び加盟国への政策助言で金融包摂を考慮している。2016年度金融包摂は大きな注目を集め、スタッフ・ディスカッション・ノート「金融包摂：マクロ経済の多様な目標を実現することができるか (“Financial Inclusion: Can It Meet Multiple Macroeconomic Goals?)」が発表されるとともに、その後年次総会では同課題について旗艦セミナーが開催された。また、2015年9月インドネシア・ジャカルタで、「アジアの金融の未来」という大規模な会議が開かれた。中部アフリカでの金融包摂に関する会議が2015年3月に開かれ、また、IMFは2016年4月にワシントンで主要会議「金融包摂：マクロ経済・規制面の課題 (Financial Inclusion: Macroeconomic and Regulatory Challenges)」を共催した。





ジャカルタ会議の基調演説でクリスティーヌ・ラガルド専務理事は「金融包摂は、製品や規制の問題にとどまらない」と述べた。「これは、所得、ジェンダー、教育、そして医療といった格差が存在するところに、サービスを行き渡らせ機会を創出することだ」。

スタッフ・ディスカッション・ノートの分析は、金融包摂は、新興市場及び途上国・地域の金融の深化のプロセスの一環として、GDP成長率の上昇など大きな経済的利益をもたらすことを示している。同時に、こうした利益は、金融の深化が進むとともに、減少することも示している。ここでの分析は、IMFの金融アクセスサーベイ(オランダ及びビル&メリнда・ゲイツ財団の支援を受け、年次ベースで編集)や他のデータセットの総合的なグローバルデータを用いている。

世界的に金融包摂は前進しているが、大きなギャップが残っている。世界で銀行口座を持つ成人の割合は、2011年から2014年の間に50%から約60%まで上昇した。しかし、成人のおよそ20億人が依然として「アンバンクド(銀行に口座を持ってない)」状態にある。さらに、銀行口座を持つ人々の約40%が、預金をしたり預金を引き出すうえで口座を効果的に使っていない。

また同ディスカッション・ノートは、銀行の安定性リスクは、特に規制と監督が不十分な場合、与信へのアクセスの拡大とともに上昇することを示している。このことから、監督と規制の強化を一段と重視しなければならない。しかし、現金自動支払機(ATMs)や、支店、銀行口座を使った給与や年金の支払いといった他の金融サービスへのアクセスの拡大は、銀行の安定性に大きな影響を及ぼさない。

### 金融包摂とジェンダー不平等

IMFスタッフの研究によると、金融排除は、ジェンダーの不平等と密接に関連している。世界全体で女性と比べ男性が銀行口座を持つ可能性は7%高く、途上国ではこの数字は9%となる。

世界では、女性の58%が口座を保持しているが、男性では65%だ。経済協力開発機構に加盟する先進国では、ジェンダーによる差は存在せず、全成人の94%が銀行口座を保持している。ギャップは南アジアで特に大きく、銀行口座を保持しているのは男性の55%に対し女性は僅か37%である。

ジェンダーギャップは、口座保持から金融サービス全般の利用となるとさらに大きくなる。たとえば、女性起業家は、男性と比べ金融サービスの利用で障害に直面する可能性が高い。途上国では女性が経営する中小企業の70%が、金融機関のサービスを全く受けていないもしくは十分に受けていないと推定される。

信用供給の面では、女性はより厳しい担保要件を課せられ、融資の満期は短く、金利も高いケースが多い。需要サイドを見ると、字が読めないことや家計の資金源を管理していないことが、融資を得るうえでの障壁となっている。

また、金融サービス業界内でもジェンダーギャップが存在する。世界的にみると、銀行幹部で女性の占める割合は20%に満たない。さらに、2013年のデータによると、女性が最高経営責任者を務める銀行は、72カ国800行のうちわずか15行である。同様に、銀行の監督・規制当局のマネジメントで女性が占める割合は、低くなっている。



## バングラデシュの金融包摂

バングラデシュは、当局が金融サービスへのアクセスを強化するための措置を講じるなど、過去10年間で急速に金融包摂で前進した。1970年代からのマイクロクレジット提供での前進を基盤にした諸政策は、金融部門の主流から除外されている、あるいはほとんどこれを利用することができない人々を特にターゲットとしていた。

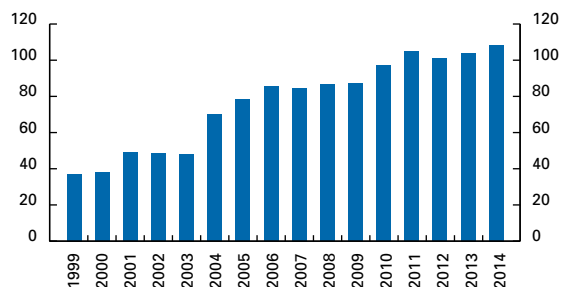
主な政策は、モバイルバンキングを使った金融サービスを導入する、支店の最低50%は農村地帯で開設することを定める、遠隔地域でサ

ービスを提供するためエージェントベースの銀行業務を行う、譲許的條件の借入枠を伴う農業部門・農村部門への与信の最低ラインを定める、中小企業及び女性起業家への支援、スラムの住人を農村地帯に移動させることを狙ったプログラム、並びに基本口座の推進などである。

結果、成人が保持する銀行の預金口座の割合、女性が経営する中小企業への与信額、女性起業家の実質的な数、利用されている電子マネー口座の数が全て急激に増加した。また、地理的・人口動態的に見るとATMsや銀行の支店へのアクセスが拡大した(図2.4)。

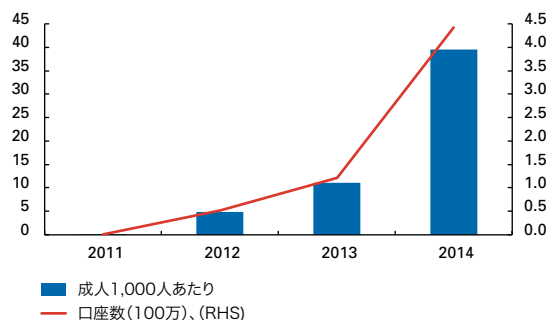
図2.4

### バングラデシュ：預金口座 (成人人口、パーセント)



出所：バングラデシュ銀行、IMFスタッフ算出

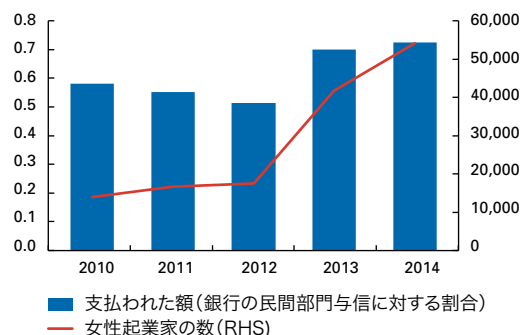
### バングラデシュ：利用されている 電子マネー口座<sup>1</sup>



出所：IMF、金融アクセスサーベイ・データベース

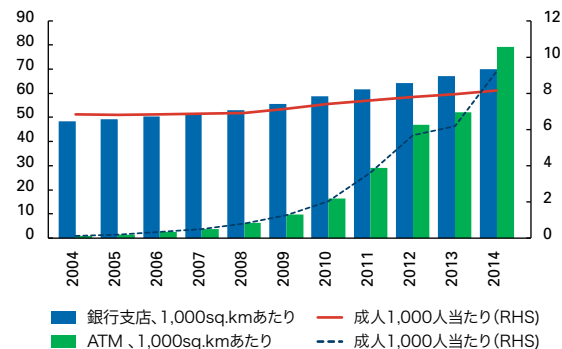
<sup>1</sup> 利用されている電子マネー口座とは、過去90日間に現金の取引を行うために用いられたモバイル口座を指す。

### バングラデシュ：女性起業家への与信



出所：バングラデシュ銀行、IMFスタッフ算出

### バングラデシュ： 商業銀行の支店とATM数



出所：IMF、金融アクセスサーベイ・データベース

## 金融包摂とパレスチナ経済の成長

世界の多くの国にとり、金融包摂(家計及び企業の金融サービスへのアクセス・利用)は、経済発展と貧困削減で不可欠な存在である。これは、人、財、通貨の循環にかかる制約が現地政策担当者のもうひとつの試練となっている、西岸地区とガザに特に当てはまる。

パレスチナ金融管理庁(PMA)は、IMFや他のドナーの技術支援を受け、金融包摂及び金融の安定化を、民間部門主導の経済で成長を促し雇用を創出するための取り組みの中核に据えた。これまで10年間で、PMAは金融サービスへのアクセスと銀行システムの健全化で大きく前進した。銀行の支店数を増やしたことに加え、PMAは、インターネットバンキング・サービスの活用を促し口座利用でのジェンダーギャップの解消に努めた。ガザでは、ATMsへのアクセスの改善とモバイルバンキングの利用により、2014年の紛争の間も顧客へのサービスを継続することができた。

言うまでもなく、金融包摂は成長の方程式の一要素に過ぎず、IMFの技術支援は、一連の経済政策課題をカバーしている。しかし、よりターゲットを絞ったIMFの技術支援が、PMAの信用情報機関の設置とリスクベースの監督の強化を支えた。信用情報機関は、一定の基準を超える融資を監視し、通常中央銀行あるいは銀行監督当局が

管理運営し、政策担当者、規制当局や他の政府関係者がマクロプラウデンス規制や監督で利用する。結果、民間部門への与信は2009年以降二桁成長を見せている。

こうした成功にもかかわらず、西岸地区とガザの政策担当者は、金融包摂が確実に経済の裾野の広い進展を、たとえば銀行サービスを巨大なインフォーマルセクターまで広げるなどして支えるようになるまで、課題はまだ山積していると考えている。これを念頭に、PMAは2015年に初の金融包摂戦略を立ち上げた。IMFは支援を継続する。

## 財政政策と長期的成長

理事会が2015年6月に議論したIMFの主要ペーパー「財政政策と長期的成長(Fiscal Policy and Long-Term Growth)」は、財政政策が潜在成長率の促進で果たすことができる役割を検証している。世界の経済成長が満足なレベルに到達しないなか発表されたこの研究により、財政政策は、特に他の経済政策の転換を図りこれで補強された際に、強固で公正な成長の実現を支えることができることが判明した。IMFのヴィトル・ガスバル財政局長は、6月30日にピーターソン国際経済研究所で同ペーパーを基に演説した。







このペーパーは、既存の文献、IMFの財政改革での広範な技術支援に加え、いくつかの分析研究を用いて作成された。これには、先進及び新興市場国・地域、途上国の財政改革の成功例の事例研究や、財政改革後の成長の加速化に関する統計分析、さらには内生的な成長モデルのシミュレーションなどが含まれる。同ペーパーは、事例研究の補足を含む。

同ペーパーは、財政政策は、マクロ政策、構造的租税政策及び歳出政策を通し成長を促すことができるとの結論を導き出した。これは、マクロレベルでは、経済成長を実現しこれを維持するに不可欠なマクロ経済の安定性の確保で重要な役割を果たす。マイクロレベルでは、適切に設計された租税政策・歳出政策を通し、雇用、投資、及び生産性を高めることができる。主な分析結果は以下の通り。

- 税の楔の削減、労働税及び社会保障の設計の改善は、労働意欲を高め労働供給でプラスの反応を導き出すことができる。
- 教育及び医療へのより公正なアクセスが、成長の主要素である人的資本の蓄積を支える。
- 資本所得税の改革は、ゆがみを減らし民間投資を促進する。適切にターゲットを絞った税の優遇措置も、民間投資を刺激し研究開発を通し生産性を高めることができる。
- 特にインフラへの効率的な公共投資が、経済の生産能力を高めることができる。
- 成長志向の改革で財政余力が必要な場合、歳入措置は課税ベースの拡大とゆがみの最小化に重点を置き、歳出措置では支出の合理化と効率性の向上を目指すべきである。

### 資本流出の管理—業務への影響

2013年IMFマネジメントは、「資本フローの自由化及び管理に関する指針書(Guidance Note for the Liberalization and Management of Capital Flows)」を発表した。これは、資本フローの自由化及び混乱を誘発しかねない資本の流入・流出の管理に関する適切な政策についてのスタッフ向けの業務上の指針である。

2015年12月にはマネジメントは、元の指針を改善し資本フロー政策の考えられるなかでも有力な構成内容を示した文書を作成した。この「資本流出を管理する—管理に関する再考(Managing Capital Outflows—Further Operational Considerations)」は、危機以外の環境下での資本流出への適切なマクロ経済・金融部門政策の対応に関するスタッフ向けの指針であり、理事会が2012年・2013年の指針書で承認した資本フローの自由化及び管理に関するIMFの組織としての見解を基盤としている。2015年の文書は、資本流出が加盟国にとりより重要な政策課題となったことから、特に関心を引いた。これは理事会に情報提供として提示された。

### 対外バランスの評価手法

IMFは、2012年に対外部門の評価を強化するための重要な措置をとった。「対外バランス評価(EBA)」手法と「対外部門の安定性に関する報告書」の立ち上げである。EBA手法は、対外ポジションの經常収支と為替レート及び49カ国・地域プラスユーロ圏の政策を評価する。「対外部門の安定性に関する報告書」は、多国間で一貫した手法で国別サーベイランスと平行して行われる、29のシステム上重要な国や地域の対外ポジションのスタッフによる評価を議論している。2014年の3年毎のサーベイランス・レビュー(TSR)は、EBAの革新的な手法をより広範な国々に応用するよう求めた。



TSRを受けた専務理事の行動計画は、この目標を達成するために「簡易EBA」の開発を提言している。2014年秋、経常収支の評価に簡易EBA手法を取り入れたことで、EBAが非EBA国にも初めて拡大されることになった。2015年夏、実質実効為替指数モデルと対外的な持続可能性アプローチが同枠組みに加わった。

簡易EBA手法の情報の提供を目的として2016年2月に理事会に文書が提出された。主な内容は以下の通り。

- 簡易EBAの開発の動機とその利用に関する指針
- 簡易EBAの3アプローチの技術面の説明
- モデルを使った結果を反映した対外部門に対するスタッフ評価をどのように示すべきかについての提言

### 構造改革とマクロ経済パフォーマンス

2014年の3年毎のサーベイランス・レビュー (TSR) は、加盟国で広く関心がもたれている事項をはじめとする、構造面の課題に関するより特化した専門的な分析及び助言を行うためのIMFの能力の向上に向けさらに取り組みを進めることを求めた。これを受けスタッフ・レポート「構造改革とマクロ経済パフォーマンス: IMFへの初期的考

察 (Structural Reforms and Macroeconomic Performance: Initial Considerations for the Fund)」が、2015年10月の理事会による非公式協議の後同年11月に発表された。

このペーパーは、スタッフのTSRを受けて行われる、IMFの分析能力、そして関連するところでは、時事的な構造課題への政策助言を行う能力を強化するための作業に、理事会を関与させることを意図していた。同ペーパーと併せ、構造政策の分析に関連した国別の事例に関する政策ペーパーも作成された。

構造政策は、今日のマクロ経済政策の議論で大いに注目を集めている。多くの国で経済成長が低迷し失業率が高くこうした要素が経済の見通しを覆っている。伝統的な政策の選択肢がますます限られているなか、より永続的で雇用創出を伴う成長の促進で、構造政策が果たせる補完的な役割に政策担当者の関心がますます集まっている。特に、G20は、強固で持続可能かつ均衡ある成長の確保で構造改革が極めて重要な役割を果たすと強調している。

構造政策に関する広範な作業が現在IMF全体で進められている。たとえば、2016年春の「世界経済見通し」は、「先進国・地域における労働市場及び製品市場改革のマクロ経済への影響」と題した章



を設けた。ここでは、加盟国の一連のマクロ構造のニーズをより適切に支えるであろう構造問題に対するアプローチを、より戦略的なものにする上で有用な様々な検討すべき内容を提示した。このペーパーは、IMFの課題や計画、あるいは構造問題への取り組みの劇的な変化を示すものではないが、構造改革の優先事項を定める際には、ビジネスサイクル全体の状況及び活用可能なマクロ経済政策の余力を勘案する必要性を強調している。これら2要素は、G20向けに作成したスタッフ・ノート「構造改革のための指針となる枠組み(A Guiding Framework for Structural Reforms)」でも強調している。なおこれは主に上述のWEOの章を主な分析の土台としている。実際、この章の主な分析結果は、中期的に見れば改革の成果は期待できるが、その短期的な効果は改革の種類により異なり、労働市場改革など一部は、経済のシクリカルな状況とマクロ経済政策のスタンスに左右されるということだ。

また、加盟国を幅広く扱った別のペーパーでは、構造改革は、成長に重要でありその便益は、構造改革がまとめて行われた際により大きくなる傾向にあることを突き止めた。また、様々なタイプの改革がもたらす潜在的な生産性への効果は、所得グループにより異なることも分かった。たとえば、概して低所得国でより大きな効果をもたらす構造改革は、開発ステージでより上位にある国では、同じような効果を期待できないかもしれない。

こうした直近の取り組みを基に、IMFは、カントリーチームが加盟国の分析や対話で活用できる、より優れた分析基盤や一連の診断ツールの開発に引き続き取り組んでいく。これが今度は、様々な国での政策をめぐる経験の活用と共有に資するだろう。こうした作業が進むなか、IMFの今後について以下の成果が期待される。

- IMFは、加盟国のマクロ経済の健全性に不可欠な全ての構造面の事項を認識し、加盟国との協議でそのマクロ経済的含意や他の政策との相互作用を明確に示すことができる。

- 政策助言を行う分野をスタッフが必要な専門知識を備える分野に限定する。しかし、インフラや労働市場問題など、影響力も需要も共に高い特定の分野での専門知識の蓄積の可能性を追求する。

- IMFは、中核的専門分野外の構造改革で他の機関との連携を強化する。

### 紛争後の国々・脆弱国との関与

IMFの低所得途上国との作業の中核は、紛争後・脆弱な状況にある国との関係である。こうした国々との作業も、2016年7月のアディスアベバでの開発資金に関する会議で表明したIMFの国際社会への重要な公約のひとつだった。

2015年5月、非公式協議で理事会は、ペーパー「紛争後・脆弱な状況にある加盟国とのIMFの関与—再考(IMF Engagement with Countries in Post-Conflict and Fragile Situations—Stocktaking)」について議論を交わした。このペーパーは、2011年の理事会向け報告書及びその後の2012年の指針書で導きだされた教訓を採用した経験を検証し、IMFはどのように脆弱国家との関係を強化することができるかについて述べている。以下3分野を中心とした提言がなされた。

- 能力構築：脆弱国の政府は、特に駐在専門家による研修と支援により重点を置いた、自らの吸収能力にあった能力開発を好むとしている。同ペーパーは、制度構築のための目標の枠組みを通じた支援を



ワシントンDCでの2016年IMF・世界銀行春季会合で、構造改革の政治経済に関するパネル討論会に参加した、朱民副専務理事



行うとともに、IMFや他の開発パートナーによる当面の技術支援と技術支援計画、研修の特定、及び支援の微調整を可能にする新たな試験的なアプローチを提案している。

■ IMFの制度とプログラム設計：脆弱国によるラピッド・クレジット・ファシリティ(RCF)の利用が増えている。一部では、スタッフがモニタリングするプログラムの代替となっているケースもある。脆弱国当局は、IMF融資の水準が十分でなく、特にRCF下での利用枠は極めて低いなど、これはIMFの既存の制度の主な欠点だと強調している。このペーパーは、脆弱国へのIMFの資金を増額するとともに、その譲許的資金を最も貧しく最も脆弱な加盟国に仕向けるという選択肢について現在進められている取り組みに言及した。開発資金に関する会議でのコミットメントとして表れたこうした取り組みは、「貧困削減・成長トラスト」の自律性の維持にかかっている。ペーパーでは、制度のより実質的な変化が、次回の制度の見直しで検討されると指摘している。また、ターゲットを絞った支出最低ラインやこうした支出を財政ショックから保護するための不測の事態に備えたプランを通し、IMF支援プログラムにおける優先的な社会支出を保護するための措置を提言している。IMFは、2015年7月に最貧国・最脆弱国が利用できる資金を拡大した。

■ 政策支援：脆弱国政府は、IMFの政策支援の質は高いと認識しているが、同時に、代替的な政策解決策の策定への支援で、IMFが同じような立場にある国や地域の経験をより多く活用することを期待している。同ペーパーは、政治経済の課題に関するスタッフ向け研修の継続及び脆弱国家に対する知識の共有の促進を求めている。

### 所得格差と労働市場のシェア

IMFのG20参加国との相互的な関係の一環として、IMFスタッフは定期的に多くの場合他の国際機関と連携し、G20当局の関心が高い事項に関するリサーチペーパーを作成する。



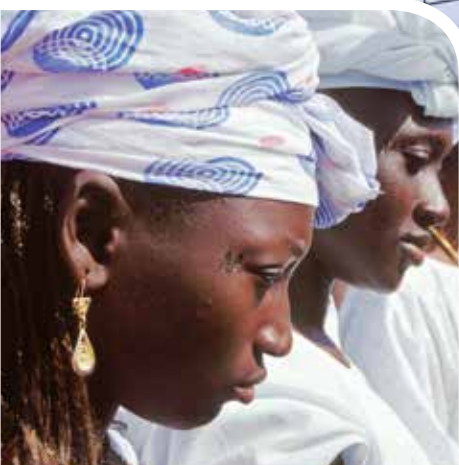
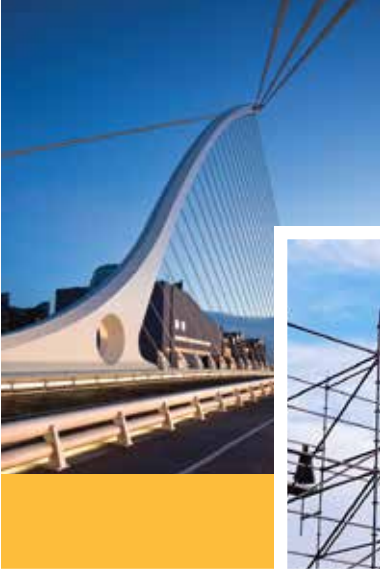
2015年8月、IMFスタッフは、国際労働機関、経済協力開発機構、及び世界銀行と連携し、「G20参加国の所得格差と所得分配率—トレンド、影響、原因(Income Inequality and Labor Income Share in G-20 Countries—Trends, Impacts and Causes)」に関するペーパーを作成した。このペーパーは、情報提供の目的でIMF理事会に提出された。

2015年のG20議長国を務めたトルコは、包摂性を3大政策優先課題のひとつに挙げた。G20の「シェルパ」(世界サミットにおける国あるいは政府の長の代理人)及びG20の雇用作業グループは、これら機関に、格差の拡大と労働分配率低下の影響を扱ったペーパーを作成するよう求めた。

### 公共投資の効率性を高める

公共投資は、公共サービスの普及を助け、学校、病院、港、発電施設の建設及びその他のプロジェクトを通し経済機会を提供する。社会・経済インフラを提供することで、公共投資は、成長の媒介的機能を果たすことができる。





2015年6月、IMFスタッフは、ペーパー「公共投資の効率性を高める (Public Investment More Efficient)」を理事会の非公式協議に提出した。このペーパーは、公的支出の効率性が重要であることを明確に示している。各国間で社会資本の価値とインフラの普及と質の基準を比較することで、公共投資

プロセスの平均的非効率性が約30%であることが判明した。この効率性のギャップの解消による経済配当は極めて大きい。最も効果の高い公共投資は最も低いものに比べて産出に対して2倍の効果がある。

加盟国がその公共投資運営慣行の強みを生かすとともに改革分野の特定を支援するため、IMFは「公共投資運営評価(PIMA)」を開発した。これは、2015年7月のアディスアベバの国連の開発資金国際会議の枠組みのなかで発表された。PIMAは公共投資の意思決定を形成する制度を主要な3段階で評価する。

- 公共部門全体で持続可能な投資を計画する
- 適切な部門とプロジェクトに投資を配分する
- 計画通り予算に沿ってプロジェクトを実行する

PIMAは、国による部門別の計画、投資予算編成、プロジェクト評価及び選定、並びにプロジェクト実施の管理運営とモニタリングといった、公共投資の全サイクルをカバーしている。これは、財政ルール、官民パートナーシップ(PPPs)の監督、及び公的資産のモニタリングと

いった分野での最先端の慣行を反映していることから、発展段階に関わらず全ての国にとり重要である。最後に、PIMAにより、国の評価を同じ立場にある国のそれとどのように比較するかを示したチャートを通し、長所と欠点の要約にアクセスすることができる。

公共投資の効率性の向上に取り組む加盟国への支援の一環として、IMFはPIMAを発展させ公共投資管理慣行の包括的な評価を行う計画を掲げている。PIMAの工程を通し、改革の優先事項が特定されるとともに、世界銀行など他の機関との連携のもと能力開発戦略が策定されることになる。

IMFは、その財政評価ツールを補完する手段として、2016年4月に世界銀行と連携し、新たな分析ツールである「PPP財政リスク評価モデル」を立ち上げた。これは、PPPプロジェクトの潜在的な財政コストとリスクを評価するものである。厳格なプロジェクト実施資金能力審査がなければ、政府は予算内で資金を手当てすることができないプロジェクト、あるいは財政を過度の財政リスクにさらすようなプロジェクトを選択することになるかもしれない。こうした懸念に対処するため、PPPプロジェクトのマクロ財政的な含意を数値化するこのモデルが開発された。これは、IMF・世界銀行の技術支援の枠組みのなかで利用されるのみならず、財務省内のPPPユニットも利用することができる。

### 金融政策と金融の安定性

金融政策を金融の安定化という目的で活用することには異論も多い。世界金融危機は、物価の安定は金融の安定化に十分ではないこと、そして金融危機は大きなコストを伴い、金融政策は、危機の可能性を減らすことを目的とすべきであり、また金融危機が起こった際にその影響に対処することのみに依存すべきではないことを、想起させた。



IMF理事会は2015年9月に非公式協議を開き、「金融政策と金融の安定性(Monetary Policy and Financial Stability)」に関するスタッフペーパーについて意見を交わした。このペーパーは、トピックに関連した発生した問題の一部の明確化を狙ったものである。

こうした問題の多くが次第に旗艦報告書である「国際金融安定性報告書」で扱われている。同報告書は、4月と10月の年に2回発表され、また1月と7月には理事会に最新情報が提出される。金融政策と金融の安定性は、他のIMFのサーベイランスでも中核に位置する。これらに加え、ペルー・リマで開催された2015年の年次総会で、金融政策の枠組みと金融の安定性についてのハイレベルのセミナーが開かれた。

このスタッフペーパーの目的は最終的な回答を示すことではないが、金融の安定性を支えるために金融政策を活用する価値と意味を政策担当者が評価するうえで有用である。これは、伝播の経路と政策のトレードオフを概念化し明確にするための枠組みを提供するとともに、直近の経験に基づいた初期的な政策指針を提供し、より明確な政策助言が策定されるまでに解消すべきギャップを強調している。

その結論のなかで、同ペーパーは、原則的に金融政策が伝統的な対応から離れる時は、コストが便益より小さい場合にみにすべきだとしている。短期的に、コストは産出量やインフレ率の低下から発生すると同ペーパーは説明している。その利益は、金融リスクが軽減するなか主に中期的に具体化する。

しかしその効果はより不確実である。現在の知識から考えるに、大半の場合コストが便益を上回ることから、「動きに逆らう」ことの正当性は限定的である。

しかし、金融政策が国内外そしてビジネスサイクルを通し金融の安定性に影響を与える経路についての理解は、急速に進化している。



## データ

### データ基準イニシアティブ第9次見直し

2015年5月、理事会は、「データ基準イニシアティブ第9次見直し」について協議した。この見直しにより、「特別データ公表基準(SDDS)」は十分に成熟しており変更の必要がないことが分かった。採用国の拡大が主な焦点である。2014年2月にSDDSプラスが9加盟国が採用を表明しスタートした。

また、この見直しにより、「一般データ公表システム(GDDS)」は1997年の制定以来概ね変更が加えられることがなく、データ公表への動機付けが欠如していることで統計の発達が阻害されていることが判明した。今般の見直しは、この問題への対処として、GDDS(e-GDDS)を強化し枠組みの焦点をIMFのサーベイランス及び市場に不可欠なデータの公表に絞り直すことを提案している。また、4条協議での対話を活用し当局の関心をSDDS採用への進捗に向けるようにすべきだという提言もなされている。

理事はこうしたスタッフによる評価に概ね同意し、透明性を支え統計の発達を促すとともに、データ公表とサーベイランスの相乗効果の強化を支えるため、GDDSに代わりe-GDDSを採用するという提案を承認した。





### 強化された一般データ公表システム

ボツワナ、レソト、及びナイジェリアが2015年5月にGDDESに取って代わったe-GDDESの提言を採用した最初のIMF加盟国となった。この3カ国は、e-GDDES代表団を受け入れその後、ナショナル・サマリー・データページ(NSDP)を公表した。オープンデータ・プラットフォームが支えるNDSPは、主要なマクロ経済データを公表する総合的なシステムとして機能する。

### 特別データ公表システム

2015年に中国とスリランカがSDDSに加わった。これによりGDDES(現在はe-GDDES)から卒業した国は合計で15カ国になった。SDDSの採用により、統計のよりタイムリーな入手が可能となり、結果、健全なマクロ経済政策及び金融市場のより効率的な機能に貢献することになる。

### データギャップ・イニシアティブ

世界金融危機で露呈したデータギャップへの対処で大きく前進したことから、2015年9月にG20財務相・中央銀行総裁は、データギャップ・イニシアティブの第2行程(DGI-2)を承認した。これは、金融部門のリスク分析や経済・金融システムの相互関連性を支えるデータに重点を置いたものだ。2016年9月、DGI-2 実施のための5カ年行動計画の最終版を含めこの第2行程の第1次進捗レポートが、G20財務相・中央銀行総裁会議に提出される。

### 世界経済・金融の安定性に関する統計

統計局は、加盟国の金融部門に関する国際的に比較可能なデータを一般に公表しており、国レベル・国際レベルでの金融の安定性のモニタリングに貢献している。金融統計は、金融動向の分析や金融政策の立案のための主要ツールとして機能する。現在の課題は、ノンバンク金融機関のカバー領域を大幅に拡大することである。関連データを報告しているのは現在は43カ国である。金融健全性指標は、国の金融部門やそのクライアントの健全性を反映したもので、現在IMFの一般向けウェブサイトには108カ国のデータが掲載されている。その数は今後も着実に増える予定である。





## 融資

IMFの融資は、国際収支上の困難への対処や、経済の安定化と持続可能な経済成長の回復に取り組む加盟国を支援するものである。この危機解決という役割がIMFの融資の中核である。同時に、世界金融危機により、負のショックに対応する国を支援するための効果的なグローバル金融セーフティネットの必要性が浮き彫りとなった。このことから、直近の融資制度改革の主な目的は、IMFの危機解決者としての伝統的な役割を新たな危機予防ツールで補完することにあった。IMFは開発銀行と異なり、特定のプロジェクトに対する融資は行わない。IMFは、外貨不足に陥る可能性のある国に融資し、経済政策を修正し、自国や他の加盟国経済に打撃となるような措置に頼ることなく成長を回復するための時間的猶予をもたらす。おおまかには、IMF融資には二つのタイプがある。非譲許的の金利で実行される融資と、より貧しい国に譲許的な条件で実行する融資である。なお後者の金利は低く抑えられているか、あるいはゼロ金利が設定されているものもある。

## 非譲許的融資活動

2016年度、理事会は、IMFの一般資金勘定(GRA)の非譲許的融資制度の下で3件の取極を承認した。その総額は、47億3,000万SDR(キャンセルされた取極を含め67.0億ドル。米ドル換算。2016年4月29日現在のSDR/米ドル換算レートは0.705552)となっている。このうち82%をフレキシブル・クレジットライン(FCL)の下でのコロ

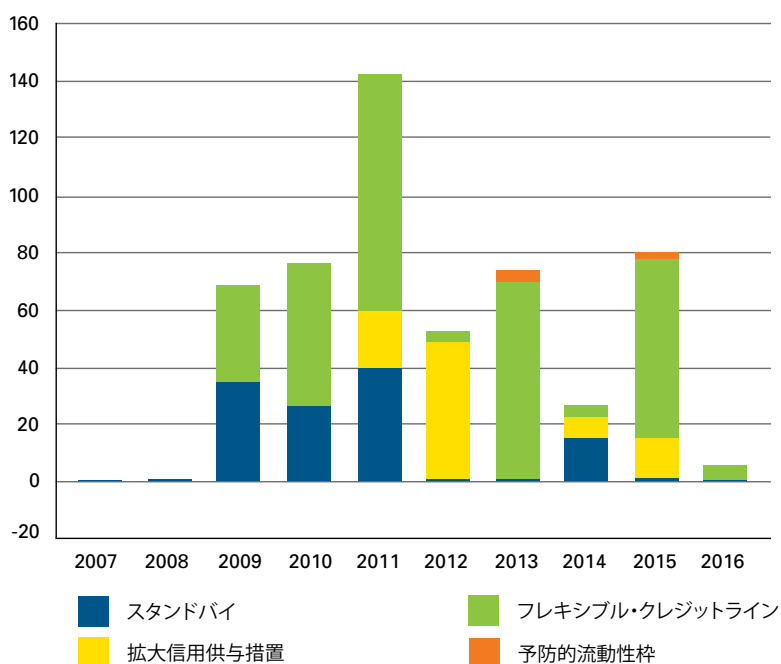
ンビア向けの予防的取極(38億7,000万SDR)が占めた。コロンビア向けのFCLとケニア向けの予防的なスタンバイ取極(7億1,000万SDR)は、期限切れが迫った前取極からの継続取極である。また、理事会は、コソボ共和国に対し合計1億5,000万SDRのスタンバイ取極を承認するとともに、ポーランド向けFCLで当局の要請を受け25億SDR減額した。表2.1は、今年度に承認された取極の一覧、図2.5は過去10年間で承認された取極の詳細を示している。

**表2.1**  
2016年度に承認された一般資金勘定の取極  
(100万SDR)

加盟国	取極	発効日	承認額
<b>新規取極</b>			
コソボ	22カ月スタンバイ	2015年7月29日	147.5
ケニア	24カ月スタンバイ	2016年3月14日	709.3
コロンビア	24カ月フレキシブル・クレジットライン	2015年6月17日	3,870.0
<b>合計</b>			<b>4,726.8</b>

出所：IMF財務局

**図2.5**  
2007～2016年度(年度末4月30日)に承認された一般資金勘定の取極  
(10億SDR)



出所：IMF財務局



表2.2

IMF一般資金勘定からの融資の条件

この表は、主な非譲許的融資制度を示している。スタンドバイ取極は、長期にわたりIMFの中核的な融資制度として機能している。2007年～2009年の世界金融危機を受け、IMFは融資制度を強化した。その主な目的は、危機防止制度の強化で、フレキシブル・クレジットライン(FCL)と予防的流動性枠(PLL)を設置した。加えて、それまでのIMFの緊急支援政策に取って代わる、多様な環境で利用することができる、ラピッド・ファイナンス・インストルメント(RFI)も設置された。

融資制度(導入年) <sup>1</sup>	目的	条件	分割供与及びモニタリング
<b>クレジット・トランシュ及び拡大信用供与措置<sup>3</sup></b>			
スタンドバイ取極(SBA) (1952年)	短期的性格の国際収支上の問題を抱える国への短期・中期的支援	加盟国の国際収支上の問題が合理的な期間内に解決されるとの信頼に足る政策の採用	通常は、パフォーマンス基準と他の諸条件の遵守を条件とする、四半期ごとの買入れ(引出し)
拡大信用供与措置(EFF) (1974年) (拡大取極)	長期的性格の国際収支上の問題に対処するための加盟国の構造改革を支援する、より長期的な支援	構造面での課題を含んだ最長4年間のプログラムを採択し、今後1年間の政策の詳細を提示	パフォーマンス基準や他の条件が守られていることを条件に、四半期または半年毎の買入れ(引出し)
フレキシブル・クレジットライン(FCL)(2009年)	潜在的あるいは実体化しているかを問わず、全ての国際収支上の必要に対応する柔軟性の高いクレジット・トランシュの制度	事前のマクロ経済ファンダメンタルズ、経済政策枠組みが極めて強固で、優れた政策実績を有する	1年後の中間レビューを条件に、取極期間を通し迅速なアクセス承認
予防的流動性枠(PLL) (2011年)	健全な経済ファンダメンタルズと政策を実行する国のための制度	強固な政策枠組み、対外ポジション、市場アクセスを持ち、金融部門も健全であること	早い段階での大規模アクセス。1～2年のPLLについては、半年毎のレビューを行う
<b>特別措置</b>			
ラピッド・ファイナンス・インストルメント(RFI) (2011年)	緊急を要する国際収支上のニーズを抱える全ての加盟国への迅速な金融支援	国際収支上の問題の解決努力(事前の措置を含む場合あり)	完全なプログラムやレビューを必要としない即時買入れ

出所：国際通貨基金財務局

<sup>1</sup> 一般資金勘定(GRA)からのIMFの融資は、主に、加盟国が払い込む資本で賄われる。各加盟国は資金上のコミットメントを示す「クォータ」が割り当てられる。各加盟国はその一部をIMFが受け取り可能な外国通貨あるいは特別引出権(SDR)、残りを自国通貨で払い込む。IMF融資は、借入国が自国通貨で外国通貨をIMFから買うことによって供与、つまり引き出される。融資の返済は、外国通貨で自国通貨をIMFから買い戻す形となる。

<sup>2</sup> GRAから供与された資金にかかる基本金利は、毎週改定されるSDR金利にベースで表されたマージンを上積みしたものである(現在100ベースポイント)。この料率は、IMFの毎会計四半期の間に引き出された一般資金勘定の全残高の日残に対して適用される。さらに、0.5%の1回限りのサービスに対する料率が、リザーブ・トランシュ以外の一般資金勘定内のIMF資金の引出しに対して課される。また、先行して払うコミットメント・フィー(コミットメント額に対し、クォータの115%未満については15ベースポイント、クォータの115%超575%未満の部分に対しては30ベースポイント、クォータの575%超の部分に対しては60ベースポイント)が、スタンドバイ取極、フレキシブル・クレジットライン、予防的流動性枠および拡大取極のもとでの、各期間(毎年)の引出し可能額に適用される。この手数料は、取極のもとで後に行われる実際の引出し額に応じて払い戻しが行われる。

利用限度 <sup>1</sup>	手数料 <sup>2</sup>	スケジュール (年数)	分割払い間隔
年間: クォータの145% 累積: クォータの435%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が36カ月以上続いている場合は、さらに100ベースポイントを上乗せ) <sup>4</sup>	3¼-5	四半期
年間: クォータの145% 累積: クォータの435%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が51カ月以上続いている場合は、さらに100ベースポイントを上乗せ) <sup>4</sup>	4½-10	半年
事前制限なし	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が36カ月以上続いている場合は、さらに100ベースポイントを上乗せ) <sup>4</sup>	3¼-5	四半期
6カ月間: クォータの125%。1~2年間の取極は、承認と同時にクォータの250%が利用可能: 十分な改善が12カ月続いた後は、クォータの計500%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が36カ月以上続いている場合は、さらに100ベースポイントを上乗せ) <sup>4</sup>	3¼-5	四半期
年間: クォータの37.5% 累積: クォータの75%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が36カ月以上続いている場合は、さらに100ベースポイントを上乗せ) <sup>4</sup>	3¼-5	四半期

<sup>3</sup> クレジット・トランシュとは、加盟国のIMFクォータに応じた買入れ(引出し)規模を示す。たとえば、加盟国のクォータの25%までの引出しは、第1クレジット・トランシュのもとでの引き出しとなり、国際収支上の問題を克服する相応の努力を示すことが求められる。25%を超える支払い要請は、高次クレジット・トランシュの引出しとされる。これは、借入国が所定のパフォーマンス目標に達するごとに分割して行われる。このような支払いは通常、スタンドバイ取極または拡大取極に関連している。

<sup>4</sup> 上乗せ金利(サーチャージ)は、2000年11月に導入された。新たな上乗せ金利の制度が2009年8月1日に施行となった。クォータの300%超を超える借入残高に対しては、基本金利に200ベースポイント、また一定の基準を3年以上超えている場合は300ベースポイントの上乗せと、レベル別に課される。この現行のサーチャージシステムは、2016年2月17日に施行となったが、既存の取極はある程度限定的にこの規則外として扱われる。

表2.3

譲許的融資制度

低所得途上国は、以下の譲許的融資3制度が利用可能。

	拡大クレジット・ファシリティ(ECF)	スタンドバイ・クレジット・ファシリティ(SCF)	ラピッド・クレジット・ファシリティ(RCF)
旧制度	貧困削減成長ファシリティ(PRGF)	外生ショック・ファシリティ高次アクセス・コンポーネント(ESF-HAC)	外生ショック・ファシリティ迅速アクセス・コンポーネント(ESF-RAC)、補助金を受けていた緊急紛争後援助(EPCA)、及び自然災害緊急融資(ENDA)
方針	力強く永続的な貧困削減及び成長と統合的な、安定しかつ持続可能なマクロ経済の実現・維持に取り組む低所得国を支援		
目的	長期化している国際収支上の問題に対処	短期的な国際収支上のニーズを解決	喫緊の国際収支上のニーズに応えるために融資へのアクセスは低次
適格性	貧困削減・成長トラスト(PRGТ)下で適格性を有する国		
条件	長期化した国際収支上の問題、取極期間を通し実際の融資ニーズ(融資承認もしくは実行時においてはその限りではない)	承認時、潜在的な(予防的利用)もしくは実際の短期的な国際収支上のニーズ。引出しの際は実際のニーズがなければならない	高次クレジット・トランシュ(UCT)タイプのプログラムが不要または不可能な場合の緊急の国際収支上のニーズ <sup>1</sup>
貧困削減成長戦略	IMF支援プログラムは、加盟国の貧困削減成長目標と統合的で、社会支出をはじめとする優先支出を保護する政策の支援を目指すべきである		
	貧困削減戦略(PRS)文書の提出	PRS文書の提出は不要。融資ニーズが続く場合は、SCF利用国は、関連するPRS文書の提出を伴うECFを要請	PRS文書の提出は不要
コンディショナリティ	UCT: 調整過程とタイミングで柔軟に対応	短期間で国際収支上のニーズの解決を図る。	事後レビューが基本で、UCTなし、コンディショナリティは不要。繰り返し利用する場合は、実績を重視(ショック枠は除く)

出所: 国際通貨基金財務局

<sup>1</sup> UCTスタンダードコンディショナリティはプログラムに関連した一連の条件で、IMF資金を適切に保護しつつ、資金が確実にプログラムの目標を支えるためのもの。

<sup>2</sup> アクセス基準は、譲許的融資の借入残高がクォータの150%を超える場合は適用されない。この場合アクセスは、クォータの225%の利用限度(例外的アクセスの場合は同300%)、IMF支援が今後必要になるか、そして返済スケジュールを考慮し決定。

<sup>3</sup> IMFはPRGT下の全ての譲許的融資の金利を2年ごとに見直す。直近の見直しは2014年12月に行われ、世界金融危機の影響が長期化していることを理由に、理事会は譲許的融資の金利支払いの免除を2016年12月末まで延長することを承認した。2015年7月に、理事会はRCFの金利を恒常的にゼロと決めた。

<sup>4</sup> .予防的SCFsは、期限には加算されない。



	拡大クレジット・ファシリティ (ECF)	スタンバイ・クレジット・ ファシリティ(SCF)	ラピッド・クレジット・ ファシリティ(RCF)
<b>アクセスポリシー</b>	<p>年間:クォータの75%まで。累積:クォータの225%まで(予定されている返済分は除く)。利用限度は、全てのPRGT残高を基本とする。例外的アクセス:年間:クォータの100%まで。累積:クォータの300%まで(予定されている返済分は除く)</p> <p>基準と副次的制限<sup>2</sup></p>		
	<p>アクセス基準:全ての制度下でのIMFの譲許的融資の残高の合計がクォータの75%未満の場合は、3年間のECFにつきクォータの90%。譲許的融資の残高がクォータの75%~150%の国は、3年間取極でクォータの56.25%</p>	<p>アクセス基準:全制度の下でのIMFの譲許的融資の残高がクォータの75%未満の場合は、18カ月のSCF取極でクォータの90%。譲許的融資の残高がクォータの75%~150%の場合は、18カ月の取極でクォータの56.25%</p>	<p>RCFアクセスには基準なし</p> <p>副次的制限(UCTコンディショナリティがないことから):RCFの借入残高がいずれの時点においてもクォータの75%を超えることはできない(予定されている返済分を除く)。RCF下での利用限度は、12カ月間クォータの18.75%、ショック枠ではクォータの37.5%とする。2015年7月1日以降にRFI下で行われた買入は、適用される年間・累積の限度に加算される。</p>
<b>融資条件<sup>3</sup></b>	<p>金利:ゼロ 返済期間: 5½-10年</p>	<p>金利:0.25% 返済期間:4-8年 アベイラビリティ・フィー:予防的 利用で、利用可能だが引き出してい ない額につき0.15%</p>	<p>金利:ゼロ 返済期間:5½-10年</p>
<b>ブレンディング</b>	一人当たりの所得及び市場アクセスに基づく。債務の持続可能性とリンク		
<b>予防的利用</b>	不可	可:承認時は年間の利用限度は、クォータの56.25%まで。承認時、年間の平均アクセスは、クォータの37.5%を超えることはできない	不可
<b>期間・連続利用</b>	3-4年(5年まで延長可)。連続利用可	12-24カ月。利用は、5年間で2½年まで <sup>4</sup>	早い段階での支払い。連続利用は可能だが、利用限度など他の要件が付随
<b>同時利用</b>	一般資金勘定(拡大信用供与措置、スタンバイ取極)	一般資金勘定(拡大信用供与措置、スタンバイ取極)及び政策支援インストルメント	一般資金勘定(ラピッド・ファイナンス・インストルメント、政策支援インストルメント)、RFI下での借入はRCFの限度額に加算される。

2016年4月末までに、GRAからの融資取極下での、「買入れ」と呼ばれる支払いは、合計で46億8,000万SDRだった(66億4,000万ドル)。買入れの3分の2はキプロス、パキスタン及びウクライナによるものだった。こうしたGRA取極に加え、2015年7月29日、理事会はイラクに対し、ラピッド・ファイナンス・インストルメント下での8億9,130万SDR(約12億4,000万ドル)の買入れを承認した。

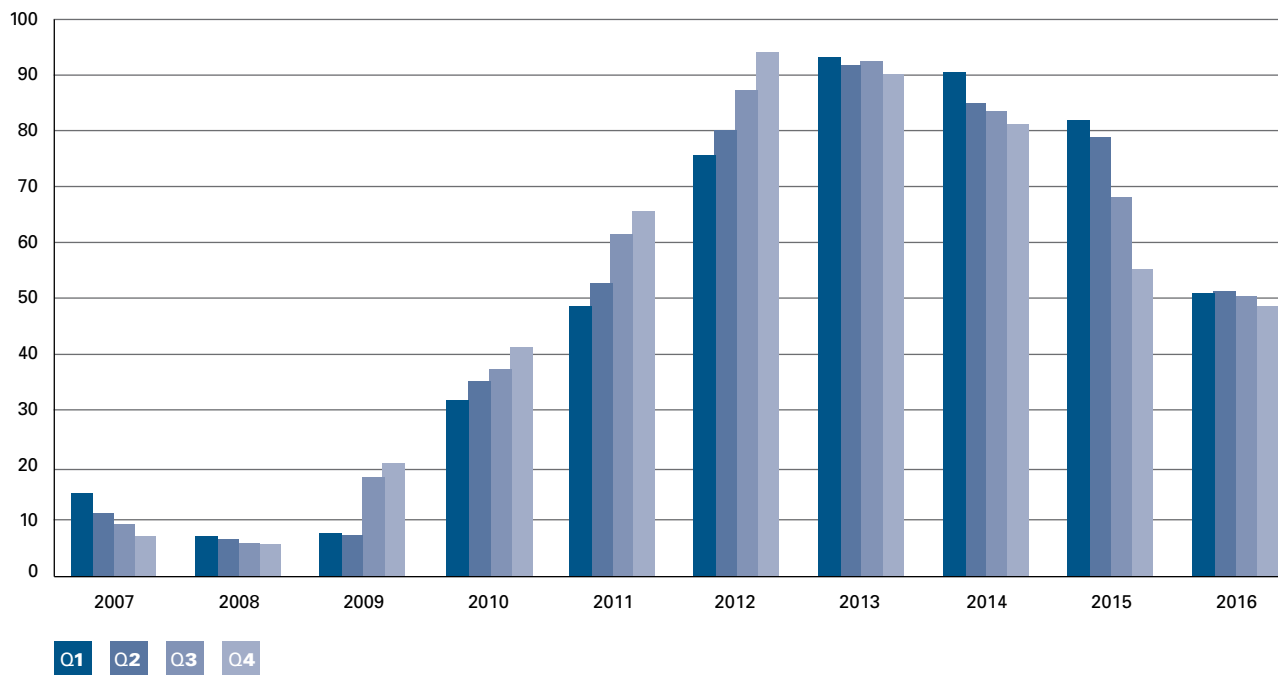
本年度の「買戻し」と呼ばれる返済は合計で、121億SDR(172億ドル)に達した。これは、主にポルトガルによる31億SDR(42億ドル)の返済の前倒しも含む。買戻しの規模が大きかったこと、さらにプログラムの遅延に関連して買入れが頓挫するケースがあったことから、GRAの融資残高は前年度の552億2,000万SDR(780億ドル)から478億SDR(680億ドル)まで減少した。図2.6は、過去10年間の非譲許的融資残高に関する情報が掲載されている。

## 2016年度の譲許的融資活動

2016年度、IMFは低所得途上国に対し、貧困削減成長トラスト(PRGT)が支援するプログラム下での合計8億3,000万SDR(12億ドル)の融資にコミットした。譲許的融資の融資残高は2016年4月末で対56加盟国・合計65億SDRとなっている。表2.4は、IMFの譲許的融資制度の下での新規の取極及びアクセスの拡充の詳細を示す。図2.7は、過去10年間の譲許的融資の融資残高の推移を示している。

重債務貧困国(HIPC)イニシアティブは、39カ国の適格国のうち36カ国が支援を受けるなど概ね完了した。これには最近(2015年4月)債務救済を受けたチャドを含む。一方で、IMFは、2015年2月に設置した大災害抑制・救済基金(CCRT)を通じ、適格国に債務救済のた

図2.6  
2007～2016年度の非譲許的融資残高の推移  
(10億SDR)



出所: IMF財務局

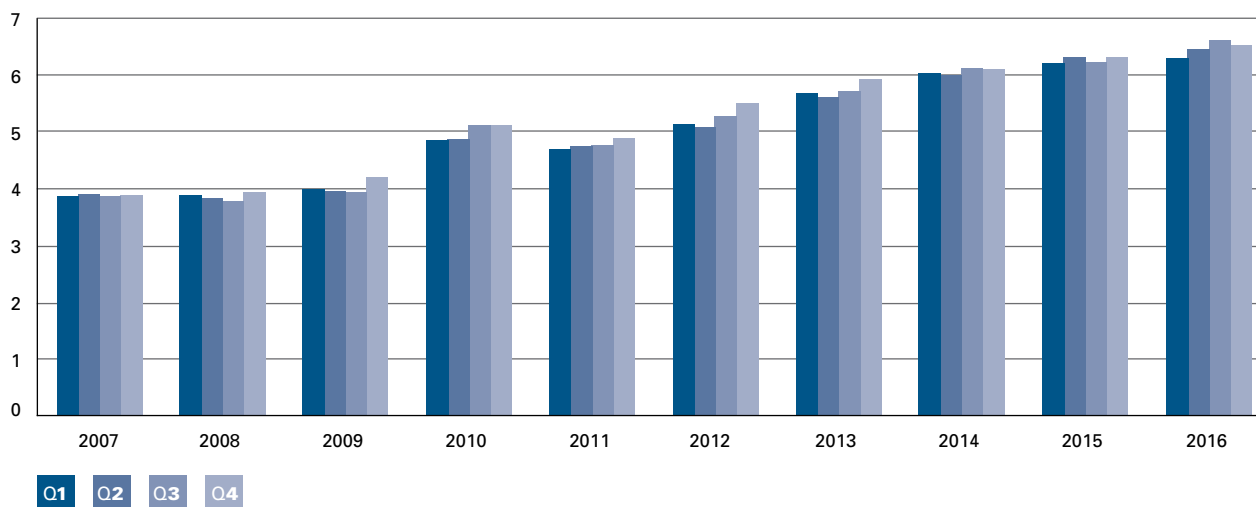
めのグラントを提供することができる。CCRTは、他国に影響する可能性がある人命を脅かす急速に拡大する感染症を含めた甚大な自然災害や、巨大地震など壊滅的な被害をもたらす災害に襲われた国への例外的な支援を行う。CCRTは大災害後債務救済基金の残高と、マルチ債務救済イニシアティブの資金の残金による口座、及びドナーからの拠出が原資となっている。2016年4月末現在、IMFはこの基金の下、エボラ出血熱で最も大きな被害を受けた3カ国に対し合計6,800万SDRの債務救済を行うためのグラントを提供した(ギニア-2,142万SDR、リベリア-2,584万SDR、シエラレオネ-2,074万SDR)。

2015年7月、IMFは低所得国の金融セーフティネットをさらに強化するための措置を導入した。これは、ポスト2015年持続可能な開発目標の追求でこうした国々を支援する、国際社会によるより広範な取り組みの一環である。こうした措置は、(1)PRGT譲許的制度のアクセス

基準と利用限度の50%拡大、(2)IMFから譲許的融資・非譲許的融資のブレンドという形式で資金援助を受けている国の中でも相対的に良い状況にある国について、譲許的融資・非譲許的融資の混合資金の内訳を、1:1から1:2とするとした。これは、こうした国々は概して市場での資金調達へのアクセスが、現行制度が設置された時に想定された以上に拡大しているとの判断によるものだ。(3)脆弱な状況にある国、紛争で打撃を受けた国、そして自然災害の被害にあった国を支援するため、RCF下で迅速に供与される融資へのアクセスを拡充するとともに、RCF融資の金利を恒常的にゼロとすることで、こうした支援の譲許性を高める。

2015年11月、新たなPRGT融資財源として、最大110億SDRを調達するための資金調達活動が始まった。これは、最貧国・最脆弱国に対するIMFの譲許的融資の継続を支えるうえで必要となっている。IMFは、現在PRGTに資金を拠出している14加盟国の他に、主要

図2.7  
2007～2016年度の譲許的融資残高の推移  
(10億SDR)



出所: IMF財務局



新興市場国・地域を含む14の潜在的な新規拠出者にアプローチをした。現在までに、潜在的な新規の3融資提供者を含め、関心が寄せられており、その額は目標の約4分の3に達している。そして5カ国から回答を待っている状態である。融資確保のためのこの取り組みが成功することで、PRGTが向こう10年間にわたり融資を継続することができるようになる。

**表2.4**  
**2016年度の貧困削減・成長トラストで承認または  
 拡充された取極**  
 (100万SDR)

加盟国	発効日	承認額
<b>新規3カ年拡大クレジット・ファシリティ<sup>1</sup></b>		
ギニアビサウ	2015年7月10日	17.0
ハイチ	2015年5月18日	49.1
サントメ・プリンシペ	2015年7月13日	4.4
<b>小計</b>		<b>70.6</b>
<b>拡大クレジット・ファシリティの取極の拡充<sup>2</sup></b>		
ブルキナファソ	2015年6月5日	24.1
ニジェール	2015年11月30日	41.1
シエラレオネ	2015年11月16日	46.7
<b>小計</b>		<b>111.9</b>
<b>新規スタンバイ・クレジット・ファシリティ取極<sup>2</sup></b>		
ケニア	2016年3月14日	354.6
モザンビーク	2015年12月18日	204.5
<b>小計</b>		<b>559.1</b>
<b>ラビッド・クレジット・ファシリティでの供与</b>		
中央アフリカ共和国	2015年9月14日	8.4
ドミニカ	2015年10月28日	6.2
マダガスカル	2015年11月18日	30.6
ネパール	2015年7月31日	35.7
バヌアツ	2015年6月5日	8.5
<b>小計</b>		<b>89.2</b>
<b>合計</b>		<b>830.8</b>

出所：IMF財務局

<sup>1</sup> 以前は貧困削減成長ファシリティ

<sup>2</sup> 拡充の場合は増額分のみを表示

## プログラムデザイン

### 世界金融危機の際のIMF支援プログラムの審査

2015年12月、IMF理事会は、世界金融危機の際あるいはその後に行われたIMF支援プログラムの内容と結果の見直しを完了した。この見直しの議論はスタッフペーパーを情報源としていた。

見直しでは、IMFのGRAが支援する32プログラム(2008年9月～2013年6月、対27カ国)の最新の評価が行われた。合計4,200億SDR(約5,770億ドル)の融資制度を利用し、IMFは金融の波及に対し防火壁を構築するユーロ圏諸国、2008～2009年の貿易と金融のフローの崩壊への対応に追われる新興市場国・地域と小国、さらには2011年のアラブの春を受け改革に取り組む中東・北アフリカ諸国を支援した。

国際通貨金融委員会は、IMFの助言と今後の取極を改善するためIMF支援プログラムの見直しの再点検を要請していた。第1回目の見直しは2009年に行われ、その後アップデート作業が2010～2012年に行われた。

理事会は、国際社会の努力と併せ信認を強化し資源を提供することで、IMF支援プログラムは、世界金融危機によるダメージを抑え込み、危機を切り抜けるための道を描く上で有用だったとした、2015年のペーパーの結論に同意した。理事らは、IMFの金融支援は、必要な調整をより段階的に行ううえで有益だったと指摘した。また、プログラムは、加盟国が問題の根本により深く切り込み、マクロ経済の不均衡の解消に着手するとともに、バランスシートを修復するに必要な時間を手にするうえでも有用だったとの考えを示した。

理事は、プログラム設計の際にそれまでのプログラムの結果から教訓を引き出すという努力を歓迎した。こうしたプログラムデザインの変更は、一部プログラムで財政調整のペースを落としながらも適切なペースで行う、インターナル・デバリュエーション(内的減価)のための取り組みの強化、過剰な民間債務に対処するための債務再編の動機付けの強化、将来のプログラムや継続的なプログラムにおいて必要に応じソブリン債務の再編を行うなどだった。

## 例外的なアクセスを伴う融資枠組みの改革

2016年1月、IMF理事会は例外的なアクセスを伴う融資枠組みの改革を承認した。これは、政策を加盟国の債務状況に合わせ調整する一方で、加盟国、債権者、及び金融システム全体にかかる不要なコストを回避することを考慮したものだった。例外的なアクセスを伴う枠組みは、加盟国のクォータの規模を基盤に定められるIMFの通常の金融支援の上限を超えるアクセスに関する規定を示す。

この改革案は、2014年の同テーマに関する理事会の予備的討議を受け作成された、2015年4月のスタッフペーパー「IMFの融資枠組みとソブリン債務—更なる考察(The Fund's Lending Framework and Sovereign Debt—Further Considerations)」で示されたものだ。2015年12月に承認された、延滞債務に対する非寛容政策の改革と共に、この改革はIMF理事会が2013年に承認したソブリン債務危機解決に関する4本柱からなる作業プログラムの一端をなす。これら改革は、公的部門の支援が必要な場合に共同措置の動機付けを強化するとともに、寄与していない公的な二者間債権者がIMF支援プログラムを阻害することがないように設計されている。

改革には、2010年に導入された「システミック・エグゼンプション(システミックな理由による免除)」の撤廃と、債務が持続可能だが高確率でその限りではないと判断された加盟国に対する柔軟性の向上、及び市場アクセスに関連する基準の明確化などが含まれていた。債務が持続可能だが高確率ではない判断された加盟国では、改革によりIMFが、より多様な債務関連活動を条件に融資することができるなど適切に柔軟性を活用することができるようになる。ここでいう債務関連活動とはたとえば、混乱を引き起こす可能性が相対的に少ない「債務再構築」などで、これは、プログラム期間中に迎える満期の通常元本やクーポンの減額を伴わない形での短期間の延長である。

理事は、システミック・エグゼンプションの撤廃を以下の理由で歓迎した。

- 加盟国が、調整案にもかかわらず大きな債務の脆弱性に直面している限りにおいて、修復努力を遅らせるシステミック・エグゼンプションの利用は、その国の成功の可能性を阻害しIMF資源のセーフガードを毀損するリスクを伴う。
- 債権者の観点から見れば、特にIMF融資など公的な債権が満期を迎える民間部門の債権に取って代わるということは、再構築の際に民間部門に残る債権の劣後化につながり効率的である。

■ システミック・エグゼンプションは、国際金融制度においてモラルハザードを悪化させ、ソブリンストレスの際に市場の不透明性を悪化させるかもしれない。

■ 債務に関する必要な措置を遅らせるシステミック・エグゼンプションの行使は、波及的影響の抑制手段として信頼できるか否かは全く明白ではない。というのは、根底にある債務の脆弱性に関する市場の懸念に対処しないからである。

IMFの例外的なアクセスの枠組みの変更は即時発効となり、今後予定されている既存の取極下の見直しの終了の際あるいは新規IMF取極の承認の際に適用される。

## 政策支援インストルメント

政策支援インストルメント(PSI)は、低所得国向けの柔軟なツールで、IMF金融支援を希望しないもしくは必要ではないが、借入取極めを締結することなくIMFの政策助言や支援を受けることができる。この非金融支援は、PRGTの融資制度を補完する重要な役割を果たす。PSIを通し、加盟国の効果的な経済プログラムの策定を支援することで、ドナーや、債権者、一般市民に、加盟国の政策が強固であるとの明確なシグナルを発信する機能を果たす。

2015年6月、理事会はセネガルに対し3年間の政策PSIを承認した。PSIは、「セネガル新興計画」を推進するための3年間のマクロ経済改革プログラムの実施を支援する。この計画は、マクロ経済の安定性と債務の持続可能性を維持しながら、成長と貧困削減を促進するための当局の戦略である。

当局は、課税ベースの拡大による税収の拡大、及びインフラや社会支出の資金手当てのために財政余力を構築するための現支出の合理化に重点を置き作業を進める予定である。注目されるのは、投資を含めた歳出の質であり財政、透明性、経済ガバナンスの強化である。当局は、ビジネス環境の魅力を増し民間部門の発達を促すために、構造改革の加速化を計画している。

現時点で、理事会は、カーボベルデ、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、タンザニア及びウガンダ7カ国に対し18件のPSIを承認している。



## 能力開発

IMFは、加盟国の政府関係者に技術支援及び研修を行う。この「能力開発」は、強固な制度の構築、そして健全なマクロ経済政策及び金融部門政策の策定と実施のための能力の強化を支援する。能力開発は、IMFのサーベイランス及びIMF支援プログラムと密接に関連しており、需要主導で迅速に対応し、加盟国から高い評価を受けている。



加盟国の需要を受け、外部パートナーからの力強い支援を得ながら、IMFの技術支援と研修活動からなる能力開発は、近年急速に拡大している。IMFの2016年度の運営経費の4分の1強を能力開発が占めた。その大半を技術支援が占め(23%)ており、研修の割合は5%となっている(図2.8)。

2016年度、IMFの能力開発活動は拡大を続けた。これは中東及び中央アジア、西半球、サブサハラアフリカへの実施が増大したことを反映している。金融・金融部門関連、財政関連といったテーマへの技術支援が増加した。2016年度の能力開発活動への直接的支出は(外部資金及びIMF資金を活用したものは)、2億5,600万ドルと、2015年度の2億4,200万ドルから6%伸びた(図2.9)。外部資金を原資とした能力開発は、1億2,700万ドル、全体の49%を占めた。2016年度の伸び率は約8%だった。

2016年3月、IMFとインド政府は「南アジア地域研修・技術支援センター(SARTTAC)」の新規設立で覚書に署名した。ニューデリーに

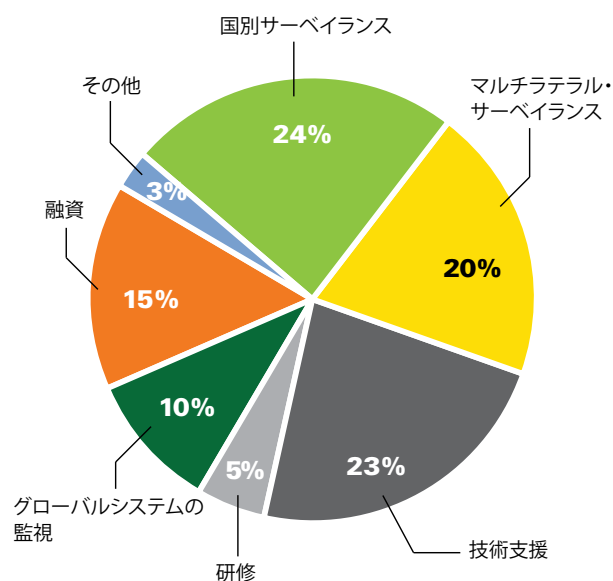
設置されるこの新規センターは、IMFの研修と技術支援の統合を完全に進めた初のセンターとなる予定で、IMFの能力開発活動のモデルとなると期待されている。対象国は、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、そしてスリランカで、その活動分野は、マクロ経済・財政管理、金融政策運営、金融部門の規制及び監督、マクロ経済統計と幅広い。SARTTACは、インド、韓国、オーストラリアの早期の資金拠出コミットメントにより実現可能となった。

## 技術支援

2016年度、技術支援は、主に、サブサハラアフリカ、中東、中央アジア、及び西半球の各地域で増加した(図2.10)。IMFの技術支援の約半数が、引き続き低所得途上国を対象としたものだった(図2.11)。

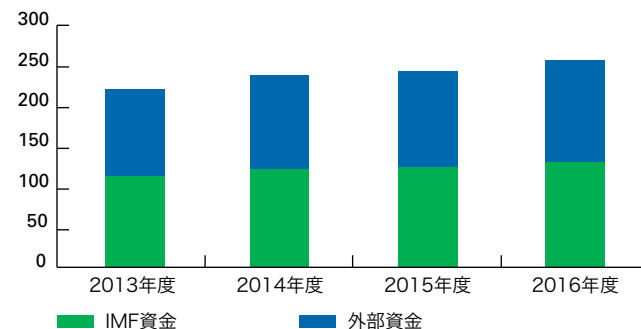
2016年度、サブサハラアフリカが技術支援の最大の割合を占めたが、これは、同地域の低所得途上国の数が多いことを反映している。金融・金融部門関連及び金融部門・財政関連の技術支援は、加盟国からの要請を受け増加した(図2.12)。財政関連トピックが引き続き、IMF技術支援の約半数を占めている。

図2.8 IMFの主要な活動のコストの内訳、2016年度



出所: 予算企画室、Analytic Costing and Estimation System (ACES)

図2.9 能力開発への支出 (100万米ドル)



出所: 予算企画室、Analytic Costing and Estimation System (ACES)

## 財政面の能力開発のハイライト

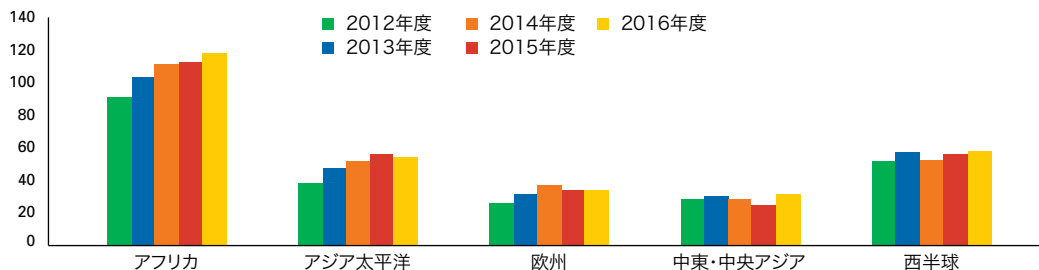
IMFの能力開発活動は、サーベイランスやIMF支援プログラムで行われる加盟国とIMFの政策対話と一体化している。2016年度もIMFは、IMF支援プログラムの下で、加盟国の支援を継続した。ジャマイカでは、直近の税制改革と金融部門・通信部門への課税の影響を見直すとともに、税制の中立性を改善するためのオプションの開発で支援した。マラウイは、大きく変動するグラントへの依存を減らすための取り組みを進めていた。IMFは、法人税率を引き下げ優遇税制の合理化を行うことで所得税から消費税へ税負担を再調整するなど、歳入確保のための政策オプションを開発した。チュニジアでは、革命後の税制改革で政策助言を行った。これは、追加的歳入を生み出す一方で、税制度の簡素化及び中立性と累進性の促進に重点を置いている。

IMFは、加盟国、なかでも低所得国、脆弱国、小国における制度的能力・政策立案能力の着実な強化を狙った能力開発活動を継続して行っている。マリでは、2015年の和平合意を支えている財政分権化枠組みの必要性に応え、2018年までに政府歳入の30%の地方への段階的な移転を支えるため、集中的に技術支援を行った。ギニアでは、エボラ危機の後も、駐在アドバイザーの支援を得ながら、現地で

財務管理や会計システムの能力開発活動を行うなど、積極的な関与を継続している。中央アフリカ共和国では、3年に及ぶ政治的混乱の後に要請を受け迅速に技術支援に乗り出した。中核的な公共財政管理機能の回復に重点的に取り組む代表団を派遣した。ソマリアでは、主要な国家制度のガバナンスの改善が、経済復興と経済発展の進展に不可欠である。ナイロビでのIMFワークショップで、ソマリア当局は2016～2020年の公共財政管理改革戦略及び行動計画の草案を作成した。同計画は、歳入確保(税と関税)、内部統制(延滞債務を含む)、キャッシュの予測と管理、及び会計・財政報告という、主要4分野を重視している。

国内歳入の確保は、年度を通し最も需要が高かった財政関連項目のひとつである。コートジボワールでは、税政策・税行政信託基金から資金援助を受けた、3年間のプロジェクトが、機能ベースの税行政管理本部の設立、納税者分類の原則に立脚したオフィスネットワークの再構築、及び包括的なコンプライアンス改善計画といった当局の取り組みを支えた。この結果、当局は、高額納税者及び普通納税者の遵守率を大幅に改善することができた。グレナダでは、財政の持続可能性及び成長のための安定したマクロ経済環境の確立を支えるため、歳入局の改革を支援した。改革措置には、高額・普通納税

図2.10  
地域別技術支援実施状況  
(現地実施の年)

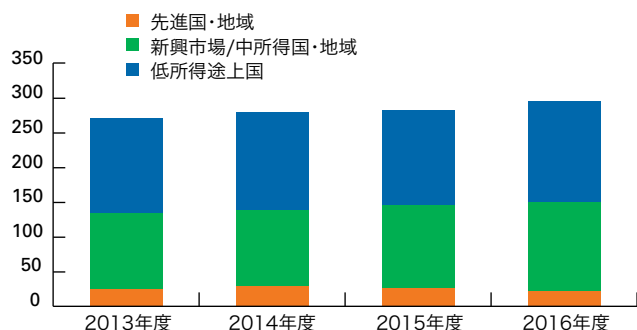


出所：IMF Travel Information Management System (TIMS)

図2.11

## 所得グループ別技術支援の実施状況

(現地実施の年人)



出所: IMF Travel Information Management System (TIMS)

者に特化した税コンプライアンス・ユニット、回収不可能な滞納された税金の帳消しと効果的な執行措置の実施、監査計画の焦点を主要なコンプライアンスリスクに定め直す、及び管理運営能力の強化などが含まれた。クウェートでは、原油価格急落よりかなり前の2011年末から、非原油関連の税制度の設計で支援を行っている。分析研究の実施、消費税及び所得税の政策の立案、及び新租税法の草案作成などで支援を行った。

資源国でのIMFの能力開発活動に目を向けると、ウクライナで、新規ガス財政制度のデザインと導入を支援した。ガーナでは、当局と、複数パートナーが拠出する天然資源からの富の管理のための信託基金の支援を得て、天然資源による収入の財政モデル及び歳入予測に関する対話形式のワークショップを開催した。ウガンダで最近通過した法案は、主要分野でのIMFの助言を概ね反映している。たとえば、生産分与合意のための新規モデル、付加価値税の採取部門への適用、原油ライセンスの課税可能な所得の計算などである。IMFはコロンビア大蔵省とともに、「アンデス地域における採取産業の課税ベースを見出す」事に関する会議を開催し、税金対策からの課税ベースの効果的な保護、石油や鉱業のより柔軟で迅速に対応可能な財政制度、域内協力の改善に関する経験や考察を共有した。







また、IMFは財政サーベイランスの分析基盤を強化し、構造的財政改革を導くとともに、技術支援の優先付けを行うため、一連の**財政評価ツール**の開発に取り組んでいる。2016年度、様々なパートナーと共に立ち上げた**税制診断ツール**は、歳入管理分野でのIMFの技術支援の重要な基盤となっている。新たな**公共投資運営評価ツール**も2016年度に理事会に提出され、現在、世界銀行の協力を得て様々な国で試験的に利用している。

### 貨幣部門及び金融部門の能力開発のハイライト

貨幣及び金融部門に関するテーマへの技術支援も変化している。これは、加盟国のニーズの変化や、ますます相互連関性が高まり複雑化している世界金融システムを反映している。リスクベースの監督、バーセルII・IIIの自己資本規制の採用、及びマクロブロード政策といった新たなIMFの専門分野が加わった。一方で、金融部門の規制と監督、危機予防と危機管理、金融政策及び為替政策、中央銀行業務といった伝統的な分野での活動も継続している。

アフリカでのIMFの技術支援は、脆弱国・紛争後の国々や他の途上国で重点的に実施した。たとえば、南スーダンでは中央銀行の制度的能力と枠組みを強化することで、金融及びマクロ経済の安定性を支える複数パートナーとの5カ年信託基金プログラムを実施している。より広く見ると、アフリカ地域全土に設置されている5カ所の技術支援センターがサブサハラアフリカにおける実質的な活動を支えている。アジア太平洋地域では、カンボジア、ミャンマー、ネパールにおける銀行監督のための技術支援で、金融の安定性の保護で重要な規制枠組みの構築及び監督スキルに重点を置いた。またインドネシア及びフィリピンへの支援は、リスクベースの監督へのシフトを支えた。ますます重要となっている金融の安定性の分析評価が、スリランカとスーダンで行われた。欧州では、ウクライナで、銀行監督、外国為替市場、国内での債券発行、金融政策、及び中央銀行の構造の強化を目標とした支援が行われた(ボックス2.6)。

## ボックス2.6: ウクライナの貨幣部門・金融部門への支援

ウクライナ経済と金融部門は、独立以来最も深刻な危機からの浮上過程にある。この危機は、同国東部での軍事衝突と過去数十年間にわたり蓄積された大幅な構造的不均衡の双方を理由としていた。長きにわたり、金融部門は十分な規制と実効的な監督機能を持たず、これが金融機関の急増の要因のひとつとなった。こうした金融機関の多くは、関連ビジネスの資金調達のための道具としてのみ利用され、結果引き当てが不足し自己資本比率を水増ししていた。これと相まって、債権者への法的保護が不十分だった。

金融システムの強化のため、法的枠組みの改善策として同時期に複数の措置を複数面で講じなければならなかった。たとえば、金融システムの規制・監督であり、また金融システムのリスクの監視、評価、対応であった。マクロ経済の不均衡と構造面の脆弱性に取り組むという同国政府の包括的かつ大胆なIMF支援改革プログラムの枠組みのなかで、IMFは同国に対し貨幣部門・金融部門に関する大々的な技術支援を行っている。この技術支援は、グローバルアフェアーズ・カナダが資金を拠出する能力開発プロジェクトのもとで行われており、ウクライナ国立銀行(NBU)、預金保険基金、及び国家証券株式市場委員会への支援を行っている。

さらなる改善が依然必要だが、2016年度の主な進展は以下の通り。

- NBUの制度面・金融面の独立性を強化し、銀行部門の透明性を向上させるとともに、銀行のショックや試練への頑健性を改善するために国際的な最善慣行を取り入れるための法・規制面の変更
- 資産内容の検査やストレステストなど、最大手銀行20行を対象とした大胆かつ詳細な分析調査への技術支援
- 銀行の規制及び監督の改善。監督にはリスクベースのアプローチを取り入れ、早期警戒システム及びオンサイト検査工程を改善するとともに、関連する団体の活動の規制と監督を強化し国際財務報告基準を採用
- 金融政策の意思決定プロセスの改善。金融政策の立案及びコミュニケーションの強化、最も厳格な外国為替市場の規制の一部の合理化・段階的撤廃、及び金融政策運営の合理化

中東・中央アジアでは、モロッコの危機管理の強化、キルギス共和国及びチュニジアの銀行監督の強化、並びにトルクメニスタンの中央銀行の分析・リサーチの現代化を支援した。西半球地域では、東カリブ中央銀行への技術支援が、通貨同盟を支えるために、銀行監督、銀行の破たん処理、危機予防といった分野で重点的に行われた。パラグアイへの支援は、リスクベースの監督の導入とインフレターゲットの実施が中心だった。

## 統計能力の構築のハイライト

高品質のマクロ経済統計は経済政策決定の際の基礎であり重要である。IMF統計局は、加盟国、とりわけ低所得国・脆弱国を中心に、技術支援と研修を行った。この支援により、より高品質なマクロ経済のデータがより多く作成され、政府高官、資本市場関係者、及び一般市民を含む利害関係者のデータへのアクセスが改善した。過去5年間で、二者間・多国間パートナーからの資金援助を受け統計の能力開発は70%以上の伸び幅を見せている。マクロ経済統計の一般



的なコースに加え、バランスシート、不動産物件価格指数、クロスボーダー・ポジション統計などの最新のテーマの研修が行われている。

統計の最大の能力開発プロジェクトは、強化されたデータ公表イニシアティブの下で、アフリカ、中東及び中央アジアの44カ国を対象としている。これは、イギリスの国際開発省の資金援助を受け、2015年5月に第2工程が始まった。この結果、新たな民間資本フローの調査が終了し対外部門の統計が改善したことに加え、国民経済計算の基準が新たに設定され、これにより政策担当者が、経済の規模や構造のより正確で大きく異なることも多い全体像を把握できるようになった。

アゼルバイジャン、キルギス共和国、タジキスタンの中央アジア3カ国の対外部門統計が、IMFの統計の能力開発を受け改善した。スイス経済省事務局の資金援助を受け、これら3カ国はその収集制度を改善し統計の包括性、一貫性、適時性、正確性を向上させた。また、2016年3月までにこれら3カ国が国際収支統計の最新の手法を取り入れるとともに（国際収支マニュアル第6版－BOM6－を土台とした）、うち2カ国がBPM6を基に、四半期の対外資産負債残高及び対外債務統計の作成に着手しデータの公表を開始した。

IMFはテクノロジーを駆使しデータ公表を強化した。この結果、マクロ経済統計の利用可能性と予測可能性が拡大した。2015年5月、IMF理事会は「強化された一般データ公表システム(e-GDDS)

」を承認した。これは、マクロ経済状況の分析に不可欠なデータを公表することで、参加者のデータの透明性とガバナンスの向上を支援することを意図している。アフリカ開発銀行との協力のもと、IMFはオープンデータ・プラットフォームを組み入れた。これは、アフリカの約20カ国でデータ公開を大幅に改善した。IMFの技術支援により既に2カ国（2015年11月ボツワナ、2016年2月ナイジェリア）がe-GDDSを採用している。

### 法律関連の能力構築のハイライト

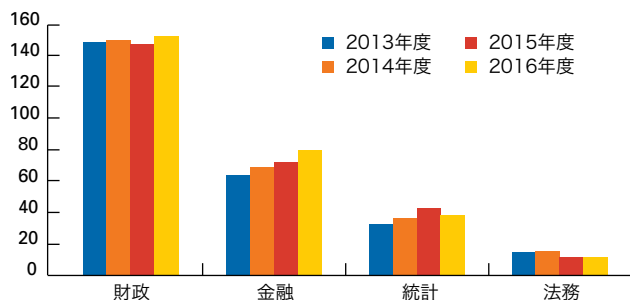
2016年度もプログラム実施国・非実施国で法律関連の技術支援の需要が継続した。主な項目は、資金洗浄・テロ資金供与対策(AML/CFT)、金融・財政法、破綻、債権回収などである。

IMFは、AML/CFT関連業務を、マネーロンダリングに関する金融活動作業部会(FATF)、世界銀行、エグモントグループ、FATFスタイルの各地域機関などと協力し継続した。IMFは、改定された国際基準を基に、カナダの評価を指導した。複数パートナーが支援するAML/CFT信託基金の下でのグローバルな技術支援プログラムは引き続き成功を収めている。日本とカナダの資金拠出を受け、ミャンマーとウクライナで技術支援を行った。湾岸諸国での関与が特にテロ資金対策で増大した。また、組織内そして多くの国際支援組織と引き続き連携した。

## 図2.12

### 項目別技術支援実施状況

(現地実施の年数)



出所: IMF Travel Information Management System (TIMS)





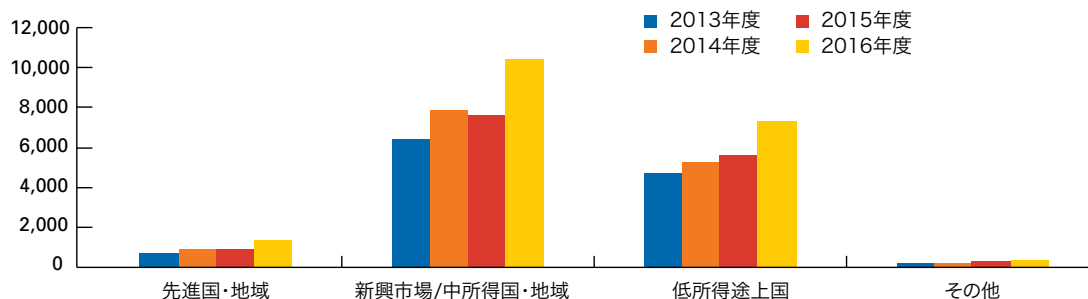
金融・財政法の分野での技術支援は、中央銀行業務、銀行の規制と監督の枠組み、銀行の破たん処理、及び危機管理が以前と同じ水準で行われた。対照的に、市場インフラ(決済制度)での技術支援は最低水準となったが、一方で、公共財政管理の法的枠組みに関する技術支援は、これまでと同様に増加を続けた。

税法に関する技術支援は、所得税、付加価値税、税務上の手続きといった主要な分野で高い需要が続いている。なかでも、国際関連項目が重視されているが、これは、国際課税問題への世界的な注目の高まりを反映している。同様に、国際租税法の策定が、IMF本部でのセミナーやクウェートでの研修セッションの中核だった。後者では特に、域内の問題に注目した。

IMFは、企業・家計の破綻、債権回収といった分野での技術支援を継続し、生存可能な企業の早期かつ迅速な回復とそうでない企業の清算、債権回収のプロセスの改善で加盟国を支援した。またIMFは、高官向けのワークショップ2件を共同ウィーン研修所で開催した。ひとつは、企業及び家計の破綻についてであり、もうひとつは、債権回収にかかる特定事項に関するものだった。

図2.13

### 所得グループ別IMF研修参加者 (研修の参加人週数)



出所: IMF Participant and Applicant Tracking System (PATS)

## 研修

IMFの研修プログラムは、IMFの能力開発という責務で重要な位置を占め、世界のマクロ経済情勢と政策課題の変化、加盟国の需要、及び技術革新に対応できるよう努めている。研修コースでは、理論的授業、分析ツール、実践的なワークショップを行う。インターネットに接続可能なら誰でも無料で受講することができるIMFのオンラインコースは、新たにフィナンシャル・プログラミングと政策パート2コース、及び金融市場分析コースが加わり拡大を続けた。また、フィナンシャル・プログラミングと政策パート1コースがスペイン語とロシア語に翻訳され、フランス語に訳された債務の持続可能性分析コースは、低所得国が抱える債務の持続可能性と債務管理に関する問題に重点を置くよう変更が加えられた。2016年度、オンライン研修の参加者は218%と急速に増加し、IMF研修全体の30%を占めるようになった。

2016年度、IMFは375件の研修イベントを実施、加盟国から14,457人の政府関係者が参加した。こうしたイベントの大半が、IMFの地域研修センターとプログラムのネットワークを活用し行われた。それ以外は、IMF本部あるいは海外で実施された。内容は、マクロ経済政策、予測とマクロ経済モデリング、フィナンシャル・プログラミングと政策、金融部門、財政の専門コース、マクロ経済統計、評価、法務関連



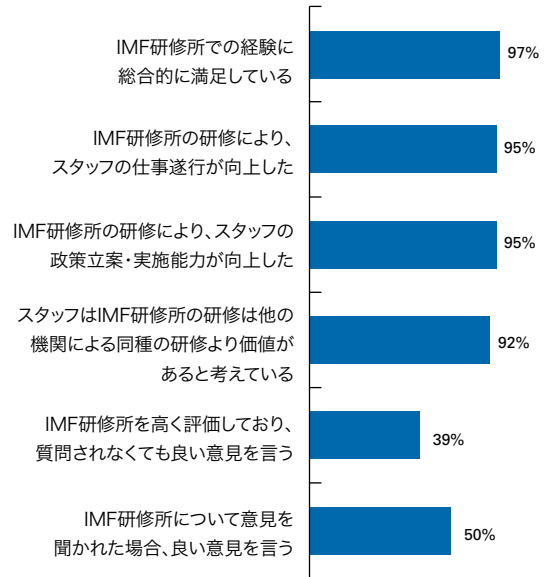
などと様々なニーズに応えるために多岐にわたっている。本年度、新興市場国・地域向け研修が最大のシェア(53%)を占めた(図2.13)。地域別でみると、サブサハラアフリカの割合が28%と最も高く、次いでアジア太平洋、中東中央アジアとなっている(図2.14)。

### 参加者の体験

IMFは、3年毎に第三者機関による調査を行い、IMFの研修プログラムの効果と今後の研修ニーズについて、外部からの研修参加者のスポンサー機関の意見を集めている。最新の調査は、2012年～2014年に行われた研修を対象としており、結果、97%が総合的に満足と回答するなど、極めて優れた結果が出た(図2.15)。総合すると、IMF研修所が対象機関のなかで極めて高い評価を得ている。

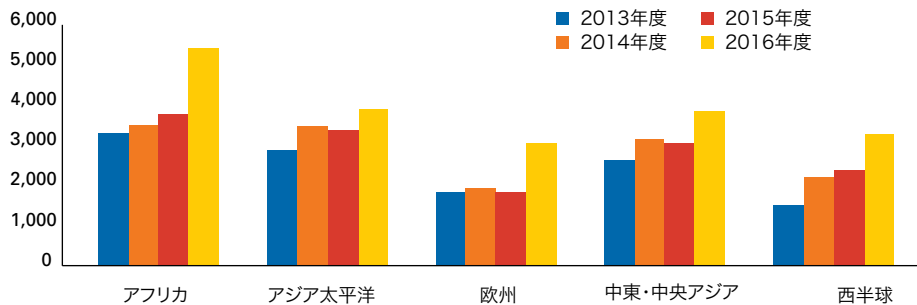
技術支援と研修の相乗効果を生かすため、研修のカスタム化を進めこれを試験的に行っている。これは、金融政策関連では、ガーナ、モザンビークの中央銀行、東アフリカ共同体で、また、スリランカでは金融政策の枠組みの強化のための予測及び政策分析制度の構築の分野で進められている。地域ワークショップが、実務者間での学習と経験の共有のために開催されている。

図2.15 2015年、IMF研修に関する3年毎の調査



出所: IMF能力開発局

図2.14 地域別IMF研修参加者  
(研修の参加人数)



出所: IMF Participant and Applicant Tracking System (PATS)



## 能力開発のためのパートナーシップ

2016年度、IMFの能力開発への新たな拠出金として合計1億2,630万ドルが提供された。また、パートナーが拠出した活動資金は1億4,200万ドルに達した。5大ドナーは、日本、欧州連合、スイス、イギリス、オランダである。最大のドナーである日本は、二つの奨学金プログラムなど技術支援と研修に新たに2種・合計3,040万ドルを拠出した。一方スイスは、2020年までの二者間プロジェクトをカバーするため約2,420万ドルの拠出に新たに合意し署名した。

2016年度、IMFの地域技術支援センターのグローバルなネットワークは拡大を続けた。カリブ地域技術支援センター(CARTAC)は、2016年4月に主要なパートナーや加盟国が支援を約束したことで、新たな段階に向けた基礎が固まった。太平洋地域技術支援センター(PFTAC)は、2016年11月に活動の第5行程に入る。中東地域技術センター(METAC)は、2016年6月に新たな段階に入った。中米地域技術支援センター(CAPTAC-DR)は、5年間・第2期の2年目に突入した。同センターは、カナダの840万ドル(1,000万カナダドル)の公約を取り付けるとともにルクセンブルグなど既存のパートナーによる追加的拠出も受け、計画通りに能力開発に取り組むことができた。

年度を通し、西部アフリカ、中部アフリカ、及び南部アフリカの各地域技術支援センター(AFW、AFC、AFS)の5年間の新たな段階を迎えるための基礎を築くため、戦略的協議が行われた。新たな段階の活動は、2017年5月から11月の間に開始する予定である。「地域ハイライト」のアジアの項でも述べるように、2016年3月、IMFとインドは、「南アジア地域研修・技術支援センター(SARTTAC)」の設立で合意したことを発表した。同センターの設立は、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール及びスリランカの能力開発の強化をねらったものだ。

2015年8月、IMFと米国国際開発庁(USIAD)は、初めて覚書を交わした。この能力開発での協力強化のための枠組みにより、ポスト2015年アジェンダ開発計画の枠組みのなかで、両機関が世界的な経済の課題に協力して取り組むことができるようになる。初の共同プロジェクトとして、USAIDは、IMF財政局が開発した公共財政管理(対面及びオンライン)の研修コースの資金を提供した。IMFはまた、欧州投資銀行とも、既存のパートナーシップを強化するための覚書を新たに交わした。

アディス・タックスイニシアティブは、途上国が自らのポスト2015年開発アジェンダの資金を捻出する能力を強化する必要性を浮き彫りにしている。IMFは、歳入確保のための信託基金及び天然資源からの富の管理のための信託基金を通し、具体的な解決に貢献している。天然資源からの富の管理のための信託基金は、低所得国・低位中所得国が、石油、ガス、鉱物資源からの利益を最大化することで、経済開発と貧困削減の目標を達成することを支援する。

IMFの開発資金行動目標への対応のもうひとつの側面が、金融部門の安定性のための信託基金の設立である。金融部門の安定性は、金融包摂と金融深化という主要な開発目標の前提条件である。同信託基金は、優先順位付けされた金融部門改革の土台となる分析評価を提供することで、低所得国・低位中所得国における金融部門の安定性の見直しと能力開発活動を支える。

欧州委員会の国際協力・開発総局(DG DEVCO)とIMFは、途上国のための戦略的パートナーシップの枠組みで新たに合意した。これは、両機関の政策対話と協力を強化するためのもので、DG DEVCOは、2016年～2020年のIMFの能力開発イニシアティブに約2億ユーロを拠出することを公約している。またIMFは、他のEC総局とも積極的に連携を図り、EU加盟国とEUの潜在的加盟国の能力開発への高い需要に対応している。





## IMF理事会とは

IMF理事会は、IMFの業務遂行に責任を持ち、IMFの加盟189カ国により任命された24人の理事により構成される。アメリカや中国といった経済大国は自国の議席を有するが、大半の加盟国は4カ国以上が加わる選出母体と呼ばれるひとつのグループを形成する。最大の選出母体は23カ国が構成している。

### 理事

## 筆頭



2015年1月、最も長く任期を務めているロシアのアレクセイ・モージン理事が、筆頭理事に就任した。1992年に、ロシア理事室が設

置された際に理事代理としてIMFのキャリアをスタートさせたモージン氏は、1996年に理事に就任した。

モージン氏は、モスクワ大学より経済学で学士及び修士号を取得。その後ニューヨーク州立大学オールバニ校大学院で学ぶ。IMF着任以前は、ロシア科学アカデミーでリサーチフェロー、及びロシア政府の国際金融機関交流局のトップを務めた。

モージン氏はIMFでの業務について「IMFのミッションを心から信じており、世界のガバナンスの質の向上のためには国際協力が必要であると固く信じている」と語った。

## 理事会公式協議

210



理事会は、通常、週に複数回会合をもつ。主に業務はIMFマネジメント及びスタッフが作成するペーパーを基に進めら

れる。理事会は、加盟国の年次健全性審査から世界経済に関わる経済政策まであらゆる事項について協議を行う。

## 加盟国に関する理事会協議

164



理事会は通常、コンセンサスペースで決定を行うが、公式に投票を行うケースもある。初期段階で複雑な政策事項に関

し議論するため、非公式協議を開くこともできる。

## 財務、組織及び説明責任

### 予算と収入

#### 中期予算

2015年4月、理事会は2016–2018年度の中期予算の枠組みで2016年度の運営費純支出を10億5、150万ドルとすることを認めた。

理事会はまた、2015年度に支出されずに繰り越した4、250万ドルを含め2016年度の総支出の上限を12億8、980万ドルとすることを承認した。また、建物と情報技術設備プロジェクトのために4、210万ドルの資本支出も承認した。(表3.1)

**表3.1**  
主要支出項目予算、2015–19年度

(米100万ドル)

	2015年度		2016年度		2017年度 予算	2018年度 予算	2019年度 予算
	予算	実績	予算	実績			
<b>運営予算</b>							
人件費	896	862	908	896	938	...	...
旅費 <sup>1</sup>	128	112	130	120	123	...	...
修繕、その他	193	204	199	199	201	...	...
不測事態予備費	7	...	10	...	11	...	...
<b>総支出</b>	<b>1,224</b>	<b>1,177</b>	<b>1,247</b>	<b>1,215</b>	<b>1,273</b>	<b>1,310</b>	<b>1,365</b>
収入 <sup>2</sup>	-197	-167	-196	-176	-200	-214	-238
<b>純予算額</b>	<b>1,027</b>	<b>1,010</b>	<b>1,052</b>	<b>1,038</b>	<b>1,072</b>	<b>1,096</b>	<b>1,127</b>
繰越金 <sup>3</sup>	42	...	42	...	43		
<b>繰越金含む純予算額</b>	<b>1,069</b>	<b>1,010</b>	<b>1,094</b>	<b>0</b>	<b>1,115</b>	<b>1,096</b>	<b>1,127</b>
<b>資本予算</b>							
資本設備・技術	52	136	42	131	61	61	60
このうちHQ1の修繕予算		96		90			

出所：IMF予算企画室

注：四捨五入のため個別項目と合計が一致しない場合がある

<sup>1</sup> 2016年度は海外での年次総会出席旅費を含む

<sup>2</sup> ドナー拠出の活動、世界銀行とのコストシェアリング取極、刊行物売上、駐車料金、その他雑収入を含む

<sup>3</sup> 規定に従い前年度から繰り越した額



### ボックス 3.1: HQ1ビル改修工事の進捗

ワシントンDC中心部にあるIMF本部ビル2棟のうち古い方のHQ1の改修工事は本年度中も続いた。この長期にわたる工事は老朽化しつつあるビルの諸システム、つまり空調、給湯、給水ポンプ、計20キロメートル弱にも及ぶ給水パイプ、温水暖房、ビル管理、約35,000の照明を新しいものに交換する工事だ。この改修はまた、より近代的で柔軟性が高く、自然光を多く取り入れた多機能な設備を設置することを通じてよりエネルギー効率が高く、持続可能な操業を支援し、今後20～25年のIMFの仕事のニーズに合ったものに近づけることを狙っている。

この改修工事は、予期していなかった複雑な技術的状况によっていくつかの問題を抱え、追加的に発見されたアスベストによっても工事の規模が大きくなってしまった。2016年1月に理事会は追加予算を承認し、工事の完遂予定は現在、2020年となった。

2016年度はビルの面積の50%以上を占める「第1期」の分が完了に向けて大きく前進する進捗があった。複数の公共スペースが2017年度の使用再開に向けて準備されている。それらはアトリウム、ギャラリー、ピストロ、カフェテリア、会議室などだ。オフィス用の2階分のフロアーの改修が終わり、使用再開の準備が完了すると

2016年度のIMFの仕事は世界景気回復のスピードと脆弱性に対する不確実性が高まる中、危機後の世界経済の段階的な安定化を支援し続けることとなった。IMFの支援プログラムはピーク時の2011/12年度よりは少なかったものの、世界経済と金融システムの増大する複雑さがIMFのサーベイランスプログラムにプレッシャーをかけ、技術支援に対する要請を増大させる結果となった。IMFはこれらの要請に実質的に横ばいとなった予算でも対応することができた。2016年度予算の一環として合意された組織横断的な合理化の実行と各部署での優先課題の見直しが進んだためだ。2016年度の実際の運営支出は10億3,830万ドルと、純予算額を1,320万ドル下回った。IMF内のポジションの平均空席率は減少を続けており、現時点では仕事上の摩擦を起こす水準になっている。IMF本部と海外事務所双方のセキュリティのコストと情報技術面でのセキュリティのコストも近年のトレンドに沿って上昇した。



HQ1修繕工事の進捗を検査するカルラ・グラスコ副専務理事(右)

もに、その次のフロアーが改修のためにスタッフが退去した。工事中は一部のスタッフがもう一つのHQ2ビルか近くに賃貸したオフィスへ移った。

この改修では環境に優しいことを証明するLEED認証の獲得を目指しており、環境への影響が小さいグリーンビル設計と工事慣行を取り入れ、持続可能な操業とメンテナンスの下地を整えている。

施設や情報テクノロジー向けの資本支出は、以前の数年度に予算に組まれた分まで含めて1億3,100万ドルとなった。HQ1ビルの改修工事は進捗を続け、建物の複数のところでは再開前の最後の試験操業の段階となっている。2016年1月、理事会は想定外の支出に備え、HQ1改修プログラムの補正予算を承認した。情報テクノロジー支出は、知識管理の向上、データ管理と分析能力の充実、IMF及び関係各国スタッフの情報アクセスの合理化のため計2,590万ドルとなった。

財務会計報告にあたって、IMFの運営経費は「国際財務報告基準(IFRS)」に即して発生ベースで処理される。この基準では、収入と支出の発生ベースでの計上と、年金数理評価に基づいた職員福利厚生費の算定と償却が要求される。表3.2では2016年度の純運営予算実績10億3,800万ドルと、同年度にかかるIMFの会計監査の財務諸表で報告されたIFRSベースの運営費用13億2,600万ドル(9億5,100万SDR)との間の調整の詳細を示している。

**表3.2:**  
**2016年度財務諸表に計上された運営費用**  
(特に表示がない限り、単位は100万米ドル)

2016年度運営予算の実績(純額)	1,038
<b>計上時期の相違</b>	
年金及び退職給付費用	312
資本的支出—当年度及び過年度支出の償却	38
<b>運営予算に含まれない金額</b>	
資本的支出—国際財務報告基準に従い、直ちに計上された勘定科目	17
一般勘定への戻入れ(貧困削減・成長トラスト、大災害抑制・救済基金《以前は大災害後債務救済基金》、及びSDR会計より)	(79)
監査済み財務諸表に計上された運営費用総額	1,326
<b>メモランダム項目</b>	
監査済み財務諸表に計上された運営費用の総額(100万SDR)	951

出所: IMF財務局および予算企画室

注: 四捨五入のため、個別項目合計が総額と一致しないことがある。  
為替換算は米ドルとSDRの2016年度における支出に関わる実効為替レートの加重平均約1.39に基づく

2016年4月に、理事会は2017年度予算を承認した。純運営予算は10億7,250万ドルで、総支出上限は13億1,610万ドルとなった。同年度予算は2016年度の未使用の4,330万ドルまでの繰り越しが認められた。慣例通りに、物価上昇に見合った給与構造と非賃金支出の増加を可能にする予算の微調整が行われた。それに加えて、4年間の実質据え置きを受けて2017年度予算は、IMFの情報技術とセキュリティのコスト上昇をカバーするため、基準年ドル調整後で0.5%の増額が認められた。資本予算額は6,050万ドルで、3,250万ドルが建物設備、2,800万ドルが情報技術に充てられる。2018年度と2019年度の想定予算も理事会に提示されたが、加盟国の要求の高まりに対応するための予算の増額圧力がかかっていることが示唆された。

## 歳入モデル、手数料、報酬、負担及び純歳入

### 歳入モデル

創設以来IMFの財政は主に資金貸し出しに依存している。しかし追加的歳入を得るため2006年、投資勘定を設置し、準備金を投資している。また、2008年には理事会が、IMFの保有する金を限定的に売却して得た利益によって設置した基金を含む新たな歳入モデルを承認した。この歳入モデルと並行してIMF協定の第5次改正が2011年2月に発効し、投資予想収益を増大させ、長期にわたる財政を一層強化するようにIMFの投資権限が拡大された。2013年1月に理事会は投資勘定の規則と規制を制定、2015年8月に準備金の投資戦略を見直し、新たな規則を制定した。

### 手数料

IMF融資活動が高水準で推移していることと投資収益の低調さを反映して、収入の主な源泉は与信残高から徴収される手数料の状態が継続している。IMF融資の基本手数料率(利子率)は、SDR利率にベースポイントで表されたマージンを上積みしたものである。2011年12月に理事会で採択されたルールの下、マージンは2年ごとに見直され、IMFによる貸付け関連の仲介コストを賄い、準備金を積み立てることができるようにマージンが決められる。さらにこのルールは、手数料率が信用市場の長期的状況に適合するようクロスチェックする条項を含んでいる。2016年4月、理事会はマージンを100ベースポイントに据え置くことを決めた。

クレジット・トランシュや拡大信用供与措置の下での大規模な融資についてはさらにサーチャージが課される。第14次クォータ見直しの発効を受けて、理事会はクォータが倍増したことによる影響を軽減するためクォータをベースとするサーチャージが徴収される基準を見直した。レベル別サーチャージと呼ばれるこの特別手数料は、加盟各国のクォータの187.5%以上の融資使用に対して200ベースポイントが徴収される。また、クレジット・トランシュの36カ月以上経っている大規模融資残高(判定基準は上記と同じ)、あるいは拡大信用供与措置の51カ月以上の融資には100ベースポイントの期間別サーチャージを課している。

基本的な手数料とサーチャージに加え、IMFはサービス料、コミットメント・フィーおよび特別手数料を課している。一般資金勘定(GRA)からの引き出しの都度、融資額の0.5%のサービス料が課される。また、GRAを原資としたスタンド・バイ取極、拡大取極、フレキシブル・クレジットラインおよび予防的流動性枠にかかる未実行融資残高に対しては還付可能なコミットメント・フィーが12カ月毎に徴収される。未実行残高に対し、クォータの115%未満については15ベース、クォータの115%超575%未満の部分に対しては30ベース、クォータの575%超の部分に対しては60ベースとなっている。融資の引き出しが行なわれる場合には既に納められたフィーの内、引出額に対応した額が還付される。また、IMFは元本の返済遅延および手数料の6カ月未満の延滞に対して特別手数料を徴収している

### 報酬と利子

歳出面では、IMFは各加盟国のGRAにおける債権ポジション(リザーブ・トランシュ・ポジションと通称される)に対して金利(報酬)を支払っている。IMF協定ではこの報酬率はSDR金利を超えてはならず、またSDR金利の80%を下回ってはならないとされている。現在、報酬率はSDR金利に設定されている。SDR金利は最低5ベースポイントで、SDR構成各通貨のマナーマーケットでの短期債務商品の加重平均を基に設定される。また、SDR金利に設定されたこの金利は、IMFの二者間借入や債券購入契約(ノート・パーチェス・アグリメント)、拡大版新規借入取極での借入残高についても支払われている。

### 負担の分担

IMFの手数料率と報酬率は、債務者の一般資金勘定(GRA)の融資返済延滞で発生するコストを債権ポジションにある加盟国と債務ポジションにある加盟国で等しく分担する仕組に従って調整される。6カ月以上延滞となっている融資の未払い手数料による歳入減は、負担分担メカニズムである手数料率の引き上げと報酬率の引き下げにより補填される。延滞が清算された際にはこれらの金額は加盟国に還付される。

2016年度の調整後の平均手数料率と平均報酬料率はそれぞれ1.051%、0.045%だった。

### 純収益

IMFの2016年度の純収益は活発な融資活動と投資勘定における投資の果実を反映して、9億9,800万SDRとなった。2016年度収益は、「国際財務報告基準(修正IAS19、被用者給付)」にしたがって、退職後給付制度に関わるIMFの確定給付債務を確定するのに使用される保険数理上の推定の変化からの影響を直ちに反映したことで生じた5億4,300万SDRの収益を含んでいる。

### IMFへの延滞債務

IMFに対する延滞債務は2015年4月末の12億9,080万SDRから2016年4月末には12億8,570万SDRに減少した(表3.3)。2016年4月末時点で、ソマリア、スーダン、ジンバブエの3加盟国が6か月以上の長期延滞となっている。ソマリアとスーダンは1980年代半ばからの延滞が累積し、それぞれの延滞が全体の18%、76%を占めている。ジンバブエの延滞は2001年2月からの貧困削減・成長ファシリティ(PRGT)に対するものであり、全体のうちの残りの6%を占める。2016年4月現在の全体の延滞のうち3分の1が元本にかかるもので、残る3分の2は手数料と利子にかかるものだ。5分の4超が一般資金勘定(GRA)に対するもので、残りは信託基金とPRGTに対する延滞である。PRGTに対する長期の延滞を抱えているのはジンバブエのみとなっている。2009年8月/9月に行なわれたSDR一般配分により、SDR会計における全ての延滞案件の問題が軽減された。

延滞債務に関するIMFの協力強化政策の下、長期延滞国に対しては一連の是正措置が採られてきた。2016年度末時点で、ソマリアとスーダンはGRA利用不適格国となっている。ジンバブエもPRGTの延滞債務を完済するまではGRA資金の利用が停止されている。また、ジンバブエのPRGTへの延滞に対する是正措置として、非協力宣告、技術支援の一部凍結およびPRGT適格国からの除外の措置が継続している。



**表3.3:**  
**6カ月以上の対IMF延滞債務の国別・勘定分類別金額**  
 (単位:100万SDR;2016年4月30日現在)

	合計	種類		
		一般勘定(構造調整ファシリティを含む)	信託基金	貧困削減・成長トラスト
ソマリア	236.8	228.5	8.3	...
スーダン	970.1	887.7	82.4	...
ジンバブエ	78.8	...	...	78.8
総計	1,285.7	1,116.2	90.7	78.8

出所: IMF財務局

## 人事政策と組織

### 人的資源

グローバル経済でその機能を発揮するためには、IMFは高い能力を有する国際的スタッフを雇用、維持する必要がある。2016年度にはスタッフ・ハンドブックで雇用に関する包括的な規則をまとめ、各種手当慣行を見直し、リーダー育成を強化し、スタッフへの聴取も実施した。

### 職員の現況

2016年4月30日現在、IMFは2,223人の専門職と管理職、さらに449人の支援スタッフを雇用している。IMFの幹部職員のリストは本報告書106ページに、組織図は84ページに掲載されている。

2015年中の新規スタッフ雇用数は182人で、2014年の174人をわずかに上回った。2015年には4人のマネジメントスタッフ、139人の専門職、39人の支援スタッフを雇用した。IMFは高い分析能力と政策策定経験を持つエコノミストを必要としており、2015年にはエコノミストプログラム(EP)を通じて19人のトップクラスの大学院卒業生を採用したほか、既に経験のある56人のミッドキャリアのエコノミストを雇用した。このミッドキャリアのエコノミストの3分の2はマクロ経済専門で、残る3分の1は財政、金融部門の専門家だ。また、489人の契約職員が2015年に雇用された。

2015年には外部資金派遣人員プログラム(EFA)に4カ国から7人が登録され、同プログラムでの総人数は13人となった。EFAは最大で15加盟国の公的部門職員にIMFでの2年間の業務経験を積ませる

機会を提供するプログラムだ。このコストは多国ドナー信託基金を通じた加盟国の資金で賄われる。

### 多様性と一体性

IMFは、職員が地理的および性別、学歴で多様性を確保するために多大の努力を払っているが、依然として課題は残っている。2016年4月末現在で、IMFの189加盟国のうち、148カ国からスタッフを雇用している。

2015年の専門職レベルの外部からの雇用のうち、輩出が少ない地域からの採用は48%だった。

IMFの多様性と一体性を向上させるための現行の取り組みについてのより詳細な統計と情報はこの報告書の最終ページと、「2015年IMF多様性年次報告書」で入手可能だ。

### マネジメント陣容変化

クリスティーヌ・ラガルド専務理事は再任され、2016年7月5日から2期目の5年任期に入った。

デビッド・リプトン筆頭副専務理事も再任され、2016年9月1日から2期目の5年任期に入った。

2017年度入りして間もなく、朱民副専務理事が7月下旬に迎える任期満了で退任する意向を表明した。ラガルド専務理事は、朱民氏の副専務理事としての5年間と、それ以前の専務理事の特別顧問としての素晴らしい貢献を称賛、「現実をしっかりと踏まえたスタイル、秀逸なユーモアセンス、温かい人柄は、朱氏のずば抜けた頭脳と経済学への情熱をさらに補強し、様々な分野の課題で強力なリーダーシップ

を發揮することを可能にした」との声明を發表した。専務理事は声明でまた、朱民氏の後継候補の人選を進めていることを明らかにした。

ラガルド専務理事は2016年7月、朱氏の後任副専務理事候補に中国人民銀行(中央銀行)副総裁の張濤氏を8月22日付で指名した。張氏は以前、IMFの中国理事を4年間務めた。中国人民銀行では法制局や金融調査・統計局の責任者など複数の役職を歴任している。世界銀行やアジア開発銀行での勤務経験も有する。ラガルド専務理事は「張氏は国際経済の専門知識と公共政策策定経験、外交能力を組み合わせた高い能力をIMFにもたらす」とした上で、「国際金融機関の経験も豊富で、高いコミュニケーション力もあり、IMFの政策と諸手続きにも卓越した知識を有する」と称賛した。

### マネジメントの構造と給与体系

理事会はIMFのマネジメント報酬を定期的に見直している。総務会

は専務理事の給与を承認した。年次調整はワシントンDCの消費者物価をもとに実施されている。2015年7月1日現在のマネジメントの給与体系は以下の通り。

専務理事	\$494,660
筆頭副専務理事	\$430,120
副専務理事	\$409,650

### 幹部スタッフ人事異動

ラガルド専務理事は2015年7月20日、モーリス・オブストフェルド氏をIMF調査局長兼経済顧問に任命した。前任のオリビエ・ブランシャール氏の退任に伴うものだ。

また、2016年3月、マーク・プラントIMF人事局長が退任を表明、ラガルド専務理事は6月13日付でカルパナ・コッチャ氏をその後任に任命した。

### ボックス 3.2: 退任及び新任の幹部スタッフの横顔



**オリビエ・ブランシャール**は輝かしいキャリア、洞察に満ちた分析、そして創造的なアイデアで、世界で最も頻りに引用されるエコノミストの一人となっている。2008年にIMF調査局長兼経済顧問に任命され、世界金融危機時の暴風が吹き荒れる経済の調査を率いた後、2015年9

月に退任した。フランス国籍で、マサチューセッツ工科大学(MIT)で経済学博士号を取得、ハーバード大学で教鞭をとった後にMITへ戻り、経済学部長を務めた。



**モーリス・オブストフェルド**は2015年9月にIMF調査局長兼経済顧問の職を引き継いだ。それ以前のカリフォルニア大学バークレイ校経済学部長時には世界各国の多くの政府や中央銀行に助言を与えたり、相談に乗ったりした。また、オバマ政権の経済諮問委員会(CEA)メン

バーも務めた。米国籍で、ペンシルベニア大学で学士号、ケンブリッジ大学で修士号、MITで経済学博士号を取得した。また、4回にわたりIMFのリサーチフェローとなった。



**マーク・プラント**は24年に及ぶIMFでのキャリアで、アフリカ局、戦略政策審査局の前身である政策開発・レビュー局で低所得国(LIC)へのIMF融資やLIC政策策定を総括した。その後にはアフリカ局の副局長に戻り、2011年11月には人事局長に就任した。

米国籍で、バージニア大学で経済・数学学士号、プリンストン大学で経済学修士・博士号を取得。



**カルパナ・コッチャ**はIMFの複数の部局で25年を超える輝かしいキャリアを積んでいる。2016年に人事局長に就任した。それ以前にはアジア太平洋局と戦略政策審査局で副局長、調査局でシニア・アドバイザーを務めた。また、世界銀行で南アジア地域のチーフ

エコノミストだった。インド国籍で、ブラウン大学で経済学修士・博士号、インドのデリー大学院で経済学修士号、マドラス大学で経済学学士号をそれぞれ取得している。

## 内部調査室を新設

2016年7月、ラガルド専務理事はサビナ・プラスコビッチ氏を新設のIMFの内部調査官に任命した。2015年10月時点でオリビア・グラハム氏が率いていた倫理助言室は、この結果IMFの倫理基準を向上させるための助言と訓練、職員との対話に特化する一方、プラスコビッチ氏率いる内部調査室は倫理調査に責任を負う。この新設部署は、より専門性を持つことにより助言と調査機能の効率性を上昇させる。プラスコビッチ氏は以前、国際農業開発基金、国連内部監査部、ニューヨーク市庁で監査担当の上級職を歴任した。グラハム氏の倫理監査部門での卓越したキャリアは、世界銀行や国際農業開発基金で倫理局長を務めるなど、20年を超える国際機関での経験を含む。

## 説明責任

### IMFにおけるリスク管理

IMF協定で定められたその役割により、IMFは一連の金融及び非金融に関わるリスクを負っている。2016年2月、理事会は「リスク引き受け声明」を承認した。それはIMFの活動で許容する意思があり、かつ長期間にわたり上手く管理できるリスクの程度を示すものだ。声明は定期的に見直される。現行の政策やそのプロセスの変更、また、IMFのユニークな制度的役割とビジネスモデルを踏まえ、IMFのリスクについての哲学を定めるに際して理事会およびマネジメント陣の行う一連の戦略的決定を反映させるためだ。

IMFはリスクを積極的に管理するため、三つの防御線を用いている。日々の業務を実施する局は、そうした業務に内在するリスクの特定と管理のための内部管理システムを設置、維持している（リスク管理の一部の重要要素についてはボックス3.3を参照）。特殊な分野については各局横断的な委員会が追加的なリスク監視を実施している。独立したリスク管理室がリスク管理枠組みの開発・維持、リスク評価ツールの作成、そしてIMF全体のリスク概要をマネジメント陣と理事会に報告する責任を持っている。リスク概要では追加的な軽減策が必要な分野を特定、指摘する。

リスク管理室の定期的なリスク評価はIMFの戦略的予算計画サイクルに反映される。内部監査室(OIA)はガバナンス、リスク管理、そして内部管理の有効性を独立して保証する(下のOIAに関するセクショ

ンを参照。)リスクの有効管理及び軽減の最終責任はマネジメント陣と理事会が負う。

IMFは四つの大きな分野でリスクを監視し、積極的に管理している。戦略、中核、業務横断、風評の4分野だ。戦略的リスクの管理は明確な戦略的枠組みを確立し外部環境の変遷に対応する必要がある。戦略的方向性は、国際金融システムに影響を与える生起しつつある課題の継続的分析を取り込んだ専務理事のグローバル政策アジェンダによって定められる。

IMFの中核業務のリスクはIMFの三つの主要活動であるサーベイランス、融資、能力開発を戦略的方向性と基本目的に整合させるとともに、その融資モデルが守られるようにすることに関連する。与信リスクを管理するに際しては、IMFは重層的な枠組みを採用しており、その主要ツールは融資へのアクセス、プログラム設計、そしてコンディショナリティに焦点を当てている。引当準備金の十分な水準とIMFが事実上の優先弁済権を得ていることはこの枠組みの欠かせない部分だ。2016年2月、理事会は引当準備金の2年毎の見直しを実施した。理事会は現在の中期的指標の平均200億SDRの引当準備金目標を維持することを支持するとともに、その下限を100億SDRから150億SDRへ引き上げた。

業務横断的資産のリスクとは、それに加えて、戦略的方向性に沿った施策の遂行を可能にし、IMFの中核業務のいかなる中断も避けることを支援するIMFの人的資本の能力、技術、物理的資産そして他の補助的要素を指している。業務横断的リスクとはまた、歳入と投資リスクなどほかの財務的リスクにも関連している。風評リスクとは、利害関係者がIMFに対して否定的な見方をして、それがIMFの信頼性、魅力、有効性を損なう可能性を意味する。

## 監査メカニズム

IMFの監査メカニズムは外部監査法人、内部監査機能、及び年次監査の全般的な監督のためにIMFの内規に基づき設置された独立した外部監査委員会(EAC)で構成される。



## 外部監査委員会

EACは3人の委員で構成され、理事会の推挙に従い専務理事が任命する。委員の任期は3年であるが、任期をずらして選任され、IMFから独立して職責を行使する。委員は異なる加盟国から選ばれ、年次監査の監督を行なうために必要な専門知識と資格を有していなければならない。通常EAC委員は、国際的な会計法人、公的部門、学界での豊富な経験を有するものが就く。

委員長は委員の互選によって選ばれ、運営方法も自ら決定し、IMFマネジメントから独立して年次監査の監督に当たる。委員会はワシントンDCで開かれる。その時期は毎年1月か2月に年次監査計画の監督のためと、6月の監査報告完成後と7月の理事会への結果報告のためとなっている。IMFスタッフと外部監査法人は年間を通じEAC委員の助言を求める。2016年度の委員は公認会計士でボツワナ銀行の主任会計士を務めるDaniel Loeto Gonzalo氏(委員長)、スタンフォード大学の会計学教授 Mary Barth氏、そして公認会計士でインドの会計事務所上で上級パートナーを務めるKamlesh Vikamsey氏だ。

## 外部監査法人

外部監査法人はEACとの協議に基づき理事会が推挙し、専務理事が任命する。外部監査法人はIMFの年次外部監査を担当し、IMFの財務諸表に関し監査意見を表明する。対象範囲はIMF協定第5条2項(b)に基づき運営される諸勘定と職員の退職年金を含むものとされている。年次監査の終結に際しEACは監査結果を理事会に説明し、外部監査法人の作成した監査報告書を専務理事と理事会を経由して総務会に提出し、承認を求める。

外部監査法人の任期は5年であり、5年に限って延長できる。PricewaterhouseCoopers (PwC)は、2014年11月にIMFの外部監査法人に指名された。それ以前の10年間の外部監査法人は、規則上別会社でなければならず、Deloitte & Touche LLPが務めた。外部監査法人は監査に関連するコンサルティングサービスを提供できる。ただ、その監査法人の独立性を守るため、禁止されたサービスのブラックリストに触れないものに限られ、厳しいセーフガードを受ける。こ

れらのセーフガードにはEACの監査と、ある限度額を超えたコンサルティング料については理事会の承認が含まれる。

## 内部監査室

IMFの内部監査機能は内部監査室(OIA)が担当し、独立した立場でIMFのガバナンス、リスク管理及び内部統制の各機能の実効性を検証する。ベストプラクティスに則して、OIAはIMFマネジメントとEACに報告する。これによって客観性と独立性を確保する。

2016年度においては、OIAはIMFの組織としての目標と各局目標の達成にかかるリスクを軽減するために、管理と手続きが十分実施されているかについて診断と助言を行った。それらはIMFへのサービス提供者の選定と契約に際して管理が十分行われているかの点検、IMF業務の継続性計画が十分かの確認、IMFの情報資産を保護する管理が十分であるかを診断するIT技術業務、そしてIMFの能力開発業務の見直しなどだ。

それに加え、OIAは「理事会が承認したIMFの独立評価機関(IEO)勧告の実施計画の進捗状況の第7次モニタリング定期報告」を作成した。これは外部評価機関であるIEOから勧告され2013年2月に理事会から承認された手続きに基づく2度目の報告書だ。本年度は新たなマネジメント実施計画が作成されなかったことから、報告書は前回の報告書で点検された4計画についての進展状況の議論に焦点を当てた。理事会の評価委員会は2015年9月にこの報告書を審査し、理事会は全体として同年10月に承認した。

理事会はOIAの諸活動を、監査結果と監査勧告の進捗情報を含む活動報告として年2回説明を受ける。これら活動の直近の理事に対する非公式説明は、2016年1月に行われた。

## 独立評価機関

IMFの独立評価機関(IEO)は2001年に設立され、IMFの政策と活動の独立した客観的評価を実施する。設置規則に従い、IEOはIMFマネジメントから完全に独立し、理事会と一定の距離を保って業務を行う。IEOの使命は、IMFの学びの気風を強化し、対外的な信頼性を高め、制度的ガバナンスと監督を支援することである。

## IEO報告書と勧告の理事会によるレビュー

### IMFにおける自己評価

2015年9月、IEOは「IMFにおける自己評価—IEOの分析」を公表した。結果は、IMFで大変多くの自己評価作業が実施されており、多くの自己評価活動とその報告書が高い技術的な質を確保し自己評価が政策と業務の改革に多くの情報をもたらしているというものだった。とはいえ、この作業に明確で意識的な組織横断的アプローチが欠けていたことを一因とする、分野よっての実施ギャップ、質的弱点や作業結果からの教訓を引き出し周知するうえでの欠点もあることが分かった。さらに、コスト削減の一環としてなされた最近の決定が自己評価の枠組みを弱める可能性があることも分かった。

こうした懸念に対処する一助として、IEO分析はIMFに自己評価に対する包括的政策を採用するよう勧告した。その政策は、業務環境とともに自己評価が変化していくことを可能にするため、普遍的な性格を持たねばならず、その一方で、目標やその規模、主要成果、その利用と

フォローアップをしっかりと設定する必要がある。同分析はまた、すべての融資プログラムが何らかの形の自己評価を実施し、経験から学ぶ土台を提供しIMF資金の使用に関する透明性を拡大するよう勧告した。最後に、分析はIMFマネジメントにスタッフの日々の業務にも当てはまることを強調し、学習を深めるような形で自己評価による発見と教訓を引き出して広めるような成果と活動を開発するよう要請した。

その分析を議論するに際して、理事会はIMFの自己評価の第一回の分析を歓迎し、自己評価に対するアプローチを明確に規定することと自己評価からの教訓をよりよく広める必要の重要性について合意した。

### IMFデータの裏側

2016年3月、IEOは「IMFデータの裏側—IEO分析」を公表した。同分析は急激に変貌していく世界経済の中でIMFの使命を果たす上でデータと統計に関するIMFの政策と慣行が十分であるかを検証した。

### ボックス 3.3: セーフガード評価によるリスク管理

IMFが加盟国に融資する際には、その国の中央銀行がIMFから受け取った資金を十分管理し、IMF支援プログラムについての信頼のおける金融データを提供できるとの合理的な保証を得るためにセーフガード評価が実施される。同評価は中央銀行のガバナンスと管理フレームワークを精査するもので、資金アクセスの制限、コンディショナリティ、プログラム設計、誤報告の対処策、プログラム終了後モニタリングなどIMFのほかのセーフガードを補完するものだ。セーフガード評価は中央銀行の5分野について診断する。外部監査メカニズム、法制と独立性、財務報告フレームワーク、内部監査メカニズム、そして内部管理システムだ。

2016年4月末現在で283回のセーフガード評価が94の中央銀行に対して実施され、2016年度中は11の同評価が完了した。それに加え、IMF融資残高が残っている限り、セーフガード活動は勧告実施の進展状況のモニタリングや中央銀行のセーフガード枠組み上のほかの出来事への対処なども行った。約60の中央銀行が現在このモニタリングの対象となっている。

2015年10月、IMF理事会はセーフガード政策の5年に1度の見直しを実施した。この見直しでセーフガード政策の有効性とIMF

の総合的なリスク管理枠組みにプラスの貢献をしていることが確認された。また、セーフガードの実施は各中央銀行に内部管理や監査、そして報告活動を改善する助けとなっていることも確認した。現行のセーフガード作業は依然的確に関連する事象を選び、かつ十分であることが分かったため、その枠組みに大きな変更は加えられなかった。セーフガード政策で新たな要素が導入されたのは直接予算に融資しているケースで、国庫に対する財政的セーフガードの点検にリスクベースのアプローチが採用される。この点検は、国がIMF資金に例外的なアクセスを申請し、融資金の少なくとも25%以上の実質的な割合がその国の予算の資金に充てられた場合のみ実施される。

それに加え、2016年度中に地域セーフガードに関するセミナーがオーストリア共同ウィーン研修所、南アフリカ・プレトリアにあるアフリカ合同パートナーシップ、クウェートのIMF—中東経済金融センターで開催された。セミナーはセーフガード分野での国際的に最先端に行く慣行を紹介するとともに各中央銀行担当者が自身の経験を共有する機会を提供した。

この分析では加盟国から提供されるデータが時間をかけて著しく向上し、IMFが相当程度、世界経済の増大する複雑さと連関性について常に最新の状況を掌握していることを可能にしていることが確認された。しかし、分析は、過去の分析と同様に、データの欠陥が依然としてIMFの戦略的業務に影響していると結論づけた。特に、データ及びデータ慣行が時にIMFが世界のマクロ金融的安定を確保する手助けをするという不可欠の役割を果たす上で不十分であると評価した。

危機後にデータはしばしば矢面に立たされ、IMFのデータに対するアプローチの重要な変更を促した。しかし、いったん危機が収束するとデータ問題の優先度は低くなり、IMFの戦略的業務の補完活動としか見られなくなる。一部のデータ欠陥の原因はIMFにはない。とはいえ、内部制度的制約やデータ管理構造、インセンティブ制度、そして品質管理メカニズムがデータの有効的なフローと活用を妨げてきた。新データ管理ガバナンス構造や世界金融危機によって明らかになったデータギャップの解消計画などのある程度の対策は進行中だが、これらの取り組みはデータを単なる他の業務のための情報としてではなく制度上の戦略資産としてとらえる明確で包括的な戦略に欠けている。

理事会は議論の最中、この分析を歓迎した。理事らはこの分析の主たる発見事項に同意し、IMFが共通の制度的目的を提供しデータを戦略的資産と位置づけるデータと統計の長期的戦略を確立すべしとの勧告を承認した。理事らはまた、IEOのIMFがデータニーズを定義、優先付けし、統計局の役割と使命を明確化し、IMFが頒布するデータの質について責任をどの程度負うか明確にすべきとの要請を指示した。

### IEO作業プログラム

2016年度においては上述の二つの分析に加え、IEOはIMFとユーロ圏危機の分析を継続した。分析はギリシャ、アイルランド、ポルトガルの銀行と国家債務の危機時のIMFの役割とこれらの国々とのユーロ圏諸国と制度に対するIMFのサーベイランスと技術支援に焦点を当てた。IEOはこの分析結果を2016年の年次総会前に公表する計画である。

IEOはまた、IMFの社会保護についての業務を新たに分析、その課題報告書のドラフトは2016年3月に理事らが非公式セミナーで議論した。2017年度中にIEOはIMFの脆弱国家に関する業務の評価を始める意向だ。完了した分析報告書、課題ペーパー、IEO年次報告書、その他関連書類はIEOの公式ウェブサイト：[www.ieo-imf.org](http://www.ieo-imf.org)で閲覧できる。

### 理事承認勧告の実施

二つのIEO分析(「IMF予測」と「10年に及ぶ分析で繰返し現れた課題-IMFへの教訓」)のマネジメント実施計画は2015年9月に理事会に承認された。上述のように、第7次モニタリング報告書が9月に理事会から承認された。2015年10月、理事らはマネジメントとスタッフと協議した後、マネジメント実施計画は2013年のIEO外部評価の勧告に沿って、IEO分析完了から6カ月以内に理事会に提示されるべきと決定した。

2015年12月、理事会はIEOの「金融・経済危機に対するIMFの反応」の分析をフォローアップするマネジメント計画を承認した。フォローアップの内容は、IMFがクォータを基本とした組織として将来の危機解決に貢献する十分な資金を持っていることを確認、他の組織と構造的な協力構築の指針を策定、そしてリスクと脆弱性を特定・分析する現行の枠組みを圧縮・簡素化することだ。2016年3月、理事会の評価委員会は、IEOの「IMFにおける自己評価」の分析のマネジメント実施計画について議論した。実施計画とモニタリング報告書はIMFとIEOのウェブサイトで見ることができる。

### 外部関係者へのアウトリーチと交流

IMFのアウトリーチ活動は二つの目的を持って行なわれている。ひとつは、外部の声に耳を傾け、その関心と視点をよりよく理解することで、IMFの政策アドバイスの質を高め、より実情に合致したものとするのである。二つ目はIMFの目的と活動に関する外部の理解を深めることだ。IMFコミュニケーション局がアウトリーチ活動と外部関係者の交流の一義的責任を負う。

コミュニケーション戦略は時間をかけて発展してきた。過去10年間で、IMFのアプローチは、透明性の向上からメディアや外部関係者に自らがより多く働きかける交流へと発展してきている。IMFの政策



や業務の説明をし、IMFが重要な経済課題への参加と貢献を可能にし、そしてIMFの世界中の加盟国と対話し相互学習を向上させてきた。

大半のほかの組織のように、IMFはコミュニケーションを組織の有効性を高めるための戦略的手段として使っている。ソーシャル・メディアやビデオ、ブログ、ポッドキャストなどの新技術を使った戦略的展開はIMFのコミュニケーション戦略の拡大する分野となっている。それと同時に今日の変化の激しい世界にあつて、IMFは市民社会組織(CSO)や民間セクターネットワークなどの新たな影響力の高い組織への接触もしている。

IMFは各国の経済政策決定プロセスで重要な役割を果たす国会議員と、主に世界銀行・IMF議会ネットワークを通じて接触している。しかし、国別や地域別に対象が絞られた機会によっても採掘産業、構造改革、格差問題などについて交流している。過去1年間、IMFは米議会と深い対話を持ち、IMFの業務や、2016年1月に発効した2010年クォータ・ガバナンス改革の必要性を説明した。

IMFはまた、共同ウィーン研修所で中欧、東欧、南東欧の諸国の国会議員向けの特別セミナーを開催した。セミナーはルーマニア、ロシア、セルビアなど多様な言語で開催され、地域の重要経済課題とIMFの取り組みについてのプレゼンテーションを行った。IMFの今年度の春季会合では80カ国以上の約250人の国会議員が議会ネットワーク会議に出席した。議論されたのは、気候変動や移民リスク、課税逃れ、税金回避地、能力開発など喫緊の課題だった。一部の議員はIMFや世界銀行の関連国・地域の代表と個別の対話を持った。

9年目に入ったIMF市民社会フェロシッププログラムは、途上国の積極的な60のCSOの春季会合・年次総会への参加資金を提供した。総勢では約1000人のCSO代表者が会合へ参加した。両会合ではIMF、世銀、CSOが債務持続可能性、格差、気候変動、コンディショナリティ、責任税制、性差別などの幅広い問題についてCSO政策フォーラムとして約100回のセッションを開催した。IMFはまた、セミナープログラムにCSOの参加拡大に向けて取り組んだ。今年度についていえば、オックスファムのエグゼクティブ・ディレクターのウィニー・ピアニマ氏が、ラガルド専務理事とともに国際税制のパネルに出席した。

IMFは春季会合・年次総会以外でも、本部での会合や協議などを通じてCSOとテーマ別問題(開発資金、クォータ改革、格差、性差別、債務)について意見交換するとともに、ガーナ、チュニジア、ウクライナなどにIMFスタッフが派遣されたときや、モザンビークやインドなどでの地域行事が開催された時、またIMFマネジメントが各国を訪れた時などは、その地域のCSOと頻繁に会合を持った。

IMFは次世代の政策担当者や世界指導層となる若者との交流を、年次総会、IMFの学生向け紹介セミナー、幹部と若者の交流会などを通じてさらに積極化することを続けた。例えば今年度はラガルド専務理事がアラブ首長国連邦・ドバイのザイエド大学で200人の学生、若手企業家、若手指導者と会い、今日の若者が直面する経済面の試練、より具体的には中東の若者が直面する問題について議論した。

世界金融危機の雇用に与える重大な影響を踏まえ、IMFは定期的に様々なレベルで労働者組織と対話を続けた。本部ではIMFは2年に1度の国際労働組合総連合とのハイレベル会合を持ち、ほかの労働者組織とは雇用や経済成長、格差や団体交渉についての公式、非公式の議論を行った。

## アジア太平洋地域事務所

世界経済の中でますます重要性の高まるアジア太平洋地域へのIMFの窓口として、アジア太平洋地域事務所(OAP)は経済金融情勢のモニタリングを通じ、IMFのサーベイランス活動がより地域の実情に焦点を当てたものとなることに貢献している。OAPは、アジア太平洋地域において、IMFとその政策に対する理解を深めるとともに、重要な課題について地域の実情をIMFに伝える使命を帯びている。この使命のもとに、OAPは国別サーベイランスを実行しており(現在日本、ネパール、タイで実施中)、地域全体のサーベイランスへの参加も強化している。OAPのスタッフは、ASEAN+3(東南アジア諸国連合および中国、日本、韓国)やAPEC(アジア太平洋経済協力)、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(EMEAP)などアジアの様々なフォーラムに積極的に参加している。

また、OAPは日本-IMFアジア奨学金プログラム、日本-IMFアジアマクロ経済セミナーをはじめとする各種マクロ経済・金融セミナーを通じてアジアの能力開発に貢献している。今年度のハイライトとして

は、2015年10月のベトナム国家銀行とIMF金融資本市場局共催の金融部門安定性セミナー、2016年1月のカンボジア国立銀行とIMF統計局共催の統合マクロ経済統計とバランスシート・アプローチに関するセミナーがある。

OAPはまた、日本とほかの域内諸国で交流および採用活動を実施する一方、IMF業務に重要な課題について会議や行事などを主催してアジアの政策担当者らと意見交換した。2015年11月にバンコク証券取引所と共催したハイレベル会議な会議は、メコン川流域の資本市場育成に焦点を当てた。また、2016年3月に東京で一橋大学と共催した会議は貿易、金融市場、労働市場などを含むアジアの地域統合の進展と将来の課題について議論した。

### パリ・ブリュッセル地域事務所

パリとブリュッセルにあるIMF欧州事務所は、欧州連合(EU)の諸機関や加盟国、および欧州の国際機関や市民社会との連絡窓口になっている。当事務所はユーロ圏とEUにおける政策ならびにEU-IMF国別プログラムに関して、欧州委員会、欧州中央銀行、欧州安定メカニズム、欧州会議、経済財政委員会、ユーログループ作業部会などと連携する。また、経済協力開発機構(OECD)においてIMFを代表する。

当事務所はまた、経済サーベイランス、IMF支援プログラム、技術支援などのIMFの欧州での業務を支え、域内の連絡と外部交流活動の調整を手助けする。より広くには世界経済の問題に関して、欧州におけるEUの諸機関、国際機関、域内政府、市民社会との対話を醸成し、産業界団体、労働組合、シンクタンク、金融市場、メディアの代表者らとしばしば会談する。

また、複数の合同ワークショップや行事を開催したが、その中には構造改革の有効性に関する欧州政策研究センターと共同のワークショップや財政ガバナンスについてのIMF財政局と共同のシンポジウムなどがある。当事務所はさらに、欧州経済が直面する主要な試練についてのIMFの見方を議論するため、パリ、ブリュッセル、ロンドン、ベルリンで年2回、高いレベルの政策昼食会を開催している。この他、事務所スタッフはベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、スペイン、英国で国際会議があった場合は、要請に応じて演説を行う役割を負った。

能力開発と外部交流を支援する当事務所の役割の一環として、複数のEU諸国の国会議員向けに共同ウィーン研修所と合同でワークショップを開催する一方、スタッフは同研修所のほかの様々なイベントでスピーチを行った。外部交流活動には、欧州の主要な関係者にIMF行事と出版物の最新情報を定期的に提供、ツイッターでの情報提供が含まれる。最後となるが当事務所はIMF職員採用努力を支援するため複数の欧州諸国の大学で志願者を面接している。

### 各国駐在IMF代表者による交流活動

IMFは世界85カ国に代表者を駐在させ、その代表者らはIMFの業務に対する理解向上のための様々な交流活動を、現地の大学や政府、非政府組織としばしば協力しながら実施している。

例えばジャマイカでは、IMFが支援した同国の包括的な経済改革プログラムに対する支持の形成と維持を支援するために、Bert van Selm駐在代表は2016年度に幅広い交流活動を実施、複数回にわたり地元テレビとラジオのインタビューに応じたり、講演を実施、また、新聞の社説・意見欄に寄稿したり、メディアや市民社会、学会、民間部門の主要オピニオンリーダーが参加した四半期に1度の交流セミナーをウエストインディーズ大学と共催した。

ジンバブエでは、IMF駐在代表のChristian Beddiesが「ザ・スペース」の立ち上げに向け2015年9月に大使館や国際組織、非政府組織の参加者に加わった。これは2,000人のジンバブエの若者が同国の現在と将来の課題について議論し、包摂的成長のための戦略を立てる場となっている。IMFの駐在事務所はその後、経済学の基礎と開発経済学の無料レクチャーシリーズに貢献するとともに、ザ・スペースが組織したプログラムに参加することを計画している。ザ・スペースはパネルディスカッションや経済関連レクチャーの実施、そして短期間のインターンシップを提供することも検討している。

2016年度においては、IMFは駐在代表の運営する123ウェブサイトのすべてをアップグレードし、デザインと、国内・域内対話の向上努力の一環としての一貫性の改善を図った。

アルメニアではIMFのTeresa Daban Sanchez駐在代表が同国の代表的な学術機関であるリーダーシップ・スクール・ファウンデーションとタイアップして世界の経済見通し、アルメニア経済の見方、女

### ボックス 3.4: ギニアの労働組合との対話

ギニアで2016年2月に起きたゼネストを受け、IMFのJose Sulemaneギニア駐在代表は、燃料価格の切り下げ要求を議論するためにゼネストを要求した市民社会組織と労働組合との対話を持った。代表はギニアでの燃料価格構造を説明し、隣国での燃料価格情報を共有するとともに、燃料価格引き下げによる経済的影響を説明した。

同年4月には駐在代表はギニアでのIMFの役割を説明するために市民社会組織と労働組合と共同で半日のワークショップを開

催した。代表は同国の2016年度予算の概要と、政府の歳入徴収努力の重要性を説明し、現在の経済的問題に対する理解を向上し、政府との対話を拡大するため参加者にIMF事務所が持つ情報を活用するよう促した。

これらの取り組みに対する反応は非常に前向きであった。市民社会組織と労組のリーダーらはIMFの2016年4条協議チームを歓迎し、2016年5月中旬にはSulemane 駐在代表を彼らの保養所に招待して経済政策の訓練を受けた。

性の労働市場参加、性差別、集団行動などの問題についてレクチャーをしたり、ワークショップを開催したりした。例えば2015年6月にはIMFのマスード・アフメッド中東中央アジア局長が同ファウンデーションで「地域的及び世界的経済ショックの文脈におけるアルメニアにとっての政策課題と機会」と題する講演をしたが、講演は大盛況で学生との活発な意見交換がなされた。

IMFのジョージアでの現地交流の一環として、Azim Sadikov駐在代表は同国の将来の指導者らと対話する様々な努力を続けた。それは講演や、トビリシ国立大学やセント・アンドルー大学、政治学大学院の学生とのディスカッションなどだ。そのトピックとしてはジョージアや周辺地域が直面する経済試練から世界経済を形成する要因、IMFの変化する役割などが取り上げられた。

マレーシアでは2015年11月、クアラルンプールでASEANが進めている経済・金融統合の現状についてのワークショップを2日間開催した。マレーシア財務省がホストを務め、マレーシア経済調査インスティテュートも共同で資金提供し、セミナーはASEAN諸国のシンクタンクやアカデミアから25人が参加。また、ASEANの書記局や世界銀行、アジア開発銀行の代表者も加わった。ASEAN首脳サミット期間中にASEAN経済共同体の発足という重要な節目に開催されたこのワークショップは、計6億3,000万人の人口を抱え、2兆6,000億ドルのGDPを産出するダイナミックで戦略的に重要なASEANという地域の影響力を持つ人々とIMFが交流するのに貢献した。

コソボはIMFとスタンドバイ取極を結んでおり、これは同国がマクロ金融安定性を保持し、成長見通しを改善するという同国政府の努力を支援している。同国のプリスティナに駐在するIMFのRuud Vermeulen代表は大学でゲスト講師となったり、様々な行事で講演したり、テレビ・ラジオインタビュー、記者会見、新聞や雑誌へ寄稿したりなどして現地のメディアとの交流を広げている。これらの活動は広く聴衆を集め、主要改革の必要性に対する国民の意識向上に一役買っている。これに対する前向きなフィードバックは、IMFが一般的にどんな仕事をしているかや、特にコソボでは何をしているかの公衆のよりよい理解を得るのに貢献していることを示唆している。

## クォータとガバナンス

### IMFクォータ改革

クォータ改革についての「スポットライト」で説明されたように、2016年1月、広範なIMFクォータとガバナンスの改革が発効した。これは世界の金融安定性を支援するのにIMFが果たす役割を強化するための重要なステップだ。改革はIMFの中核資金を大幅に増やして危機に対してより効果的に対処することを可能にする一方、世界経済でダイナミックな新興市場国と途上国が果たす役割の増大をよりよく反映することによりIMFのガバナンスを改善した。この改革は本来2010年の理事会で承認されたが、実際の発効で、加盟国の意見と利益がより大きく反映されることと、21世紀の加盟国のニーズによりよく応えられる現代的なIMFを可能にした。この改革は2008年の総務会で承認された制度的変更に積み上げられたものだ。



2016年4月30日現在、全クォータの99.3%を占める177の加盟国がクォータ増資に賛成し、167カ国がすでに増資分を納入した。この支払によりIMFの総クォータ額は4,716億SDRとなっている。

### ナウル共和国189番目のIMF加盟国に

2016年4月、ナウル共和国はIMFの189番目の加盟国となり、ワシントンDCでセレモニーが開催された。

IMFクォータ出資額で見ると、ナウル共和国は200万SDR(281万ドル)でツバルに次いで2番目に小さい加盟国となる。これは第14次クォータ見直しで同国の出資額が280万SDRに増額されても変わらない。同国は太平洋に位置する人口1万500人、総面積約20平方キロメートルの島国である。ナウル共和国はまた、人口と面積の面でもバチカン市国に次ぐ世界で2番目に小さい国だ。

ナウル共和国の経済はリン鉱石の採掘、オーストラリアへの亡命を希望する者を審査する「オーストラリア地域審査センター」と漁業ライセンス権からの収入に依存している。近年は審査センター業務とリン輸出で強い経済成長を達成していたが、2015年は減速した。

IMFへの加盟は同国の政府当局が経済改革を断行し、開発への課題を克服するのにIMFやほかの国際開発機関が支援することを可能にした。同国はまた、世界銀行にも加盟した。IMFの年次4条審査も受けることになり国際的な分析やIMF融資へのアクセスも得ることになる。同国はフィジーにあるIMF太平洋金融技術支援センターから技術支援を受ける。

## 透明性

経済政策の透明性と経済・金融動向の信頼できるデータが入手可能であることは、経済の健全な政策決定と円滑な機能に不可欠である。IMFは自身の世界経済における役割と加盟国の経済の両方について意味のある正確な情報が世界に向かってリアルタイムで発信されることを確実にするための政策を備えている。

透明性は経済をよりよく機能させ、危機への脆弱性を低める。加盟国の透明性向上は政策のより広い公衆論議と点検を促進し、政策当局者の説明責任と政策信頼性を向上させ、金融市場の効率的で秩序だった働きをもたらす。IMFがその政策と加盟国に与える助言についてより開かれた明確なものにすることは、IMF自身の役割と業務についての理解向上、IMFの政策助言に対する希求の構築、そしてIMFに説明責任を取らせることを容易にすることに貢献する。外部からの審査はサーベイランスやIMF支援プログラムの質の維持を助けるはずだ。

IMFの透明性への姿勢は、公開しないことに強い説得力を持つ特殊な理由がない限り、書類や情報をタイムリーに公開するという大原則を守るということだ。この原則は加盟国の公開に対する任意性も尊重している。

IMF理事会の検討に向け準備される各国の書類(いわゆる「理事会書類」)は通常「任意であるが前提」と想定されている。それは書類の公開は(国の)任意であるが、その公表が前提との意味だ。加盟国の理事会書類の公開は通常、国が反対を表明しない限り行われる。政策論文の公表については、それは前提とされているが理事会の承認が必要となる一方、複数国を扱った書類の公表は、その書類の性格に応じて理事会もしくは関係国の承認が必要となる。

IMFの業務に対する理解の向上と、より広い公衆との交流は主に次の4点で追求されている。1) IMFのサーベイランスと支援プログラムの透明性、2) IMF金融業務の透明性、3) 外部及び内部レビューと評価、そして4) 対外コミュニケーションである。IMFの透明性政策は5年ごとに見直され、前回の見直しは2013年に実施された。上述の「説明責任」と「外部関係者へのアウトリーチと交流」の章も参照されたい。

# IMF理事会

(2016年4月30日)



最後列(左から右): Fernando Jiménez Latorre、Carlo Cottarelli、Ibrahim Halil Çanakci、James Haley (2016年6月3日付け)、Daniel Heller、Subir Gokarn、Steffen Meyer

中列: Menno Snel、Fahad Alshathri、Hazem Beblawi、Jafar Mojarrad、Nguéto Tiraina Yambaye、Sunil Sabharwal、Thomas Ostros、Marzunisham Omar

前列: Otaviano Canuto、JIN Zhongxia、貝塚正彰(2016年6月13日付け)、Chileshe M. Kapwepwe、Aleksandr V. Mozhin、Barry Sterland、Héctor Torres、Stephen Field、Hervé de Villeroché

(選出母体のリストは104ページ)





## マネジメントチーム



(左から右)

**カルラ・グラツソ**、副専務理事兼最高総務責任者

**クリスティーヌ・ラガルド**、専務理事

**古澤満宏**、副専務理事

**デビッド・リプトン**、筆頭副専務理事

**朱民**、副専務理事

(2016年8月22日に任期を終えた朱民氏に代わり張涛氏が副専務理事に就任)



理事及び理事代理 (2016年4月30日現在)

Vacant <i>Sunil Sabharwal</i>	アメリカ
<b>Mikio Kajikawa</b> (梶川幹夫) <i>Tetsuya Hiroshima</i>	日本
<b>JIN Zhongxia</b> <i>SUN Ping</i>	中国
<b>Menno Snel</b> <i>Willy Kiekens</i> <i>Oleksandr Petryk</i>	アルメニア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、グルジア、イスラエル、ルクセンブルグ、マケドニア旧ユーゴスラビア、モルドバ、モンテネグロ、オランダ、ルーマニア、ウクライナ
<b>Steffen Meyer</b> <i>Klaus Merk</i>	ドイツ
<b>Fernando Jiménez Latorre</b> <i>María Angélica Arbeláez</i> <i>Carlos Hurtado López</i>	コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、スペイン、ベネズエラ
<b>Marzunisham Omar</b> <i>Pornvipa</i> <i>Tangcharoenmonkong</i>	ブルネイ、カンボジア、フィジー、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、シンガポール、タイ、トンガ、ベトナム
<b>Carlo Cottarelli</b> <i>Michalis Psalidopoulos</i>	アルバニア、ギリシャ、イタリア、マルタ、ポルトガル、サンマリノ
<b>Hervé de Villeroché</b> <i>Schwan Badirou-Gafari</i>	フランス
<b>Stephen Field</b> <i>Vicky White</i>	イギリス
<b>Barry Sterland</b> <i>Kwang Choi</i> <i>Vicki Plater</i>	オーストラリア、キリバス、韓国、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モンゴル、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、サモア、セーシェル、ソロモン諸島、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ
<b>Serge Dupont</b> <i>Michael McGrath</i>	アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、ドミニカ、グレナダ、アイルランド、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島
<b>Thomas Ostros</b> <i>Kimmo Virolainen</i>	デンマーク、エストニア、フィンランド、アイスランド、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、スウェーデン



<b>Ibrahim Halil Çanakci</b> <i>Christian Just</i> <i>Szilárd Benk</i>	オーストリア、ベラルーシ、チェコ、ハンガリー、コソボ、スロバキア、 スロベニア、トルコ
<b>Subir Gokarn</b> <i>Rupasinghe Gunaratne</i>	バングラデシュ、ブータン、インド、スリランカ
<b>Otaviano Canuto</b> <i>Matheus Cavalleri</i> <i>Jose Fachada</i>	ブラジル、カーボベルデ、ドミニカ共和国、エクアドル、ガイアナ、ハイチ、 ニカラグア、パナマ、スリナム、東ティモール、トリニダード・トバゴ
<b>Chileshe M. Kapwepwe</b> <i>Maxwell Mkwezalamba</i> <i>Fundi Tshazibana</i>	アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ケニア、レソト、 リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、シエラレオネ、ソマリア、 南アフリカ、南スーダン、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、 ザンビア、ジンバブエ
<b>Daniel Heller</b> <i>Ludwik Kotecki</i>	アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、ポーランド、セルビア、スイス、 タジキスタン、トルクメニスタン
<b>Aleksei V. Mozhin</b> <i>Lev Palei</i>	ロシア連邦
<b>Hazem Beblawi</b> <i>Sami Geadah</i>	バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モルディブ、 オマーン、カタール、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン
<b>Jafar Mojarrad</b> <i>Mohammed Daïri</i>	アフガニスタン、アルジェリア、ガーナ、イラン、モロッコ、 パキスタン、チュニジア
<b>Fahad Alshathri</b> <i>Hesham Alogeel</i>	サウジアラビア
<b>Nguéto Tiraina Yambaye</b> <i>Mamadou Woury Diallo</i> <i>Mohamed Lemine Raghani</i>	ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、 コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、 ガボン、ギニア、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ニジェール、ルワンダ、 サントメ・プリンシペ、セネガル、トーゴ
<b>Héctor Torres</b> <i>Oscar Hendrick</i>	アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ

幹部 (2016年4月30日現在)

地域局

<b>Antoinette Monsio Sayeh</b>	アフリカ局長
<b>Chang Yong Rhee</b>	アジア太平洋局長
<b>Poul Thomsen</b>	欧州局長
<b>Masood Ahmed</b>	中東中央アジア局長
<b>Alejandro Werner</b>	西半球局長

機能局

<b>Gerard T. Rice</b>	コミュニケーション局長
<b>Andrew J. Tweedie</b>	財務局長
<b>Vitor Gaspar</b>	財政局長
<b>Sharmini A. Coorey</b>	能力開発局長
<b>Sean Hagan</b>	法律顧問兼法律局長
<b>José Viñals</b>	金融顧問兼金融資本市場局長
<b>Maurice Obstfeld</b>	経済顧問兼調査局長
<b>Louis Marc Ducharme</b>	統計局長
<b>Siddharth Tiwari</b>	戦略政策審査局長

## 広報・地域事務所

<b>Odd Per Brekk</b>	アジア太平洋地域事務所長
<b>Axel Bertuch-Samuels</b>	国連特別代表
<b>Jeffrey Franks</b>	欧州事務所長兼欧州連合上級常駐代表

## サポート・サービス局

<b>Chris Hemus</b>	コーポレートサービス・設備局長
<b>Mark W. Plant</b>	人事局長
<b>Susan Swart</b>	主席情報官兼情報技術局長
<b>Jianhai Lin</b>	秘書局長

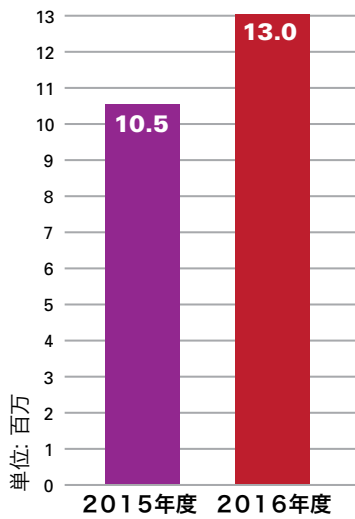
## 特別室

<b>Clare Brady</b>	内部監査室長
<b>Daniel A. Citrin</b>	予算企画室長
<b>Kenneth Miranda</b>	投資顧問室長
<b>Moisés Schwartz</b>	独立評価機関局長



## 2016年度、デジタル年を振り返る

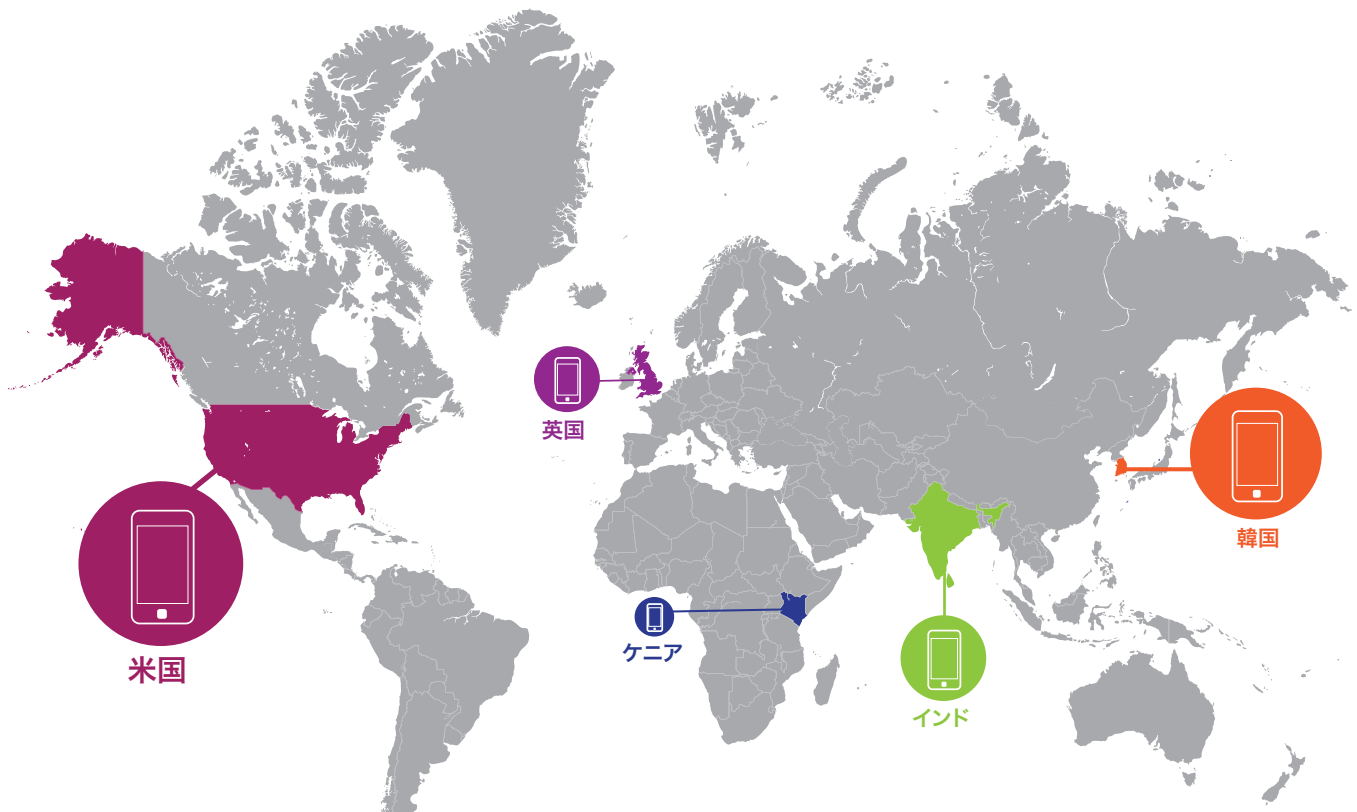
### imf.orgページのユニーク訪問者数が26%増加



### imf.orgページビュー、上位10カ国

1. 米国
2. 英国
3. 韓国
4. インド
5. 日本
6. ドイツ
7. フランス
8. 中国
9. カナダ
10. メキシコ

### モバイル上位5カ国 米国、英国、ケニア、インド、韓国



## パート 4

## これから

2017年度に行われているIMFの主要な活動には、クォータの見直し、金融部門の評価、財政リスク、租税政策、所得・ジェンダーの不平等、気候変動、及び腐敗対策などがある。



### クォータの見直し

前回の見直し結果が2016年1月に発効になったことから、IMFは新たなクォータ計算式を含む次の見直しの完了に注力している。



### 金融セクター評価

IMFは、システミックリスク、相互連関性、及びマクロプルーデンス・危機管理政策を重点的に分析する。



### 財政に関する活動

IMFのペーパーは、加盟国がその財政ポジションへの潜在的な脅威や、様々な租税政策のマクロ経済の安定性への影響への理解を、どのように深める必要があるかを示している。



### 所得とジェンダーの不平等

IMFは、所得の不平等と成長の連関性、財政政策の影響、及びジェンダーの不平等を分析する。



### 気候変動

IMFは、気候変動の財政、マクロ経済、及び金融への影響と、エネルギーの価格設定を重点課題としている。



### 腐敗対策

優先事項は、透明性、規範、及び実効的な制度

## これから

### 第15次クォーター一般見直し

2016年1月に第14次クォーター一般見直しが有効となり理事会改革に関する改正が発効したことを受け、IMFは、2017年10月までに次期見直しを完了することに注力している。

第15次見直しに関する理事会の作業は、第14次見直しの枠組みの中での2010年の改革として知られる一連のクォータ及びガバナンス改革の実現が遅れていたことから、延期されていた。

2016年2月1日、理事会は総務会に2016年1月26日に理事会改革修正案が発効したことを報告した。これにより、14次見直し下でのクォータ増額が実現することになる。理事会は、15次見直しの枠組みのなかでクォータが十分であるか否かについての見解をまとめていなかったことから、総務会に15次見直しの継続を提案した。2016年2月19日、総務会は決議を採択し、15次見直しが未完了であることに遺憾の意を表すとともに、理事会に対しそれまでの合意に沿って、2017年の年次総会までに見直しを完了すべく、15次見直しの作業を早急に行うよう要請した。

2016年4月16日、IMFの国際通貨金融委員会 (IMFC) は、14次見直しの「クォータ増額が有効となった」こと、そして理事会改革改正が発効したことを強く歓迎した。IMFCは、理事会に対し、新たなクォータ計算式も含む15次見直しの、2017年年次総会までの「完了に向け迅速に取り組む」ことを要請した。IMFCは、2016年の年次総会で進捗報告を期待すると述べた。



### ボックス4.1: クォータ計算式

現行のクォータ計算式は2008年に承認された。世界のトータルで占める割合で示される、GDP、開放度、経済変数、及び国際準備資産という四つの変数を含んでいる。変数は、合計1.0となるよう加重される。計算式は、計算されたクォータのシェアの加盟国間でのギャップを減らすために「圧縮因子」も含まれ、小国より大国により大きく影響する。計算式は

$$CQS = (0.5*Y + 0.3*O + 0.15*V + 0.05*R)k$$

で、

CQS = 算出されたクォータシェア

Y = 過去3年間の市場為替レート(比重60%)を基にしたGDPと、購買力平価(PPP)為替レート(同40%)の平均をベースとしたGDPの、混合的なGDP

O = 過去5年間の経常支払と経常収入(財、サービス、収入、移転)の合計の年平均

V = 経常収入とネットの資本フローの変動性(過去13年間の中心的な3年間のトレンドからの標準偏差で測定)

R = 外貨準備高(外貨、SDR保有高、IMFのリザーブポジションおよび貨幣用金)の過去1年間の12カ月の平均

k = 圧縮因子(0.95)。圧縮因子は、圧縮前の算出されたクォータシェアに使われ、その後合計が100になるよう変更を加える。

クォータ計算式の包括的な見直しが、2013年1月に終了した。その際、新たなクォータ計算式の最終合意の基本となり得る主要な要素の特定で大きく進展した。新たなクォータ計算式に関する広範な合意は、単独ではなく15次見直しのなかで構築されるのが最善であるという点で合意した(理事会による、総務会向けクォータ計算式の見直し結果に関する報告書を参照)。





IMFCは声明で以下のように述べた。「今回の(15次)見直しにおけるクォータ・シェアの調整の結果、ダイナミックな国々のシェアが、これらの国々の世界経済における相対的な地位に沿って増加し、その結果、新興市場国・途上国全体としてのシェアが増大しうることが期待される。我々は、最貧国のメンバーの発言権と代表性を保持することにコミットしている。

我々は、強固でクォータを基礎とし、かつ十分な資金基盤を有するIMFを維持するという我々のコミットメントを再確認する」。

### 2017年度の金融セクター評価プログラム行動計画

加盟国の金融システムの安定性を評価するIMFの金融セクター評価プログラム(FSAP)は、2017年度、一部の最大かつ最も相互関連性の高い金融システムに焦点を定めることになる。IMFのFSAPは、一部のユーロ圏の国々で現在行われている。これは、欧州銀行同盟の設立など、危機後の改革を経て誕生した新たな規制及び監督環境下での初の評価である。

世界金融危機を受け、2010年にIMF理事会は、世界最大規模の25金融システムについて、5年ごとの金融の審査を義務化すること

で合意した。FSAPの直近の見直しは2015年度に行われ、対象国が29カ国へと拡大した。2017年度にFSAPの下で金融の安定性評価を完了する予定の国は、ドイツ、イギリス、アイルランド、メキシコ、ロシアなどとなっている。中国とスペインを対象とした審査は、既に開始しており、2018年度に完了する予定だ。

FSAPでは、全ての国の金融の安定性について以下主要3要素を評価する。

- 銀行や他の主要金融機関の耐性。ストレステストやシステミックリスク要因の分析などを通して行う。
- 金融システムの監督の質。マクロプルーデンスの枠組みを考慮する。対象は、銀行、証券、保険、その他のシステム上重要と判断されるサブセクターなど。
- 政策担当者と金融セーフティネットの、深刻な金融ストレスへの実効的な耐性・対応能力

FSAP評価の目的は大きく分けて二つある。ひとつは、金融部門の安定性及び健全性の評価であり、成長と発展への潜在的な貢献度の評価である。IMFは、各国での関心事や懸念事項を分析できるよう各国の評価を調整する。2017年度、IMFチームは、システミックリスク、相互関連性、マクロプルーデンス及び危機管理政策を重点的に分析する。FSAPの分析結果は、4条協議プロセス下でのより大局的な各国経済のサーベイランスの重要なインプットにもなる。



## 進行中の財政に関する活動

### 財政リスクの分析と管理・最善慣行

世界金融危機と直近の一次産品価格の崩壊で明らかになったように、財政リスクの包括的な分析及び管理が、健全な公共財政とマクロ経済の安定性の確保に資する。実際、これまで25年間を振り返ると、様々な国が12年に1度、平均で対GDP比6%規模の負の財政ショックを経験している。

IMFは、加盟国の財政リスクの分析・管理の改善支援で重要な役割を果たしている。2017年度初めに発表されたペーパー「財政リスクの分析と管理(Analyzing and Managing Fiscal Risks)」は、加盟国がその財政ポジションへの潜在的な脅威への理解をどのように深める必要があるかを示している。財政ストレステストによる財政にかかる潜在的なショックの包括的かつ総合的な評価が、政策担当者が主要な見通しへのショックの影響をシミュレーションするのに役立つ。そうした分析の土台として、全ての公的機関、株、フローを把握した包括的で信頼できる時宜を得た財政データが不可欠である。

同ペーパーは、各国は、財政リスク管理手段を拡大し、リスクの移転や共有を進める制度やリスクの引当金などを駆使し、財政リスクを軽減し管理する能力を向上させるべきだと指摘している。これにあたり、各国は、ショックに晒される度合いを減らすことで期待できる便益を、必要となるかもしれない政策がもたらし得る金融コストや他のコストと比較すべきである。

各国は、財政政策の長期目標や中期的ターゲットを定める際、確率的予測手法をこれまで以上に活用すべきである。この手法は、公的債務の中期的な道筋をめぐり不確実性を明確にするために利用することができる。財政のストレステストと組み合わせることで、こうしたツールは、国が自らの財政ルールで定めた債務上限内に収まる可能性についての貴重な情報を提供することができる。

IMFは、財政リスクの評価と管理で加盟国を支援している。公的部門のバランスシートの作成、特定の財政リスクの割り出しとその潜在的なインパクトの数値化のための制度と能力の構築、財政のストレステストの実施、さらにはリスクの中期財政目標への組み込みで技術支援を行っている。

### 租税政策、レバレッジ及びマクロ経済の安定性

2017年度に「租税政策、レバレッジ及びマクロ経済の安定性(Tax Policy, Leverage, and Macroeconomic Stability)」に関する理事会向けペーパーが発表される。このペーパーでは、様々な租税政策の内容がマクロ経済の安定性に及ぼす影響について検証している。主要な点のひとつが、多くの法人税制度で現在債務と自己資本が異なる扱いを受けており、これが企業のレバレッジの選択に影響を及ぼしている点だ。法人の高債務比率を助長することで、こうした税の優遇措置は、企業の経営をさらに悪化させ、最終的にマクロ経済の安定性リスクに影響を及ぼすかもしれない。



同ペーパーは、異なるタイプの支払利子控除の制限や自己資本利益に対する同等の控除、あるいは両者を組み合わせるといった、債務へのバイアスを中和する租税政策改革の実効性と効率性を検証した。企業レベルのデータと過小資本税制に関する新たに構築したデータベースを用い、同ペーパーは事例を基に、最近導入された企業債務比率に関する政策を評価するとともに、企業のデフォルトリスクのより広範な指標に及ぼす影響を分析している。また、様々な改革の歳入への影響も評価している。

さらに、金融安定性リスクの軽減で補正的課税が果たす役割も検証している。たとえば、特別銀行税は、銀行の資本増強を促し結果金融の安定性の強化に資する。さらに、キャピタル・ゲイン税、資産譲渡税、財産に対する定期的な課税といった租税政策は、不動産価格の動向に影響を及ぼし、結果、リスクを軽減する可能性がある。こうした政策は、そのより広範な福祉への影響に照らし評価される。

### 所得の不等、ジェンダーの不等

近年IMFは、マクロ経済関連の活動において、所得格差やジェンダー格差に関連した問題の分析及び政策助言に重点を置くようになっていく。この活動は、途上国、新興市場国、そして先進国含めた全ての

IMF加盟国において等しく、経済成長の強化のための政策に関連しておりまた重要であると認識されるようになっていく。

IMFCは、2016年4月の声明で、「IMFのマンデートの範囲内かつマクロ的に重要である限り、他の機関の専門性を利用することも含め」「所得不平等、ジェンダー不平等、(及び)金融包摂」といった課題への取り組みを歓迎した。

2010年代前半にIMFは、画期的な分析を行うなどこうした分野での取り組みをスタートさせたが、2015年度・2016年度は、分析結果を試験的に加盟国で応用する方向性にシフトを始めた。作業の次の段階は、より広範な国々での分析の政策含意に対するIMFの理解を深めること、そして、その理解を政策助言に一段と生かすことが含まれよう。

### 所得の不平等

不平等と成長の連関性を分析し、不平等への財政政策の影響を検証するために、多くのリサーチが行われている。なかでも、「格差と持続不可能な成長 (Inequality and Unsustainable Growth)」（2011年）、「再分配、格差、成長 (Redistribution, Inequality, and Growth)」（2014年）、及び「所得格差と財政政策 (Income Inequality and Fiscal Policy)」（2015年）といった、ペーパーが





近年発表されている。この作業は、IMFの旗艦刊行物でも続けられた。なかでも2015年10月のアフリカ地域経済見通しは「サブサハラアフリカの不平等と経済への影響(Inequality and Economic Outcomes in Sub-Saharan Africa)」という章で、また、2016年5月のアジア太平洋地域見通しでは、「成長の配当を共有する：アジアの不平等の分析(Sharing the Growth Dividend: Analysis of Inequality in Asia)」という章でこの問題を扱った。さらに、「成長の配当を共有する：アジアの不平等の分析(Sharing the Growth Dividend: Analysis of Inequality in Asia)」をはじめとする様々なワーキングペーパーがこの問題を取り上げた。

2016年度、スタッフの分析についてパイロット実施9カ国の当局と議論を行い、これが各国の年次「健康診断」である4条協議報告書など、サーベイランス報告書に取り入れられた。これら報告書についてIMF理事会が議論し、理事会の見解は関係国当局に伝えられる。

パイロット実施国の4条協議報告書で扱われる項目のなかで、不平等に関連するものは以下の通り：不平等と貧困の比較分析、成長の包摂性、歳出構成、補助金改革、税の累進性、及び金融包摂。なかには、4条協議の分析で、改革の行程表や当局が計画したもしくは検討中の計画の評価を行ったケースもあった。

は、4条協議の分析で、改革の行程表や当局が計画したもしくは検討中の計画の評価を行ったケースもあった。



の取り組みへの支持を表明した。2016年1月の、気候変動の財政、マクロ経済、及び金融への影響に関するスタッフ・ディスカッション・ノートに続き、この分野の作業は、エネルギーの価格設定という、IMFが長期にわたり専門知識を蓄積してきた分野での試験的な加盟国での取り組みにシフトした。

エネルギーの価格設定は、既にサーベイランス及び技術支援でカバーされている。アフリカ、中東及び西半球の国々での試験的作業では自動価格設定へのシフトの所得分配への影響や環境コストに対応するための税の評価などが重点的に行われている。

今後、IMFの不平等にかかわる活動では、政策のトレードオフ、改革、及びコストをより重点的に扱う予定である。また、特に、成長関連の改革と不平等の結びつきが極めて顕著な途上国で、不平等の分析とIMFの構造改革に関する作業をリンクさせることになる。これは、年度を通し、構造改革、不平等、及び成長に関する主要なリサーチペーパーのテーマとなる。

国、局において既に研究は行われ、「知識の共有」、つまり、研究、基本的な方法論とツール、及び各国の経験の普及により重点が置かれるようになっている。IMF内で、知識の共有と不平等の研究とその影響の強化で有用であろう相乗効果を生み出すことを目的とした作業が精力的に進められるだろう。



## ボックス4. 2: 気候変動と戦う

2016年4月の会合でIMFCは、IMFが行っている気候変動へ

また、気候関連事項に関する国別の作業も進められており、たとえば、対メキシコ4条協議報告書の特定事項に関するペーパー「メキシコへの炭素税の提案」、対米4条協議の中での炭素税への言及、及び33カ国におけるエルニーニョのマクロ経済・価格への影響の研究なども行われている。

2015年12月のパリでの国際合意(気候変動緩和の進展のための枠組みを提供)を受け、炭素価格の重要性が多くの国で増すと考えられる。IMFは、各国を支援するためのツールを開発するとともに、この分野での技術支援の重要性が高まると見込んでいる。気候関連対策のための政策立案のための更なる作業が今後、必要になるかもしれない。



## ジェンダーの不等

ジェンダーの不等に関するIMFの活動は、画期的なリサーチと国別の作業をリンクさせる、すなわち分析結果・分析手法をIMFの日常の業務に組み込む、というモデルを使っている。

2016年度、同分野におけるIMFの研究を深めた2本の重要なペーパーが発表された。スタッフ・ディスカッション・ノート「変化を促す：女性のエンパワーメントと所得の不等への挑戦 (Catalyst for Change: Empowering Women and Tackling Income Inequality)」と、所得とジェンダーの不等の直接的関係を検証した「欧州における女性の雇用の可能性を解き放つ：原動力と利点 (Unlocking Female Employment Potential in Europe: Drivers and Benefits)」である。また、別のワーキング・ペーパー「男女平等と女性の進出のトレンド (Trends in Gender Equality and Women's Advancement)」では、ジェンダーの不等と女性の進出の特定の指標、及びジェンダーの不等指数のトレンドを検証した。

今年度、所得の不等に関する作業と同様、パイロット実施国で作業が行われた。カントリーチームのグループがまず結成され、ジェンダー問題の分析に取り組み加盟国側と分析結果について議論した。その後分析結果は、4条協議報告書に取り入れられ理事会が協議した。こうした試験的なケースのほとんどで、4条協議報告書とともに特定事項に関するペーパーを作成するなど、分析と政策提言双方を行った。国別ケースでは、女性の労働参加の原動力を分析し、公的インフラ支出や育児サービスの拡大、労働市場制度の役割などIMFの専門知識内で政策の選択肢を提示した。

たとえば、2016年の対インド4条協議の一環で、「インドのジェンダー不平等とインフォーマリティのマクロ経済への影響 (Macroeconomic Impacts of Gender Inequality and Informality in India)」と題された特定事項に関するペーパーが作成された。ここでは、ジェンダーにターゲットを絞った施策の労働市場における女性への影響及び経済活動全般への影響を分析した。

こうした国別の試験的な作業に加え、現在、複数の地域で4条協議の枠組みの中で、ジェンダーの不等に関する作業を一部のカントリーチームが行っている。これは2017年度も継続される予定だ。

その他新年度で継続される作業には、複数の試験的なケース及び国際的な研究のフォローアップなどがあり、ここでは、マクロ経済政策のジェンダーギャップ、ジェンダーの不等及び成長への影響などが対象となる。

また、ジェンダー予算を重視し、ジェンダー予算に関する考えを概観するとともに世界的な関連する取り組みの調査についてのペーパーを作成するなど、各国がこれらを各々のイニシアティブの計画の基礎として活用できるようにする。この作業では、ジェンダー予算の取り組みのデータセットも作成する予定で、これにより、加盟国が政府プログラムや政策にジェンダー問題を取り入れるための道筋を開拓する努力を支えることができる。

最後に、女性、労働、及び経済成長に関する書籍を2016年の年次総会までに発表する予定である。ここでは、成長、雇用創出及びジェンダーの平等という相互に関連した課題を検証する。





## 腐敗：そのコストと改善のための戦略

腐敗が経済にもたらす直接的な影響は十分に認識されているが、間接的なコストは実はより実質的な影響を及ぼし経済を弱らせ、低成長と所得格差の拡大を引き起こすかもしれない。

また、腐敗は社会をより広く蝕む。これにより、政府への信頼や市民の倫理基準が毀損される。

—クリスティーヌ・ラガルド専務理事、2016年5月  
イギリスに関する政策ペーパー「腐敗と戦う：エッセー」

直近の推計によると、収賄によるコストは年間で約1.5兆ドル～2兆ドル、世界GDPの約2%規模に及ぶという。多くの国で成長と雇用の見通しが引き続き抑制され腐敗に注目が集まり怒りが蓄積されている環境において、先進国・途上国を含め世界的に腐敗対策がますます重要になっている。腐敗が包摂的成長を実現する国の能力を大きく毀損しかねないという認識がますます高まっている。

2017年度はじめに発表されたスタッフ・ディスカッション・ノート「腐敗と戦う：コストと軽減のための戦略(Corruption: Costs and Mitigating Strategies)」は、賄賂の授受やビジネス界と政府の間のネットワークを用い公的な政策を私物化するといった、公職にある人の私的な利益を得るための権利の濫用に起因する腐敗について検証した。IMFの加盟国の腐敗対策支援の経験は、透明性、法規範、及び実効的な制度を優先事項とすべきだと示唆している。

IMFは、データ公表、財政政策、及び金融政策・金融部門政策といった分野での透明性と説明責任の国際基準の遵守を推進している。ボリビア、フィンランド、アイルランド、フィリピンなどを対象とした、11件の財政の透明性の評価を発表した。マネーロンダリングに関する金融活動作業部会(FATF)やその地域組織と密接に連携し、IMFは国

際基準の遵守状況を評価し、加盟国の資金洗浄防止のための取り組みも支援している。IMFは、政策助言、専門知識、研修を提供している。

IMFは、FATFの「ブラックリスト」を回避あるいはこれからの削除でも加盟国を支援している。FATFのブラックリストは、資金

洗浄・テロ資金調達での世界的な戦いで非協力的とされた国々のリストである。ラテンアメリカの最近のケースでは、IMFと共同で作成した対資金洗浄戦略が、コスタリカ、パラグアイ、ペルー及びウルグアイで大統領の承認を受けた。ガーナ、ミャンマー、ネパール、スーダンでは、グレーリストからの削除でIMFは支援した。

金融の高潔性の原則と慣行を世界の官公庁や中央銀行で取り入れるために、IMFは金融インテリジェンス、法律案の起草、国家戦略、リスク評価及び銀行・ノンバンク機関の監督と規制で、関連機関を支援している。IMFは、公的資金の振り分けで中核に位置する予算の役割を向上させるため、財政枠組み及び予算編成の強化で助言を行っている。2015年度、IMFは、アフリカ、アジア、ラテンアメリカ、及び中東にある9カ所の地域技術支援センターを通じた支援に加え、公共財政管理で加盟国を支援するために、約100の技術支援代表団を派遣した。



## 世界的課題

世界金融危機の発生から8年が経過したが、世界経済の見通しは引き続き不透明だ。大半の先進国・地域で成長は依然低迷を続け、多くの新興市場国・途上国では成長が減速している。成長が低迷しているだけでなく、成長の共有で公平さに欠けることが多く、これにより、改革への支持や貿易の開放・移住者に対する寛容性が損なわれるなど、新たな課題を突きつけている。

金融市場と一次産品の一部は、本年度急落したが、2月半ばまでには回復を始めた。しかし、2016年6月23日の、英国の欧州連合離脱という国民投票の結果により、不確実性が増大した。こうした変化を受け、IMFは2016年7月の世界経済見通し改訂見通しで、2016年・2017年の成長予測を4月のWEOから若干下方修正した。

2016年7月に中国で開かれたG20財務相中央銀行総裁会議に提出した文書でIMFは、リスクを抑え込み短期的・長期的に成長を再活性化するために緊急に措置を講じる必要のある主要な政策分野を示した。

### ブレグジット(英国の欧州連合離脱)とその影響がもたらす不確実性を軽減する。

イギリスと欧州連合間の貿易の利益を可能な限り維持するような、両者の新たな関係への円滑かつ予見しやすい移行が極めて重要である。交渉の行方については不透明感が残るものの、政策担当者には、金融市場の混乱が世界の見通しを脅かすようなことがあれば、断固たる措置をとれるよう準備しておくべきである。

### 効果的なマクロ経済支援を行う。

需要が十分でないところでは、構造改革やバランスシートの改革を行うとともに金融政策での下支えを継続し、財政余力を活用するなど強固な財政枠組みに裏打ちされた成長志向の財政政策を継続することで政策の相乗効果を生かす、広範なアプローチが必要である。なかでも、政策余力がある債権国での内需支援策の強化が、対外不均衡の是正にも寄与するだろう。

### 過剰債務に対処する。

多くの先進国・地域において、投資を促し脆弱性を封じ込めるとともに、金融政策の伝播を改善するには、バランスシートの修復が依然不可欠となっている。企業の過剰債務をはじめとする金融リスクへの対処は、一部の新興市場国・地域でやはり重要であり、またこれは、中国の新たな成長モデルへの移行においても重要な要素である。これには公的資金の投入が必要となる可能性がある場合もある。

### 長期的成長を促進し、成長の包摂性を高める。

G20は、G20の成長戦略の断固たる実施を促し、短期的に成長に大きな影響を及ぼす構造改革を優先することで、これを先導することができる。G20の会議のために作成されたスタッフペーパーは、G20諸国における構造改革の優先事項の概要を示している。

### 多国間の措置を強化する。

貿易の統合の再活性化は、貿易の恩恵を広く確実に共有することと同様、世界貿易の促進において引き続き不可欠である。世界経済の回復を脅かしかねない地政学的な波及効果の監視を含めてグローバルなセーフティネットの強化もやはり肝要である。

# 注釈

## パート1ー概観

専務理事のグローバル政策アジェンダ: <http://www.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=5031>

2016年4月GPA: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2016/041416.pdf>

小規模途上国におけるマクロ経済の発展と課題: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/030915.pdf>

## スポットライト

IMF総務会、クォータ及びガバナンスの抜本的改革を承認、2010年12月16日、Press Release No.10/477: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10477.htm>

IMF総務会、大差でクォータ及びボイスの改革を採択、2008年4月29日、Press Release No. 08/93: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2008/pr0893.htm>

「国際通貨制度の強化:これまでと今後」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2011/032311.pdf>

理事会のワークプログラム: <http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=89>

ファクトシートー統合されたサーベイランス決定: <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/isd.htm>

IMF、金融部門のサーベイランスの戦略を提示、Public Information Notice (PIN) No.12/111: <http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2012/pn12111.htm>

2015年波及効果報告書: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/060815.pdf>

「国際通貨制度を強化するー再考」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2016/022216b.pdf>

国際金融セーフティネットは十分か: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2016/031016.pdf>

IMF理事会、2015年SDRの価値の見直しを完了、Press Release No.15/543: <https://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15543.htm>

IMF理事会、現行のSDR通貨バスケットを2016年9月30日まで延長することを承認、Press Release No.15/384: <https://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15384.htm>

IMF理事会、特別引出権 (SDR)バスケットの見直し完了、人民元を構成通貨に採用、Press Release No.15/540: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15540.htm>

「またとない機会をつかむ」、クリスティーン・ラガルドIMF専務理事基調演説、ブルッキングス研究所、ワシントンDC: <http://www.imf.org/external/np/speeches/2015/070815.htm>

ファクトシートーIMFと持続可能な開発目標: <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/sdg.htm>

第3回国際開発資金会議、エチオピア・アディスアベバ: <http://www.un.org/esa/ffd/ffd3/>

「開発資金:途上国向けの金融セーフティネットの強化」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/061115b.pdf>

「開発資金:モンテレイ合意の見直し」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/061515.pdf>

「大志を実現する:持続可能な開発目標支援のための政策」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2015/sdn1518.pdf>

「パリの後:気候変動の財政、マクロ経済、及び金融への含意」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2016/sdn1601.pdf>

ファクトシートーIMFラピッド・クレジット・ファシリティ: <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/rcf.htm>

太平洋小国の自然災害と気候変動へのマクロ経済の耐性を高める: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2015/wp15125.pdf>

小規模途上国におけるマクロ経済の発展と課題: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/030915.pdf>

## 地域別ハイライト

第33回国際通貨金融委員会 (IMFC) コミュニケ、議長メキシコ中央銀行総裁アグスティン・カルステン議長: <http://www.imf.org/external/np/cm/2016/041616a.htm>

「欧州における難民急増:経済面の課題」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2016/sdn1602.pdf>

チェコ共和国:金融システム評価アップデート: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2012/cr12177.pdf>

前進するアジア会議:未来に投資する、インド・ニューデリー: <http://www.imf.org/external/np/seminars/eng/2016/advancingasia/>

IMF及びインド、地域研修技術支援センター設立へ、Press Release No. 16/102: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr16102.htm>

アジアの金融の未来:開発のための資金、インドネシア・ジャカルタ: <http://www.imf.org/external/np/seminars/eng/2015/indonesia/index.htm>

アジアの金融の未来: <http://www.imfbookstore.org/ProdDetails.asp?ID=TFAFE&PG=1&Type=BL>

IMF理事会、ネパールにラピッド・クレジット・ファシリティ下で4,970万ドルの拠出を承認、Press Release No. 15/365: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15365.htm>

ファクトシートーラピッド・クレジット・ファシリティ (RCF): <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/rcf.htm>

ナウル共和国、IMFの189番目の加盟国へ、Press Release No. 16/167: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr16167.htm>

ファクトシートー政策支援インストルメント:「モバイル決済関連事項の監督」: <https://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2014/wp14123.pdf> <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/psi.htm>

政府財政統計マニュアル2014: <http://www.imf.org/external/Pubs/FT/GFS/Manual/2014/gfsfinal.pdf>

消費者物価指数 (CPI) データ: <http://data.imf.org/CPI>

IMFデータ: <http://data.imf.org/?sk=4FFB52B2-3653-409A-B471-D47B46D904B5>

IMF理事会、ドミニカにラピッド・クレジット・ファシリティ下での870万ドルの拠出を承認、Press Release No. 15/483: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15483.htm>

ファクトシートーラピッド・クレジット・ファシリティ (RCF): <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/rcf.htm>

## パート2-IMFの活動内容

### 経済サーベイランス

世界経済見通し: <http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=29>

国際金融安定性報告書: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/gfsr/index.htm>

財政モニター: <http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=262>

### 国別サーベイランス

4条協議あるいは義務的金融の安定性評価の完了が18カ月以上遅れている加盟国のリスト: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2016/033016.pdf>

2014年の3年毎のサーベイランスレビュー: <http://www.imf.org/external/np/spr/triennial/2014/index.htm>

IMFサーベイランスにおけるバランスシートの分析: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/073014.pdf>

IMF理事会、IMFサーベイランスの公平性の原則及び懸念の報告のための新規メカニズムについて協議、Press Release No. 16/91: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr1691.htm>

2014年の3年毎のサーベイランスレビューー外部調査ーIMFサーベイランスの公平性: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/073014h.pdf>

CEMAC:より力強く包摂的な成長のためにコミュニティを強化する、クリスティーヌ・ラガルド国際通貨基金専務理事、ヤウンデ: <http://www.imf.org/external/np/speeches/2016/010816.htm>

ファクトシートー金融セクター評価プログラム: <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/fsap.htm>

米国金融セクター評価プログラム・金融システムの安定性評価: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2015/cr15170.pdf>

IMF理事会、2015年対イラン4条協議を終了、Press Release No. 15/581: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15581.htm>

### マルチラテラル・サーベイランス

対外部門の安定性に関する第4次報告書: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/062615.pdf>

仮想通貨とこれから:初期考察: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2016/sdn1603.pdf>

2015年対外部門の安定性に関する報告書ー国別経済評価: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/062615a.pdf>

2015年波及効果報告書: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/060815.pdf>

2015年 対外部門の安定性に関する報: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/062615.pdf>

「低所得途上国におけるマクロ動向と見通し:2015」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/111915.pdf>

IMF理事会、「低所得途上国におけるマクロ動向と見通し:2015」について議論、Press Release No. 15/566: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15566.htm>

Gruss、Bertrand. 2014年。「ブームの後ーラテンアメリカ及びカリブ諸国の一次産品価格と経済成長」。地域経済見通し:西半球:膨らむ課題。国際通貨基金、ワシントン、4月: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/reo/2014/whd/eng/pdf/wreo0414.pdf>

低所得国及び他の途上国における金融政策枠組みの変化ー背景報告書:各国の体験: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/102315a.pdf>

低所得国及び他の途上国における金融政策枠組みの変化: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/102315.pdf>

低所得国の公的債務の脆弱性:変化する全体像: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/110215.pdf>

低所得国の選択肢:投資の税優遇制度の効果的かつ効率的な利用: <http://www.imf.org/external/np/g20/pdf/101515a.pdf>

小規模中所得国の可能性を解放する: <http://www.elibrary.imf.org/page/africa-move-excerpt?redirect=true>

小規模中所得国ー水準を引き上げる会議、ボツワナ・ハボロネ: <http://www.imf.org/external/np/seminars/eng/2016/sm/c/>



ラテンアメリカの金融統合: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2016/030416.pdf>

IMF理事会、IMFの融資枠組みとソブリン債務について協議、Press Release No. 14/294, June 20, 2014: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14294.htm>

IMF理事会、例外的アクセスを伴う融資枠組みの改革を承認、Press Release No. 16/31, January 29, 2016: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr1631.htm>

IMF理事会、公的債権者に対する延滞債務への非寛容政策の改革を協議、Press Release No. 15/555: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15555.htm>

## 政策助言

「金融包摂:金融包摂:マクロ経済の多様な目標を実現することができるか」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2015/sdn1517.pdf>

アジアの金融の未来:開発のための資金会議2015、インドネシア・ジャカルタ: <http://www.imf.org/external/np/seminars/eng/2015/indonesia/>

全ての人に金融を:中部アフリカの金融包摂を促進する、コンゴ・ブラザヴィル: <http://www.imf.org/external/np/seminars/eng/2015/brazzaville/>

金融包摂:マクロ経済と規制面の課題会議: <http://www.imf.org/external/np/seminars/eng/2016/finincl/>

金融アクセスサーベイ: <http://data.imf.org/?sk=E5DCAB7E-A5CA-4892-A6EA-598B5463A34C>

IMF理事会、世界金融危機の間のIMF支援プログラムに関する見直しを終了、Press Release No. 15/563, December 16, 2015: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15563.htm>

危機関連プログラムの見直し: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/110915.pdf>

直近の危機関連プログラムの2009年の見直し: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2009/091409.pdf>

財政政策と長期的成長: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/042015.pdf>

資本フローの自由化及び管理に関する指針書: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/042513.pdf>

資本流出を管理する—管理に関する再考: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/120315.pdf>

「対外バランス評価評価(EBA)手法」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2013/wp13272.pdf>

対外部門の安定性に関する報告書: <http://www.imf.org/external/np/spr/2015/esr/>

2014年の3年毎のサーベイランス・レビュー: <http://www.imf.org/external/np/spr/triennial/2014/index.htm>

専務理事の行動計画: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/112114.pdf>

構造改革とマクロ経済パフォーマンス:IMFへの初期的考察: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/101315.pdf>

構造改革とマクロ経済パフォーマンス:国別考察: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/101315a.pdf>

世界経済見通し: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2016/01/>

G20向けスタッフ・ノート—構造改革のための指針となる枠組み: <https://www.imf.org/external/np/pp/eng/2016/033116.pdf>

第3回国際開発資金会議、エチオピア・アディスアベバ: <http://www.un.org/esa/ffd/ffd3/>

「紛争後・脆弱な状況にある加盟国とのIMFの関与—再考」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/050715.pdf>

「脆弱な状況下にある国でのマクロ経済及びオペレーションの課題」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2011/061511a.pdf>

脆弱な状況にある加盟国とのIMFの関与—スタッフ向け指針書: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2012/042512.pdf>

ラビッド・クレジット・ファシリティ: <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/rcf.htm>

G20加盟国の所得格差と労働所得シェアトレンド、影響、原因: <https://www.oecd.org/g20/topics/employment-and-social-policy/Income-inequality-labour-income-share.pdf>

公共投資の効率性を高める: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/061115.pdf>

公共投資運営評価(PIMA): <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/061515.pdf>

「開発資金:モンテレー合意の見直し」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/061515.pdf>

「金融政策と金融の安定性」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/082815a.pdf>

国際金融安定性報告書: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/gfsr/index.htm>

ファクトシート—IMFサーベイランス: <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/surv.htm>

データ基準イニシアティブ第9次見直し: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/040615.pdf>

## 融資

IMF理事会、対コロンビア、2年54.5億ドル規模のフレキシブル・クレジットラインを承認、Press Release No.15/281: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15281.htm>

IMF理事会、対コソボ共和国、1億4,750万ユーロ規模のスタンドバイ取極を承認、Press Release No.15/362: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15362.htm>

IMF理事会、対ケニアスタンドバイ取極及びスタンドバイ・クレジット・ファシリティの延長を承認、Press Release No.16/29: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr1629.htm>

IMF理事会、対ポーランド共和国2年・230億米ドル規模のフレキシブル・クレジットラインを承認、Press Release No.15/05: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1505.htm>

IMF、対チュニジアスタンドバイ取極の7カ月延長を承認、Press Release No.15/229: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15229.htm>

IMF理事会、ケニア向け合計15億米ドル規模の新規取極を承認、Press Release No.16/110: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr16110.htm>

IMF理事会、対モザンビーク第5次PSI見直しを終了、2億8,290万米ドルのクレジットファシリティを承認するとともに、2015年4条協議を終了、Press Release No.15/580: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15580.htm>

IMF理事会、対リベリア拡大クレジット・ファシリティの3カ月延長を承認、Press Release No.15/498: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15498.htm>

IMF理事会、対イラク金融支援(12.4億米ドル)を承認、Press Release No.15/363: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15363.htm>

IMF理事会、ニジェールECF取極の見直しを終了、5,370万米ドルの拠出及びプログラムの利用枠の拡大・延長を承認、Press Release No.15/541: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15541.htm>

IMF理事会、対サントメ・プリンシペ3年間620万米ドル規模の拡大クレジット・ファシリティを承認、Press Release No.15/336: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15336.htm>

IMF理事会、対ギニアビサウ3年間2,390万米ドルの拡大クレジット・ファシリティを承認、2015年4条協議を終了、Press Release No.15/331: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15331.htm>

IMF理事会、対バヌアツ2,380万米ドルの金融支援を承認、Press Release No.15/264: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15264.htm>

IMF理事会、対ハイチ、ECF下で3年間・6,970万米ドルを承認、Press Release No.15/231: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15231.htm>

IMF理事会、対中央アフリカ共和国ラピッド・クレジット・ファシリティ 下で1,180万米ドルの拠出を承認、Press Release No.15/417: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15417.htm>

IMF理事会、ドミニカに対しラピッド・クレジット・ファシリティ 下で870万米ドルの拠出を承認、Press Release No.15/483: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15483.htm>

IMF理事会、マダガスカルに対しラピッド・クレジット・ファシリティ 下で4,210万米ドルの拠出を承認、Press Release No.15/528: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15528.htm>

IMF理事会、ネパールに対しラピッド・クレジット・ファシリティ 下で4,970万米ドルの拠出を承認、Press Release No.15/365: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15365.htm>

IMF理事会、世界金融危機の間のIMF支援プログラムに関する見直しを終了、Press Release No.15/563, December 16, 2015: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15563.htm>

IMF理事会、ギニアビサウ向け3年間2,390万米ドルの拡大クレジット・ファシリティを承認するとともに2015年4条協議を終了、Press Release No.15/331: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15331.htm>

IMF理事会、対セネガル3年間のPSIを承認、Press Release No.15/297: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15297.htm>

## 能力開発

IMF南部アフリカ地域技術支援センター、リスクベースの監督強化を支援、Press Release No.16/79: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr1679.htm>

IMF地域技術支援センターSouth、国境管理協力の強化を支援、Press Release No.16/65: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr1665.htm>

IMF地域技術支援センターSouth、地域統計能力を強化、Press Release No. 16/136: <http://www.imf.org/en/news/articles/2015/09/14/01/49/pr16136>

南部アフリカの実務者、国際工会計基準及び政府財政統計基準の経験を共有、Press Release No.15/458: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15548.htm>

IMF地域技術支援センターSouth、南部アフリカ地域の高額納税者の管理の強化を支援、Press Release No.15/546: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15546.htm>

IMF地域技術支援センターSouth、南部アフリカ地域の高額納税者の管理強化を支援、Press Release No.15/470: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15470.htm>

南部アフリカ実務者、天然資源の富の管理の経験を共有、Press Release No.15/451: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15451.htm>

南部アフリカ実務者、財政リスク管理について協議、Press Release No.15/191: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15191.htm>

中部・南部アフリカの政府関係者、脱税防止の優良慣行を促進、Press Release No.15/454: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15454.htm>

IMFの East AFRITACと東アフリカ共同体、より優れた公的債務統計の作成に向け、当局の能力強化へ Press Release No. 15/293: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15293.htm>

サブサハラアフリカの規模中所得国に関する会議: 朱民副専務理事・ボツワナ中央銀行リナ・モホロ総裁共同声明、Press Release No.16/32: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr1632.htm>

AFRITAC South、加盟国のマクロ経済・金融部門の管理運営を強化、Press Release No.16/153: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr16153.htm>

IMF中東地域技術支援センター及び統計局、物価指数の集計に関するワークショップを終了、Press Release No.16/48: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr1648.htm>

IMF中東地域技術支援センター、予算作成に関する地域ワークショップを終了、Press Release No.15/472: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15472.htm>

IMF中東地域技術支援センター (METAC)、「国境を越える統合された監督」に関するワークショップを終了、Press Release No. 15/254: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15254.htm>

CARTAC、優れた結果をもたらす; 持続可能な開発目標実現での役割、Press Release No.15/539: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15539.htm>

IMFカリブ諸国政府関係者、カリブのばらつきのある経済見直しエネルギーをめぐる課題への戦略、及び金融部門問題で協議、Press Release No.15/402: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15402.htm>

国際通貨基金及びトリニダード・トバゴ中央銀行、カリブの能力構築へ、Press Release No.15/464: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15464.htm>

IMFシンガポール研修所、3年に1度開催されるアジア太平洋研修会議を開催、Press Release No.16/41: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr1641.htm>

ラオス中央銀行、ラオス・ミャンマーを対象とした技術支援事務所の諮問委員会第2回年次会議を開催、Press Release No.15/537: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15537.htm>

IMF技術支援、東南アジアの実務者のマクロ金融の連関性及と分析の能力強化へ、Press Release No.15/203: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15203.htm>

IMF技術支援、IMF技術支援、東南アジアの実務者のマクロ金融の連関性及と分析の能力強化へ、Press Release No.16/185: <http://www.imf.org/en/news/articles/2015/09/14/01/49/pr16185>

ミャンマー中央銀行、第3回対ミャンマー金融部門技術支援協力委員会 (COFTAM) 会議を開催、Press Release No.15/326: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15326.htm>

IMF、フィジー、太平洋島嶼国における自然災害への耐性を考えるハイレベル協議を共催、Press Release No.15/283: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15283.htm>

IMF、インド、地域会議「前進するアジア会議: 未来に投資する」を開催、Press Release No.16/37: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr1637.htm>

IMF・インド、地域研修技術支援センター設立へ、Press Release No.16/102: <http://www.imf.org/en/news/articles/2015/09/14/01/49/pr16102>

IMF・EIB、能力開発での協力強化へ、Press Release No. 15/467: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15467.htm>

欧州連合・IMF、能力開発協力のための新規枠組み運営協定に署名、Press Release No.15/232: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15232.htm>

IMF・USAID、能力開発で連携を強化、Press Release No.15/385: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15385.htm>

ベルギー・IMF、能力開発での連携強化のための枠組み協定に署名、Press Release No.16/105: <http://www.imf.org/en/news/articles/2015/09/14/01/49/pr16105>

## パート3ー財務、組織、及び説明責任

### 財務

IMF理事会、2016年度～2018年度の中期予算を承認、Press Release No.15/228: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15228.htm>

投資勘定の規則と規制: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/082815.pdf>

### 人事

2015年IMF多様性年次報告書: <https://www.imf.org/external/np/div/2015/index.pdf>

IMF理事会、クリスティーヌ・ラガルド氏を専務理事(2期目)に選出、- Press Release No.16/63, February 19, 2016: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr1663.htm>

クリスティーヌ・ラガルド専務理事、筆頭副専務理事にデビッド・リプトン氏の再任を検討、Press Release No.16/138, March 28, 2016: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr16138.htm>

クリスティーヌ・ラガルドIMF専務理事、経済顧問兼調査局局長にモリス・オプストフェルド氏を任命、Press Release No.15/343, July 20, 2015: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15343.htm>

オリビエ・ブランシャールIMF経済顧問兼調査局局長、IMF退職、Press Release No.15/219, May 14, 2015: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15219.htm>

幹部: <http://www.imf.org/external/np/sec/memdir/officers.htm>

組織図: <http://www.imf.org/external/np/obp/orgcht.htm>



## 説明責任

IMF協定: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/aa/index.htm>

リスク引き受け声明: <http://www.imf.org/external/about/riskaccept.htm>

独立評価機関: <http://www.ieso-imf.org>

IMFにおける自己評価: IEOの分析: <http://www.ieso-imf.org/ieso/pages/CompletedEvaluation260.aspx>

独立評価機関、局長代理による要約—IMFにおける自己評価—IEOの分析、理事会会議15/89、2015年9月18日: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/091815b.pdf>

IMFデータの裏側: IEO分析: <http://www.ieso-imf.org/ieso/pages/EvaluationImages261.aspx>

IEO、報告書「IMFデータの裏側: IEO分析」を発表

IMFマネジメント及びスタッフ、独立評価機関によるIMFのデータに関する報告書を歓迎、Press Release No.16/134, March 24, 2016: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2016/pr16134.htm>

局長代理による要約、「IMFデータの裏側: IEO分析」、理事会会議16/23、2016年3月17日: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2016/032116.pdf>

## 透明性

2013年IMFの透明性政策見直し: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/051413.pdf>

## パート4—これから

クォータ計算式の見直し結果に関する理事会の総務会への報告書: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/013013.pdf>

国際通貨基金総務会暫定委員会の声明、Press Release 97/22: <http://www.imf.org/en/news/articles/2015/09/14/01/49/pr9722>

金融セクター評価プログラム: <http://www.imf.org/external/np/fsap/fssa.aspx>

「財政リスクの分析と管理」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2016/050416.pdf>

第33回国際通貨金融委員会 (IMFC) コミュニケ: <http://www.imf.org/external/np/cm/2016/041616a.htm>

「格差と持続不可能な成長: ひとつのコインの表と裏?」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2011/sdn1108.pdf>

「財政政策と格差」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/012314.pdf>

「再分配、格差、成長」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2014/sdn1402.pdf>

2015年10月アフリカ地域経済見通し「サブサハラアフリカの不平等と経済見通し」に関する章: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/reo/2015/afr/eng/pdf/chap3Oct.pdf>

ワーキングペーパー「成長の配当を共有する: アジアの不平等の分析」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2016/wp1648.pdf>

ファクトシート—IMFサーベイランス: <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/surv.htm>

「変化を促す: 女性のエンパワーメントと所得の不平等への挑戦」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2015/sdn1520.pdf>

「欧州における女性の雇用の可能性を解き放つ: 原動力と利点」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/dp/2016/eur1601.pdf>

インド4条協議報告書: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2016/cr1675.pdf>

「インドにおける男女不平等とインフォーマリティのマクロ経済への影響」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2016/cr1676.pdf>

「バリの後: 気候変動の財政、マクロ経済、及び金融への含意」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2016/sdn1601.pdf>

IMFカントリーレポート(メキシコ): <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2015/cr15314.pdf>

対米4条協議: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2015/cr15168.pdf>

「エルニーニョ: その影響は?」、ファイナンス&ディベロップメント、2016年3月号、Vol.53、No. 1: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/fandd/2016/03/cashin.htm>

腐敗と戦う: エッセー: <https://www.gov.uk/government/publications/against-corruption-a-collection-of-essays/against-corruption-a-collection-of-essays>

「腐敗と戦う: コストと軽減のための戦略」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2016/sdn1605.pdf>

世界経済見通し改訂見通し—イギリス国民投票後の不確実性、2016年7月: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2016/update/02/index.htm>

「世界見通しと政策課題」、G20財務大臣中央銀行総裁会議、2016年7月23~24日、中国・成都: <http://www.imf.org/external/np/g20/pdf/2016/072116.pdf>

「G20参加国における構造改革の優先課題」スタッフによるG20サーベイランスのための背景報告書、2016年7月: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2016/072216a.pdf>

## 頭字語及び略語

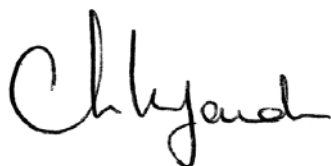
AML/CFT	資金洗浄・テロ資金供与対策	IMS	国際通貨制度
ASEAN	東南アジア諸国連合	LIDC	低所得途上国
CCRT	大災害抑制・救済基金	MENAP	中東、北アフリカ、アフガニスタン、及びパキスタン
CEE	中欧及び東欧	OIA	内部監査室
EAC	外部監査委員会	PLL	予防的流動性枠
ECF	拡大クレジット・ファシリティ	PRGT	貧困削減・成長トラスト
EFF	拡大信用供与措置	PSI	政策支援インストルメント
e-GDDS	強化された一般データ公表システム	RCF	ラピッド・クレジット・ファシリティ
EU	欧州連合	REO	地域経済見通し
FATF	マネーロンダリングに関する金融活動作業部会	RFI	ラピッド・ファイナンス・インストルメント
FCL	フレキシブル・クレジットライン	SARTTAC	南アジア地域研修・技術支援センター
FM	財政モニター	SBA	スタンドバイ取極
FSAP	金融セクター評価プログラム	SCF	スタンドバイ・クレジット・ファシリティ
FSI	金融健全性指標	SDDS	特別データ公表基準
FY	会計年度	SDGs	持続可能な開発目標
G20	主要20カ国・地域	SDR	特別引出権
GCC	湾岸協力理事会	SECO	スイス連邦経済省経済事務局
GDDS	一般データ公表システム	SUNAT	ペルー税務監督庁
GDP	国内総生産	TAK	コソボ税務行政局
GFSR	国際金融安定性報告書	TSR	3年毎のサーベイランス・レビュー
GPA	グローバル政策アジェンダ	UN	国際連合
GRA	一般資金勘定	WEO	世界経済見通し
HIPC	重債務貧困国イニシアティブ		
ICD	能力開発局		
IEO	独立評価機関		
IMFC	国際通貨金融委員会		

# 総務会への送り状

2016年7月29日

総務会議長殿

国際通貨基金理事会を代表し、IMF協定第12条7項(a)及びIMF内規10項に則り、2016年度(2016年4月30日)の年次報告書を総務会に提出いたします。IMF内規第20項の規定に則り、2017年度(2017年4月30日)の理事会承認済みIMFの運営及び資本予算は、第3章に提示いたします。2016年度(2016年4月30日)の一般勘定、SDR勘定並びにIMF管理勘定の監査済み財務諸表は、当該財務諸表に対する外部監査法人の監査意見とともに、当報告書CD-ROM版及び [www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2016/eng](http://www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2016/eng)の付属書VIIに掲載してあります。外部監査及び財務報告手続は、IMF内規第20条(c)の規定に基づき、外部監査委員会によって監督されました。外部監査委員会のメンバーは、Loeto(委員長)、Barth、及びVikamseyの各氏です。



クリスティーヌ・ラガルド

専務理事兼理事会議長



## 女性の役割の拡大

国、地域コミュニティ、あるいは組織の経済・社会発展で、女性が担う役割の重要性に対する認識が高まっている。我々IMFは、女性の就業を可能にしこれを促すとともに、女性を受け入れその経済的エンパワーメントを支える法を執行すべく加盟国が意図的な努力を重ねることで、経済の更なる繁栄と安定し確実な未来を育むための確かな機会を手にすることができると確信している。男女平等、そして我々の活動や政策助言のジェンダーにもたらす意味への注目が高まることは、加盟国により優れた貢献を行い、全ての人々の生活の質の向上を図る我々の取り組みを支えることになる。

社会のあらゆる側面・あらゆるレベルの管理職により多くの女性を受け入れることは、加盟国が抱える多くの重要な課題を左右するカギとなる。しかしより重要なことは、女性を排除するということは、世界の

人材プールの少なくとも半分へのアクセスを失うことを意味するということだ。相互関連性が高まり複雑化し急速に変化している世界においては、最善の思考と全ての人々による最大限の貢献が必要である。（「これから」の項のジェンダー不平等に関するIMFのリサーチを参照）。

集団的知性がIMFの強みであり、あらゆる立場にある様々な層の才能溢れる女性の声と視点を取り入れることは、今に始まったことではない。10年以上にわたり、組織内のジェンダーバランスの改善に意識して取り組んできた結果、我々は大きく前進した。我々はこの成果を誇りに思う。しかし同時に、加盟国への貢献という我々の責務を十二分に果たすためには男女が等しいパートナーとなる必要があり、これに至るまでに依然課題が残っていることも事実である。

2016年3月の国際女性デーを記念したイベントで、IMFスタッフ及びイベントに参加した児童とともに写真に収まる、ナディア・ユネスIMF多様性アドバイザー、ンゴジ・オコンジョ・イウェアラ元ナイジェリア財務大臣（後列中央）とIMF専務理事



本年次報告書は、IMFコミュニケーション局編集出版課が、IMF作業部会と協議のうえ作成しました。Rhoda Weeks-Brown 及びJeremy Cliftが、Stephen Field委員長率いる理事会の評価委員会管轄下の年次報告書チームの作業を監督しました。Jeremy Markがチーフライターを、S. Alexandra Russellが編集及びプロダクション・マネージャーを務めました。Suzanne Alavi及びMadjé Amegaは、編集及び事務サポートを担当しました。

#### 写真

Stephen Jaffe/©IMF photo: 専務理事、Narendra Modi、Raghuram Rajan、David Adeang 及び Martin Hunt、ウマラ大統領、IMFC、理事、女性幹部、ページ2、29（上・下）、30（右上）、39（右上、左下）、100、及び裏表紙

Ryan Rayburn/©IMF photo: アグスティン・カルステンズ、朱民、理事会、カルバナ・コッチャ、幹部、女性デー、ページ39（左上）、59（右）、85（上、右下）、91（右下）、102、及び126

Ali Jarekji/©IMF Photo: ページ25（下から2番目）

Pilu Delgado/©IMF photo: ページ41（下）

Roxana Bravo/©IMF photo: 古澤満宏、ページ51（右）

Yuri Gripas/©IMF photo: カルラ・グラッツ、ページ 87

その他 ©IMF photo: ページ31（右下角）、34（上）、39（右下）、41（下）、63（右下）、85（左）、91（上、左下、右上）

ストック・フォト Alamy、Getty Images、Newscom

#### デザイン

Beth Singer Design LLC [www.bethsingerdesign.com](http://www.bethsingerdesign.com)

#### ウェブデザイン

Theo and Sebastian <http://theoandsebastian.com>

IMF Annual Report video

IMF Multimedia Services(Gokhan Karahan, Krzysztof Rucinski, Alex Curro, and William Connell)

本日本語版の各担当者は以下の通りです。竹内猛（翻訳）、小松優（翻訳、校正）、長倉敦子（プロダクション・デザイン）、Martine Rossignol及びBrian De Nicola（プロダクション）。

本年次報告書の、ウェブテーブル及び付属書（2016年4月30日現在の財務報告書も含む）をはじめとする補足資料は、年次報告書のウェブページ、[www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2016/eng](http://www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2016/eng)で入手可能である。またウェブページに掲載の付属資料を含めた本報告書のCD-ROM版も、IMF Publication Servicesより入手可能となっている。

©2016 International Monetary Fund  
Annual Report 2016—Find Solutions Together  
ISBN 9781498350570 (paper)  
ISBN 9781498350679 (PDF)

Publication orders may be placed online, by fax, or through the mail:  
出版物は、オンライン、ファックス、もしくは郵便で取り寄せることができる。

International Monetary Fund, Publication Services  
P.O. Box 92780, Washington, DC 20090, U.S.A.  
Tel.: (202) 623-7430 Fax: (202) 623-7201  
E-mail: [publications@imf.org](mailto:publications@imf.org)  
[www.imfbookstore.org](http://www.imfbookstore.org) | [www.elibrary.imf.org](http://www.elibrary.imf.org)

## IMFで活躍する女性リーダー達



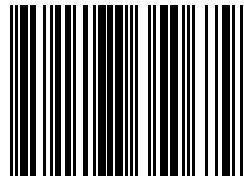
管理職で活躍する女性達(左下から、時計回り): シャーミニ・クーリー能力開発局長、カルラ・グラッソ副専務理事兼最高総務責任者、アントワネット・サイエアフリカ局長、チルシー・カブウェブウェ理事、クリスティーン・ラガルド専務理事、スーザン・スワート情報技術局長兼主席情報官、カルパナ・コッチャ人事局長(2016年6月13日付)、クレア・ブラディ内部監査室長(126ページ参照)



International Monetary Fund  
700 19th Street NW  
Washington, DC 20431 USA

[www.imf.org](http://www.imf.org)

ISBN-13: 978-1498350679



9 781498 350679